

# 阿見町議会会議録

平成20年第2回定例会

(平成20年6月10日～6月20日)

阿見町議会

## 平成20年第2回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	19
◎会期日程	20
◎第1号(6月10日)	23
○出席, 欠席議員	23
○出席説明員及び会議書記	23
○議事日程第1号	25
○開 会	26
・会議録署名議員の指名	26
・会期の決定	26
・諸般の報告	27
・議案第32号から議案第33号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	28
・議案第34号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	29
・議案第35号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	30
・議案第36号から議案第40号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	31
・議案第41号から議案第48号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	36
○散 会	40
◎第2号(6月11日)	41
○出席, 欠席議員	41
○出席説明員及び会議書記	41
○議事日程第2号	43
○一般質問通告事項一覧	44
○開 議	45
・一般質問	45
千葉 繁	45
柴原 成一	55
藤井 孝幸	61
紙井 和美	78
細田 正幸	85
○散 会	92

◎第3号（6月12日）	93
○出席，欠席議員	93
○出席説明員及び会議書記	93
○議事日程第3号	95
○一般質問通告事項一覧	96
○開 議	97
・一般質問	97
難波千香子	97
浅野 栄子	106
佐藤 幸明	116
・休会の件	123
○散 会	123
◎第4号（6月20日）	125
○出席，欠席議員	125
○出席説明員及び会議書記	125
○議事日程第4号	127
○開 議	128
・議案第34号（委員長報告，討論，採決）	128
・議案第35号（委員長報告，討論，採決）	129
・議案第36号から議案第40号（委員長報告，討論，採決）	130
・議案第41号から議案第48号（委員長報告，討論，採決）	135
・意見書案第1号（上程，説明，質疑，討論，採決）	142
・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について	144
○閉 会	146

## 第 2 回 定例会

阿見町告示第62号

平成20年第2回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年6月3日

阿見町長 川 田 弘 二

- 1 期 日 平成20年6月10日
- 2 場 所 阿見町議会議場

## 平成20年第2回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	6月10日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	6月11日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第3日	6月12日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> </ul>
第4日	6月13日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務（議案審査）</li> </ul>
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生教育（議案審査）</li> </ul>
第5日	6月14日	(土)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第6日	6月15日	(日)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第7日	6月16日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業建設（議案審査）</li> </ul>
第8日	6月17日	(火)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第9日	6月18日	(水)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>
第10日	6月19日	(木)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案調査</li> </ul>

第11日	6月20日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員長報告</li><li>・討論</li><li>・採決</li><li>・閉会</li></ul>
------	-------	-----	-------	-----	--

第 1 号

[ 6 月 10 日 ]



## 平成20年第2回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成20年6月10日（第1日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
16番	櫛田	豊	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	渡辺	清一	君

民 生 部 長	横 田 健 一 君
生 活 産 業 部 長	坪 田 匡 弘 君
都 市 整 備 部 長	桑 田 康 司 君
教 育 次 長	川 村 忠 男 君
消 防 長	瀬 尾 房 雄 君
消 防 次 長 兼 総 務 課 長	大 津 力 君
参 事 兼 消 防 署 長	田 仲 安 夫 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	篠 崎 慎 一 君
税 務 課 長	野 口 静 男 君
建 設 課 長	浅 野 耕 一 君
国 保 年 金 課 長	吉 田 衛 君
水 道 課 長	横 田 充 新 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	山 崎 貴 之

## 平成20年第2回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成20年6月10日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- 日程第5 議案第34号 阿見町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第35号 阿見町監査委員事務局設置条例の制定について
- 日程第7 議案第36号 阿見町職員定数条例の一部改正について
- 議案第37号 阿見町監査委員条例の一部改正について
- 議案第38号 阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について
- 議案第39号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第40号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第41号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開会

○議長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成20年第2回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（諏訪原実君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

6番 柴原成一君

7番 浅野栄子君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本件については、去る6月3日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長小松沢秀幸君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長小松沢秀幸君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小松沢秀幸君） 会期の決定の件について御報告いたします。

平成20年第2回定例会につきまして、去る6月3日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は全員の6名で、執行部から篠原総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は、本日から20日までの11日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案の上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、6月11日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

3日目、6月12日は同じく10時から本会議で一般質問、3名。

4日目、6月13日、委員会で、午前10時から総務常任委員会。午後の2時から民生教育常任

委員会。

5日目から6日目までは休会で議案調査。

7日目、6月16日は委員会で、午前10時から産業建設委員会。

8日目から10日目までは、休会で議案調査。

11日目、6月の20日は最終日となりますが、午前10時から本会議で、委員長報告、討論、採決をし、閉会といたしました。

以上のような会期日程を議会運営委員会として作成をいたしました。各議員の御協力をお願いいたしまして、委員長の報告といたします。

○議長（諏訪原実君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から6月20日までの11日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月20日までの11日間と決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（諏訪原実君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 皆さん、おはようございます。本日は平成20年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、公私とも御多用の折にもかかわらず、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速であります。開会に先立ちまして、報告事項を申し上げます。

平成19年度繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

平成19年度の事業実施に当たり、諸般の事情により、年度内に事業完成並びに支出が困難になったため、予算の定めるところにより、平成20年度に繰り越した事業は、お手元に配付いたしました計算書のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 議長より報告いたします。今定例会に提出された案件は、町長提出議

案第32号から議案第48号の17件です。

次に、本日までに受理した陳情等は、鳥獣被害防止特措法関連予算を鳥獣捕殺ではなく、自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情、過剰な農薬取締法により、植物からなる農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書の2件です。内容は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成20年2月分から平成20年4月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成20年度普通建設等事業進捗状況・契約状況報告について、6月4日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成19年度阿見町土地開発公社決算書及び平成20年度阿見町土地開発公社事業計画書の提出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、以上2件を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第32号及び第33号の専決処分に係る議案について、御説明申し上げます。

平成20年度の地方税法の改正が、本年4月30日の国会において可決成立し、同日公布されたことを受け、町においても、町税条例及び町都市計画税条例について、当該改正を反映したものを速やかに施行する必要があるため、4月30日をもって専決処分を行ったものであります。

まず、議案第32号の町税条例の主な改正内容としましては、法人町民税関係において、法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるもので収益を行わないものについて、均等割を非課税とするものであります。また、この改正に伴い、均等割の税率が適用される法人の整理を行うものであります。

固定資産税関係においては、一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度分の固定資産税を120平方メートル分までを限度として、3分の1減額する特例措置が創設されたものであります。この特例措置は、平成22年3月31日までの3年間の期限つき措置になります。

次に、議案第33号の町都市計画税の改正内容は、地方税法の条項が異動したことに伴う改正によるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第33号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第32号から議案第33号の2件については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第33号の2件については、原案どおり承認することに決しました。

---

#### 議案第34号 阿見町附属機関の設置に関する条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、議案第34号、阿見町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登

壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第34号，阿見町附属機関の設置に関する条例の制定について，御説明申し上げます。

本案は，地方自治法第138条の4第3項において，附属機関は法律または条例の定めるところにより，執行機関の附属機関として，自治紛争調停委員，審査会，審議会，調査会その他の調停，審査，諮問または調査のための機関を置く，と規定しております。附属機関の設置は，法令の特別の定めがない限り，規則等に基づいて行うことができるものとされていた従来の取扱を改め，すべて条例に定めなければならないこととし，本条例を制定するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお，本案については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については，会議規則第39条第1項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め，さよう決定いたします。

総務常任委員会では，付託案件を審査の上，来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるよう，お願いいたします。

---

#### 議案第35号 阿見町監査委員事務局設置条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 次に，日程第6，議案第35号，阿見町監査委員事務局設置条例の制定についてを議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第35号，阿見町監査委員事務局設置条例の制定について，御説明を申し上げます。



現在、阿見町では、地方自治法第200条第4項、事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く、の規定に基づき、監査事務の補助職員を配置し、監査委員の補助をしておりますが、監査委員は、町長部局から独立した行政委員会の一つであり、監査機能の独立性を保つ点から、その位置づけを明確にするために、地方自治法第200条第2項、市町村の監査委員に、条例の定めるところにより、事務局を置くことができる、の規定に基づき、設置条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第36号 阿見町職員定数条例の一部改正について

議案第37号 阿見町監査委員条例の一部改正について

議案第38号 阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について

議案第39号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について

議案第40号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第7、議案第36号、阿見町職員定数条例の一部改正について、議案第37号、阿見町監査委員条例の一部改正について、議案第38号、阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について、議案第39号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について、議案第40号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第36号から第40号までの、条例の一部改正に係る議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第36号、阿見町職員定数条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、議案第35号、阿見町監査委員事務局設置条例の制定に伴い、事務局の職員の設置を明文化するものであります。

次に、議案第37号、阿見町監査委員条例の一部改正について、申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率及び資金不足比率を、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務づけられたことから、その旨を条文に追加するとともに、文言の整理をするため、阿見町監査委員条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号、阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づくものであり、暴力団等の排除を徹底するため、一部改正するものであります。

次に、議案第39号、阿見町営住宅管理条例の一部改正についてであります。

本案は、昨年、東京都町田市の都営住宅での暴力団員による立てこもり発砲事件を初め、全国の公営住宅における暴力団員のさまざまな不法行為が多数発生したことを受け、同年6月に国から公営住宅における暴力団排除について通知があり、基本方針が示されました。町としましては、この基本方針に基づき、町営住宅における入居者の安全確保などを図り、町営住宅から暴力団を排除するため、条例の一部を改正するためのものであります。

次に、議案第40号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことにより、平成20年4月から、後期高齢者医療制度、通称長寿医療制度と呼ばれるようになりましたが、この制度が創設されたため、これに伴い、町におきましても国民健康保険税条例の一部について改正を行うものであります。

主な改正の1点目は、後期高齢者医療制度を支援する目的で、現役世代が負担する後期高齢者支援金を賄うため、新たに後期高齢者支援金等課税額の税率を設定するものであります。具体的には、現在の基礎課税額の税率を割り振って設定するもので、所得割については、基礎課税額100分の7.2を100分の4.5とし、後期高齢者支援金等課税額100分の2.7を新設、資産割については、基礎課税額100分の35を100分の20とし、後期高齢者支援金等課税額100分の15を新設、

1人当たりに課税される均等割額については、基礎課税額2万5,000円を2万3,000円とし、後期高齢者支援金等課税額2,000円を新設、1世帯当たりに課税される平等割額については、基礎課税額2万9,000円を2万6,000円とし、後期高齢者支援金等課税額3,000円を新設するもので、これに伴い、低所得者層の税負担軽減のための減額の額についても、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の均等割、平等割額について、それぞれ改正及び新設するものであります。また、4月30日に地方税法が改正され、国民健康保険税における賦課限度額について、これまでの基礎課税額の賦課限度額56万円が47万円に、新設された後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額が12万円に設定されたため、これにのっとり改正するものであります。

改正の2点目は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳以上の人について、新制度の保険料の納付が生ずることになりますが、これに伴って、同じ世帯の中で国民健康保険に残る人の保険税負担が急に増えることのないよう軽減措置を設けるものであります。具体的には、低所得により軽減措置を受けていた世帯について、軽減の判定において後期高齢者医療制度に移行した人も含めて判定することにより、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間は以前と同じ軽減措置が受けられるというものであります。また、国保に残った被保険者が1人の場合は、世帯構成人数がそのままであれば、1世帯当たりに課税される平等割額について、5年間半額にするというものであります。

3点目は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、75歳以上の人が会社の健康保険などから新制度に移行することにより、その扶養家族である65歳以上74歳までの被扶養者の人が、新たに国保に加入することとなる場合、2年間の減免措置を設けるものであります。具体的には、2年間、所得割と資産割を賦課しないこととし、また7割、5割の軽減該当者を除き、1人当たりに課税される均等割額について半額とするものであります。さらに、65歳以上74歳までの被扶養者の人だけで国保の世帯を構成する場合においては、1世帯当たりに課税される平等割額についても半額とするものであり、医療制度の大幅な改正に伴う国保税の激変緩和のため所要の措置を講ずるものであります。なお、この案件につきましては、町国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添えます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔をお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 第40号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですけれども、

いろいろ説明がありましたけれども、要するに全体としては負担が重くなるのか軽くなるのか。最高限度、それから最低の免税世帯ですね、減免世帯、それから平均世帯、その点について、プラスになるのかマイナスになるのか説明をお願いしたい。最初の最高限度額については、56万円を47万円にするけれども、後期高齢者のほうの課税額が12万だとすれば、56万円が59万円になると。そうすると、最高限度は3万円値上げになると、そうふうに理解していいのかどうなのか、説明を求めます。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、ただいまの御質問についてお答えいたしたいと思いません。

今度後期高齢者に移行する分、今度残った64歳までの方の国保の税金がどうなるかと、重くなるのか軽くなるのかというような1点目の御質問でございますが、これはあくまでも8月の本算定をしてみないとその結果というのは確定いたしません、平成20年1月末時点での課税ベースで、75歳以上の保険者が後期高齢者医療制度のほうに移行した後でのシミュレーションをしたところによりますと、平成19年度は12億8,000万、平成20年度は賦課限度額が基礎課税額と後期高齢者支援金課税額の2つに分かれたということで、こちらは12億7,500万円ということになりまして、500万円の減収になるというふうに見込んでおります。

しかし、退職された方が新たに国保に加入するというような状況を考慮しますと、全部この500万が減収にはならないというふうに考えております。なお、平成20年度の計算については、新たな5年間の国保税の軽減措置とか、2年間の減免措置、これらに係る計算プログラムがまだ完成されておきませんので、今のところは考慮した計算というのはできない状況でございます。

次に2点目の、限度額が今まで56万円から59万円に上がったということで、これがどういうふうになったのかということでございますが、今まで賦課限度額が56万円を適用されていた世帯、あくまでも今回このモデルケースで御説明させていただきますと、資産割の基礎となる固定資産税が10万円と仮定して、被保険者が夫と妻、子供2人の4人世帯、こういう場合で仮定いたしますと、今まで56万円の限度額の適用を受けていた所得というのは、総所得金額で633万円ですね、この世帯が56万円の限度額を受けていた世帯ということになります。今回、それが633万円の世帯の方は、今度、基礎課税分で47万円で、支援金のほうで12万円ということに改正になったということで、その633万円の世帯では、逆に3万2,000円の減になるというような試算でございます。

次に、所得が733万円の世帯、こちらは1万3,000円の増になるということです。それで、所得金額が771万円以上の場合、これが3万円の増ということで、こちらが59万円、限度の適用

を受ける世帯というようなことになります。

それで、これまで56万円の限度額の適用を超えてなかった世帯、こちら総所得金額で言いますと433万円、こちらの世帯では1万4,000円の減になります。それで、333万円以下の世帯については、これまでどおりの増減が発生しないというような状況になってございます。

以上の説明した内容は、あくまでも先ほど申しましたモデル世帯の算出ということでございますので、個々の世帯の状況とか資産の状況によって変わりますので、その点は御了承お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 済みません、先ほどのちょっと答弁で、訂正させていただきます。74歳までの国保加入者、先ほど64歳と言ったと思いますが、74歳までですので、訂正させていただきます。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

10番久保谷実君。

○10番（久保谷実君） ただいまの関連なんですけど、56万円から限度額が59万円に変わったということで、阿見町内における人数、限度額を払う人の人数とパーセントはどのぐらいになってるか、どのように変わったか、お願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

平成19年度の実績で御説明させていただきますと、平成19年度の実績では387世帯が今まで56万円の適用を受けていたということで、課税世帯のうち4.4%が適用の世帯となっております。これを平成20年1月末時点での課税額をベースとして、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した後でのシミュレーションをして計算してみますと、平成19年度の再計算では372世帯となりまして、平成20年度は基礎課税額の47万円を超える世帯は200世帯、それで、後期高齢者の支援金課税額の12万を超える世帯は600世帯というふうに思われるというような試算をさせていただきます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質問はありませんか。民生部長、横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 済みません、また訂正させていただきます。先ほどの平成19年度の再計算で、後期高齢者に移行した後のシミュレーションということで、372世帯と言いましたが、327世帯ですので。失礼いたしました、訂正をお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号から議案第40号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第41号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第8、議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第42号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第43号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第44号、平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第45号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 議案第41号から第48号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第41号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に9,540万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ133億1,540万9,000円

とするものであります。

2 ページの第1表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。第16款、県支出金では、浄化槽設置事業補助金を増額するほか、英語活動等国際理解活動推進事業委託金等を新規計上。第19款、繰入金では財源を調整するため、町営住宅建替基金繰入金を減額。第20款、繰越金では、歳出補正の財源に充てるため、前年度繰越金を増額するものであります。

次に、3 ページからの歳出について主なものを申し上げます。第1款、議会費から、第9款、教育費まで、4月の人事異動等に伴う職員給与関係経費の増減が主なものでありますが、そのほか、第2款、総務費では、茨城県職員の派遣に係る市町村派遣職員負担金を増額。第3款、民生費では、職員給与関係経費を補正するための国民健康保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金を増額、介護保険特別会計繰出金を減額するほか、保育所維持管理費で維持補修工事を新規計上するものであります。第4款、衛生費では、龍ヶ崎地方衛生組合負担金を減額する一方、浄化槽設置事業補助金を増額。第7款、土木費では、職員給与関係経費を補正するための公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものであります。第9款、教育費では、阿見第一小学校において、英語活動等国際理解活動推進事業を実施するための経費等を新規計上するほか、小・中学校施設整備事業で、教職員用パソコン関連経費を増額するものであります。

次に、議案第42号から第48号までにつきましては、それぞれ人事異動等に伴う職員給与関係経費を補正するもので、議案第42号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額に739万5,000円を追加、歳入歳出それぞれ47億2,139万5,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第43号、公共下水道事業特別会計補正予算は、既定の予算額から593万5,000円を減額、歳入歳出それぞれ24億2,506万5,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第44号、土地区画整理事業特別会計補正予算は、既定の予算額から15万4,000円を減額、歳入歳出それぞれ9億4,284万6,000円とし、その財源である本郷第一土地区画整理事業保留地処分金を減額するものであります。

議案第45号、農業集落排水事業特別会計補正予算は、既定の予算額から52万9,000円を減額、歳入歳出それぞれ6億1,647万1,000円とし、その財源である一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第46号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から279万8,000円を減額、歳入歳出それぞれ18億7,520万2,000円とし、その財源については、事務費等一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第47号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に462万3,000円を追加、歳入歳出それぞれ5億6,112万3,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を増額するものであります。

議案第48号、水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ498万3,000円を減額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（諏訪原実君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 5ページなんですけれども、歳出の総務費、阿見町からほかの市町村とか県に派遣されている職員は何人いるんですか。それと、4番目の衛生費、浄化槽の助成金と伺いましたけれども、これは町には何軒で、1戸当たりは幾らぐらいの計算をしてあるのか、これをお尋ねします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） まず、1点目の質問に対しては、総務部のほうからお答えします。

町から県のほうに派遣している職員、これは研修生として派遣しておりますが、1名でございます。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） 浄化槽の補助金について、お答えいたします。

予算上は、町のほうで43基の分の補助を計上しております。それで、補助額でしょうか。各浄化槽もいろいろあるんですけども、大きさとかあるんですが、例えば5人槽の高度の浄化槽というのがあるんですけども、設置する場合、約130万ぐらいが経費としてかかります。その中で補助額が87万円、これは国、県、それと町との補助額ということになるんですけども、ということになります。今回、補正してございますけども、県のほうの補助額が増えましたので、こういった形になります。

それと今回の、なぜ補正になったのかという経緯を御説明いたします。昨年10月ですけども、茨城県の霞ヶ浦水質保全条例というのが施行されて、霞ヶ浦流域の市町村は、浄化槽でも高度な処理ですね、窒素とか磷を除去する浄化槽の設置が義務づけられました。この浄化槽は通常型よりも高額になります。個人の負担が増えるわけなんですけども、個人の負担分、増額分に対して県のほうで補助を差し上げる、補助するというので、今回、県のほうの補助



が増えまして、補正をするものであります。県のほうの補助の財源ですけども、今年から導入されました森林湖沼環境税を財源に充てるといふふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 今の金額は、大体5人槽を基準にして答弁してくださったと思うんですが、大体、大方5人槽で賄われているんですか。それとも、10人槽なんていうのも中にはいるんですか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

43基の補助分というふうに、先ほどお答えいたしましたけれども、その中で5人槽が26基、7人槽が16基、10人槽が1基というふうな割合で予算は計上してございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第48号の水道事業会計で、家事用料金ですね、3ページ、498万3,000円が減額補正されておりますけれども、まだ新年度が始まったばかりでそういう金額がマイナスになるっていうのは、何か理由があるのでしょうか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この減額分なのでございますが、今回の人事異動に伴う人件費の増減に合わせての歳出歳入の補正ということでございまして、その家事用料金にその差額の分を持ってきて、ここで歳出歳入を合わせたというような内容でございます。そういったことで、家事用料金のほうでの減額という形になりました。

○議長（諏訪原実君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号から議案第48号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る6月20日の本会議において審査の結果を報告

されるよう、お願いいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（諏訪原実君） それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午前10時59分散会

第 2 号

[ 6 月 11 日 ]

## 平成20年第2回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成20年6月11日（第2日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
15番	大野	孝志	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

11番	吉田	憲市	君
16番	櫛田	豊	君

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	渡辺	清一	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	坪田匡弘君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	川村忠男君
消防長	瀬尾房雄君
消防次長兼総務課長	大津力君
参事兼消防署長	田仲安夫君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
児童福祉課長	高須徹君
都市計画課長	菊池彰君
商工観光課長	木内良夫君
町民活動推進課長	飯野利明君
農業振興課長兼 農業委員会事務局長	大塚芳夫君
学校教育課長	黒井寛君
指導室長	石井直人君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成20年第2回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成20年6月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成20年第2回定例会

一般質問1日目（平成20年6月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 千葉 繁	1. 吉原東地区大型商業施設（アウトレット）建設について	町 長
2. 柴原 成一	1. 阿見プレミアム・アウトレット進出に向けた阿見町側の振興・対応策について 2. 「米粉パンのまち・阿見」の提唱について	町 長
3. 藤井 孝幸	1. 町の危機管理意識と体制について	町 長
4. 紙井 和美	1. 放課後児童クラブの充実について	町 長 教 育 長
5. 細田 正幸	1. 霞ヶ浦湖岸を観光資源として早急に整備すべきではないか	町 長

## 午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） 皆さんおはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

### 一般質問

○議長（諏訪原実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番千葉繁君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔9番千葉繁君登壇〕

○9番（千葉繁君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、阿見吉原東地区商業・業務施設プレミアム・アウトレットの建設の、現時点での想定される諸問題について、質問をいたします。

昨日、プレミアム・アウトレットを運営するチェルシージャパンから施設の概要や建設スケジュールについて説明がありましたが、復習の意味で簡単にお話をさせていただきます。

概要につきましては、予定では土地面積約17.2ヘクタール、延べ床面積約2万4,000平方メートル、店舗面積約2万1,000平方メートル。店舗数約100店舗、駐車台数2,500台、年間の来場者数300万から400万人を想定。雇用者数800名を予定していると聞いております。

運営会社チェルシージャパンは、これまで、現在建設中のものを含め、日本に7カ所のアウトレットセンターを出店させており、阿見町のもので8カ所目になります。

そもそもプレミアム・アウトレットとは、アメリカで完成された本格的なアウトレット専門のショッピングセンターで、全店舗世界各国の著名ブランドが直接出店する、アメリカ生まれの全く新しいスタイルの非日常的空間で、一日ショッピングを楽しめるのが特徴であります。

また、世界各国の著名ブランドの持つ信用と品質により、お客様に安心できるショッピングを提供すること、すべての商品を毎日オフプライスで提供すること、非日常空間の演出によりお客様に快適なショッピング環境を提供すること、高品質なサービスによりお客様に楽しいショッピングを提供することを基本理念としています。



会社の財務状況も、2007年3月期の業績も、営業収益181億2,900万円、営業利益51億9,400万円、経常利益47億6,400万円、当期純利益28億600万円と好調であります。

このように、各地で成功をおさめた優良企業が当町に進出されることは、当町の活性化の起爆剤として、また当町の全国へのPRとして、大きな期待を寄せるところであります。そして、その期待を成功に導くには、運営会社チェルシージャパンとの多くの協議を行い、双方の方向性を相互理解し合い、できるだけ協調歩調をとっていくことが肝心であります。

また、町としてアウトレットに寄せられたポテンシャルを、町外に流出しないような戦略が必要であります。アウトレットへ来たお客様を、いかに町内に回遊させられるかがキーポイントになってくると考えます。

先月、笠間の陶炎祭（ひまつり）という陶器市に行ってきました。市を挙げての取り組みがうかがえました。市の持つポテンシャルを上手にPRしながら、陶器市をきっかけに市民が一体となって盛り上げようとしており、市内全体の活性化が図られておりました。

このように、アウトレットの持つ集客力を最大限に活用すること、そして具体的に構想を練り発信すること。これこそが、今後の大きな課題であろうと考えます。そして、現実的に町として何ができるか、附帯条件として何が必要なのかを冷静に判断することです。

昨日の、運営会社の説明の後の質疑の中で、当町に対しての最大の要望は何ですかとの問いに対し、交通渋滞の緩和策とおっしゃっておりました。また私が調べた中では、ほかのアウトレットではいろいろな問題も生じていると聞いております。そういった現実には起きている問題点も認識しながら、当町としての対策や、予想される諸問題を限られた時間の中で、できるだけ解決しておかなければなりません。

そこで、以下3点質問をいたします。

1つ目。この施設が開業すると、各地域から多くの方々の集客が予想されます。他の施設の様子を伺うと、置き引きや車上荒らしのような犯罪や、交通事故などが多発するとのこと。現在の阿見地区交番の状況からすると、新たな巨大施設に対しての対応は大変に厳しいのではないかと考えます。当該地区への新しい交番の設置、出張所、立ち寄り所などの設置など、県の担当部局への要望や対策を検討しておかなければならないと思いますが、御所見を伺います。

2つ目。この施設までの交通手段はたくさんあるかと思いますが、周辺地域の混雑も予想されます。施設へのアクセス道路を含め、町としてどのようなお考えがあるのでしょうか。お尋ねします。

3つ目。これまでに、町として、運営するチェルシージャパンとの協議はされていますか。されていれば、どのようなことを協議しているのでしょうか。お尋ねします。

以上3点、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（諏訪原実君） ただいま14番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

それでは、ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 千葉議員の質問にお答えいたします。

このたび、県事業であります阿見吉原東土地区画整理事業地内の商業・業務施設用地約17ヘクタールに、チェルシージャパン株式会社による大型商業施設あみプレミアム・アウトレットの進出が決まり、今年の秋には建築工事に着工し、来年の夏の初めには開店する予定となりました。このような大型商業施設の立地により、町への経済及び地域振興への波及効果が大きいと期待されます。

まず、第1点目の犯罪対策等についてお答えいたします。

吉原東地区へ大型商業施設が開店することにより、年間約300万人から400万人程度の来場者が見込まれております。

議員御質問のとおり、各地域からの集客が予想される中、類似施設の様子を見ましても犯罪等について懸念されるところであります。チェルシージャパンの説明によりますと、防犯対策については警備会社と契約し、施設内の巡回等警備体制に力を入れており、今まで類似施設の中で大きな問題はないということです。ただ、これは、あくまで、施設の中という条件つきですね。

しかし、町としましては、周辺地域を含めて安全で安心な町づくりには、警察施設は必要不可欠な施設と認識しているところでありますので、万全な防犯交通対策がとられるよう、県や県警察本部へ今後要望していくとともに、チェルシージャパンとさらに協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、チェルシージャパンとしても要望しているという交通対策についてであります。当地区のアウトレットへの来場者は、圏央道を利用しての来場者が7割から8割になる予想と聞いております。このような中、町としましては、インターチェンジを利用して商業施設に来場する車両に対し、円滑な交通を促すため、料金所を通過後都市計画道路追原・久野線を経由せずに、商業施設の駐車場へ直接進入が可能となる道路、通称ダイレクトアクセスと呼んでおりますが、この道路を県とともに整備するよう具体的な段取りを進めております。

また追原・久野線は、県道竜ヶ崎・阿見線のバイパスとして位置づけられており、インターチェンジから阿見東部工業団地を抜け、国道125号バイパスまでの約2キロメートルにつきましても、既に用地取得を完了し、現在埋蔵文化財調査や工事を進め、早期開通を目指していると伺っております。

周辺地域への交通対策としましては、昨年から組織しております阿見吉原地区まちづくり推進協議会におきましても、あみプレミアム・アウトレットの進出を受け、早急に対策を講ずるべく議論、検討を進めております。この協議会は町、県などの行政と地元の代表者の方々や関係議員などで組織しており、広い視点で意見交換が行える場として機能しており、先進地である御殿場や佐野のプレミアム・アウトレット等の状況確認、調査なども行っております。

あみプレミアム・アウトレットへの来場者の多くは、高速道路利用者と想定されておりますが、県道も含めた一般道の交通対策として、町内の交差点等には案内誘導板の設置を関係者と協議の上検討してまいります。

その他、御殿場プレミアム・アウトレットの状況などを確認いたしましたところ、チェルシージャパン側で、周辺的生活道路への交差点等に誘導員を配置して、既存集落への来場者の進入を防ぐよう配慮して対策を講じているようであります。

また、道路から駐車場へスムーズに誘導できることが一番の渋滞解消対策であり、この点についても企業側で十分対応を行うと聞いております。このような状況を踏まえ、町としてもチェルシージャパンに対し、積極的な措置を講じていただくよう重ねて働きかけをしていく考えであります。

最後に、チェルシージャパンとの協議であります。区画整理事業の施行者であります県とともに、先ほどのダイレクトアクセスや上下水道の供給にかかわる協議を行っております。また、アウトレット施設内の町の情報発信コーナーの設置についても検討を行っております。先日もチェルシージャパンの役員、担当者から町に対する説明があり、関係部長等が出席いたしまして、出店にかかわる概要説明を受け、意見交換を行ったところであります。

このチェルシージャパンからの説明は、昨日は議会に対して行われたようですが、商工会とか、この地域関係の県会議員等にも行われたところであります。

今後もチェルシージャパン及び関係機関と協議を密にすることを確認しておりますので、これからも十分な連携を図りながら、さらに町が発展するようなまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、何点か再質問させていただきたいと思っております。

犯罪等の抑止ということで、交番の設置につきましては、交番所の設置ということではなくてですね、それが一番いいんでしょうけれども、一番いいことは警察官の増員というようなことだと思います。昨日のチェルシージャパンの説明の中でもありましたけれども、警察官の立ち寄り所みたいなんはちょっと考えているというような話をしておりました。ですから、早期

にということであれば、警察官の増員ということになるかと思しますので、その辺のところは引き続き町民活動推進課のほうですか、そのほうで進めていただきたいというふうに思います。

そのなかでですね、やはり地元の皆さんが心配しているのは、交通渋滞も含めて混雑が予想されるということで、その地域に、先ほど町長からもお話がありましたように、地域の、吉原地区のまちづくり協議会ですかね、これは副町長が会長になってると思うんですけども、その辺のところの協議会でいろいろこれから説明会等を含めてやるんでしょうけれども、この辺のところでは防犯についてもお話がされるのではないかとこのように思いますけれども、それをちょっと見てみますと、平成20年度に事業費60万円というものが計上されてますけれども、このまちづくり協議会の役割も大きいと思いますので、その65万円、これはどのように使われていくのか、事業について内容を尋ねたいと思います。

それからですね、アクセス道路なんですけれども、先ほどダイレクトアクセスのインターからおりてきたところの話が出てましたけれども、たくさん道路に関してはつくっていただきたい、県道に含めましてもね、たくさんあるかと思えます。

その中で、私は3つ開通が望まれてるなというふうに思ってお示ししたいと思うんですけども、3路線考えて、私は思っているんですけども、まず1つが桜土浦インターからのアクセスなんです。これは平成22年2月に開館します予科練平和記念館、これの誘導も含めた道路で、先ほど名前も出てましたけれども、追原・久野線の125号バイパスへの延伸ということが大変必要であろうと思っています。

この辺につきましても、現在は東部工業団地まで延びておりますけれども、東部工業団地から香澄の里工業団地まで、それから香澄の里から125号バイパスまで、この辺の延伸のですね、時期をお尋ねしたいと思います。現時点で結構ですからお示ししたいと思います。

あと、もう1つ。あともう2つありますけども、つくば方面から来るお客さん、それから牛久阿見インターチェンジから。またひたち野うしく駅から来る方々が使うと思われそうです中根・飯倉通称西大通り線と言っているんでしょうか。この開通も待たれています。買収を含めた進捗状況をお尋ねしたいと思います。

あともう1路線、これ町単独で整備していますJR荒川沖からのアクセスで荒寺線と寺子・飯倉線、この整備について、現在荒川の区画整理から一区あたりまでの区間、それから寺子から柏根の十字路までの延伸のですね、この辺の予定を聞かせていただきたいというふうに思います。

今お示しました、この3路線というのは、各工業団地へのアクセスとしても使われると思いますのでお答えをいただきたいというふうに思います。

それからですね、先日全協のときもお話がありました、町の公共交通総合連携計画なんですけれども、それにもかかわってくるのではないかと。各駅からいろんな交通機関での乗り入れ、シャトルバスなどを含めてですね、そういったこともこれから検討していかなくちゃいけない。現時点での位置づけはどのようになっているか、お答えいただきたいと思います。

それから、消防関係なんですけれども、ちょっとまたがってしまいますけど、消防本部、消防署と施設がかなり大きいですね、このアウトレットは、17ヘクタールということですから、かなり大きい。そしてまた圏央道を通ってですね、大変多くの方が来場すると、事故もあるのではないかと。こういったときの出動に対してのことなんですけれども、当町の今の体制だけでは大変厳しいんじゃないかと思ってます。この辺の体制については、どのようにお考えなのかお尋ねします。

まちづくり協議会の点、それからアクセス道路の進捗状況と公共交通総合連携計画の点と、消防関係の、この4点、再質問したいと思います。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。まず1点目のまちづくり協議会、ちょっと今調べておりますので、先にですね、アクセス道路の関係につきまして、ただいまの御質問に対して、今のわかる範囲でのお話を、回答させていただきたいと思います。

まず第1点目の、桜土浦からのアクセス道路としての追原・久野線の延伸の関係でございます。この追原・久野線、県道の竜ヶ崎・阿見線のバイパスという位置づけで、現在事業を進めております。御存じのとおりインターから阿見東部工業団地までにつきましては、開通してございます。その先でございますけれども、おおむね2キロということでございますが、南側の、県道が交差するわけでございますが、その県道から南側につきましてですね、稲敷・阿見線でございますけど、その南側につきましては現在工事も進んでおります。

ただ、その東部工業団地からすぐ北に行ったところ、その付近につきましては文化財の発掘調査がこれから予定されております。それとあわせての工事ということになります。文化財の発掘が終わりましてから、それからの工事ということになりますので、予定としまして21年度早期ということで考えておるということでございますが、かなりスケジュールとしましては、まず文化財の発掘、何が出てくるかということもありますので、スケジュールはかなりはっきりしない部分があるのではないかと、そのように考えられます。

このプレミアム・アウトレットのオープンに間に合わせるようにという、そういった声があるろうかと思いますが、その辺につきましては町のほうからも県に働きかけるとともに、また、できることで協力していくというようなことで、今後とも要望を進めてまいりたいと思います。

そこから先、さらに125号線のバイパスまでの区間につきましてですが、こちらにつきまし

ては、用地買収は終わっておるわけでございますが、やはり文化財の関係がございまして、現在その区間につきましては試掘を計画しております。ですから試掘をしまして、それからどのような文化財が出てくるのか、その辺のところを見きわめてからということになりますので、これも、その試掘・発掘それらの経緯を見てからということになりますので、開通の時期というのはなかなかはっきり申し上げにくいのではないのかなと、そのように思われます。

21年度中に開通されればよいというふうには思っておりますが、ちょっとその辺につきましても、やはりはっきりとした確約というものは難しいということなので、町のほうからも県当局のほうに、その辺のところを要望を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、中根・飯倉線でございます。つくば方面、それからひたち野うしく駅方面からのアクセスということでございますけれども、この中根・飯倉線は、県のほうでは土浦・稲敷線のバイパスということで事業化されております。現在事業化されておりますのが、牛久市との境のほうからずっと進んでまいりまして、県道土浦・稲敷線との交差する場所、その付近までの、3キロちょっとございますが、その区間が現在事業化されております。

それで、御存じのとおり町道の1230号でございますが、そこまでにつきましては、既に開通してございます。この付近で、その次に交差する1250号。この町道の交通量がかなり、相当数ございまして、ここまでの開通がまず第一の目標ということでございますが、その間の区間、百数十メートルの区間でございますが、そこにつきましては現在、まさに現在ですね、用地交渉を行っておると。残り数名と聞いておりますが、用地交渉を行っております。

用地交渉が、用地のほう買収が決まりましたら、すぐに工事を発注したいというようなことも聞いておりますので、用地交渉の経過次第ではございますが、この区間については早期に開通されるものと思われます。

その先の区間でございますが、そこから先、土浦・竜ヶ崎線の現道までの区間が一つの区切りかなと思われますが、その区間につきましては、現在用地買収を行っておるところでございますが、おおむね七、八割については用地の協力をいただいておりますということでございますが、その大半は土地開発公社で買収しておりますので、補助事業によって、その土地開発公社から再取得をするということでございます。

それとあわせて、残った地権者の用地買収を進めていくということでございますので、土浦・竜ヶ崎線の現道までの開通につきましては、今の時点ではいつごろまでというのはちょっと難しいのかなと、はっきり断言するのは難しいのかなと思われます。その先につきましても、その後の用地交渉となってまいりますので、時期的にはまだはっきりと申し上げられないという状況でございます。

3本目の寺子・飯倉線でございますが、この区間につきましては、本郷第一地区区画整理事

業地内は既に開通してございますが、その続きの市街化区域内につきましては、現在工事を進めておまして、平成21年秋ごろには開通されるのではないかとこの予定を立ててございます。そこからさらに土浦・竜ヶ崎線の現道までの区間につきましては、平成21年度より事業を入れていきたいと、そのように考えております。その先につきましては、現段階ではまだ事業化されておきませんので、今後経済情勢等見ながら早期に事業を入れられるようにということで考えております。

アクセス道路につきましては、以上のようなことでございます。

続きまして、先ほどのまちづくり協議会の65万円程度の事業内容ということでございます。まちづくり協議会でございますけれども、去年の、19年度の事業内容といたしましては、10月28日のさわやかフェア事業PR活動ということで、クイズ形式での事業PRとか塗り絵コーナーの設置等、そういったPR活動を行いまして、そこで事業関連のグッズを配布したりしております。

さらに、年が明けて20年の1月22日は、吉原小学校での出前講座を行って、吉原小学校の生徒を対象にアミラというキャラクターの紹介、それから事業PRなどを行っております。そのほかの事業としましては、近隣のアウトレットモールの視察調査等を行っております。

そしてこの経費の使い道といたしましては、協議会を行うときの飲み物を関係費として使っておりますし、そのほか各種通知等に使います切手、事務通信費ですね、そういったもの。それから委員さんへの報酬等、その他事務備品等でございます。

まちづくり協議会の事業内容につきましては、以上のようなことでございます。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） あみプレミアム・アウトレットへの交通アクセスについて、町の公共交通総合連合計画の中で、現時点でのどういう位置づけなのかという御質問だったんですが、御承知のとおりこの計画につきましては、今から、実際には8月末ごろになると思っておりますけれども、公共交通活性化協議会を設立しまして、その中で検討していくことになるわけですが、このアウトレットへの交通アクセス性っていうのを、現時点での事務局での考え方、まだ計画で位置づけという段階に行きませんけれども、考え方としましては、このアウトレットへの公共アクセスもさることながら、東部工業団地もございまして、各工業団地、そういうのを含めた全体の、やっぱり公共アクセスというものを考えていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 消防長瀬尾房雄君。

○消防長（瀬尾房雄君） お答えいたします。圏央道の開通に伴いまして、出場回数が増える

んじゃないかということなんですけれども、現在高速道路等における消防の相互応援協定というのを結びまして、開通のあとですね、茨城県高速自動車道等消防連絡協議会というものに入っております。それで現在上り車線につきましては、阿見インターですね、阿見インターからつくば牛久インターまでが、一応、阿見の管轄。下り車線につきましては、牛久インターから阿見インターということになっております。今年度中に江戸崎まで開通というような話がありますけれども、その時点では稲敷消防のほうも加盟になってまいります。

そういうこともありまして、現時点ではつくば市消防のほうと連携をとりましてですね、高速道路等における事故につきましては、片側1車線ですので、仮に上り車線、下り車線とありましても、両方の車線が使えないような状況もありますので、相互協定の中でですね、どちらも出られるような体制をいつでもとっております。

それと、稲敷消防さんにつきましては、現時点でも、隣接の事故等、火事等におきましても、これは消防間の相互協定なんですけれども、その中で相互に助け合い協定ということで、やっております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） 広範囲にわたりまして、御答弁ありがとうございました。

まず、アクセス道路なんですけれども、この中で、3路線の中で一番可能性があるとするならば、追原・久野線ですかね。この辺の、先ほど試掘の状況、確認しないとということでしたけれども、先ほど申し上げましたように、予科練平和記念館、ここの誘導がこの道路を使ってですね、どちらから先に行くかはわかりませんが、先ほど300万から400万人の来場者数というような想定であると。1%であってもね、3万人、4万人のお客さんが、この予科練平和記念館に訪れるというような計算になりますので、できるだけ早くこの路線を開通するというようなことは、大変阿見町にとって必要だと思いますので、その辺のどこを粘り強く交渉していただきたいと思います。

私はその路線が大事だと思っているんですけれども、町としては、このアクセス道路、どの辺の路線をですね、重要視しているんでしょうか。

その辺、1点お尋ねしたいと思います。

それからですね、先ほどのまちづくり協議会のお話ですけれども、20年度の事業費65万、これ計上なってます。この65万といってもアウトレット関係で使えるわけではないでしょうから、吉原全体を見てまちづくりを考えるというような協議会でしょうから、その中で有意義に、この予算を使っていただいてですね、住民のかなりの心配だというようなお話もありますので、そういったことを払拭するような、説明会等も含めてやっていただきたいと、これは要望して



おきます。

それからですね、先ほどの質問に加えまして、アウトレットの、この集客力というのを最大限に生かすということが大変重要かと思えますけれども、今現在の阿見町で、この便乗するような方策というものはおありでしょうか。これを質問したいと思えます。

それから、昨日のチェルシー側のお話の中に雇用問題、できるだけ地元の人たちを雇用していきたいんだというようなお話がありました。その中で懸念されるのは、若い人たちの雇用ができるんだろうかというような心配をされているというようなこともお話を聞きましたので、その辺のところは、町として今後対応していかなくちゃいけないんじゃないかなと思えますけれども、その辺の御所見を伺いたいと思えます。

3点お願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長桑田康司君。

○都市整備部長（桑田康司君） ただいまのアクセス道路につきましてでございますけれども、どの路線が一番重要なのかということでございます。

それぞれ重要な路線、そのほかにも路線としてはあろうかと思えますが、議員おっしゃるとおりですね、まず可能性、整備ができない路線ではどうしようもないものですから、整備の可能性のある路線、しかもこのアウトレットモールと周辺施設と、またつなぐという意味でも、やはりこの追原・久野線でございますね。この路線が、このアウトレットモール関係、阿見吉原地区関係のアクセス道路として、また阿見東インターのアクセスとして重要な路線ではないのかなと考えております。

したがって、先ほども申し上げましたが、この路線につきまして県のほうにですね、要望していききたいと、そのように考えております。

アクセス道路につきまして、以上でございます。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） アウトレットの集客力を生かした便乗方策といいますか、地域振興についてお答えいたします。

確かに、年間300万から400万人の人が阿見町に来るというようなことが見込まれておりますので、その人たちを町のほうのいろんな地域の振興に生かしていきたいというふうに、町のほうも考えております。

具体的には商工会、商業ですね、商工会また農業関係者、それから町のほうで今検討しております観光事業ですね、観光プロデュース事業も今から立ち上げてまいりますので、そういったところで、今からなんですけれども、考え検討していきたいというふうに思っております。

それと雇用の関係なんですけれども、今工業団地のほうで雇用の問題があるんだというような

ことで、企業の方からも御相談受けておりますので、既に町でやっているのは、求人、求職情報をホームページに掲載して情報提供をやっているというようなこともやっております。今後は、これに加えてアウトレットのほうで求人の説明会、合同説明会を行うというようなことも聞いておりますので、こういったことでできるだけ町のほうも会場の提供等ですね、協力して支援していきたいと思っております。

アウトレットの説明会に関しましては、町のメディアですね、広報とかホームページを使いまして、できるだけPRもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 9番千葉繁君。

○9番（千葉繁君） ありがとうございます。大変大きなチャンスに、町にとってなりますので、チャンスを逃さないようにできるだけ協力をしていただいて、御尽力をいただきたいというふうに思います。

これで、以上で、質問を終わります。

○議長（諏訪原実君） これで9番千葉繁君の質問を終わります。

次に、6番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔6番柴原成一君登壇〕

○6番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。通告に従い、質問させていただきます。

質問の第一は、あみプレミアム・アウトレット進出に向けた阿見町側の振興・対応策についてであります。これについては、先に5月22日開催の阿見吉原地区まちづくり推進協議会において、計画の概略が紹介され、町の対応策も商工観光サイド及び農業サイドから説明されました。そしてまた、昨日の全員協議会でもチェルシージャパン側から説明がありました。

私は、今までアウトレットショッピングモールについては、今年のゴールデンウィークに大混雑した三井アウトレットパーク入間のニュースぐらいしか聞き覚えがなく、阿見にできるからといっても、どうせ高速道路で来て、そのまま高速道路で帰るお客さんばかりで、地元には大した経済効果は期待できないなと思っていました。

実際まちづくり推進協議会に出てきた資料でも、圏央道のインターからプレミアム・アウトレットにはダイレクトにつながっていて、ブランド品の買い物目的のお客さんたちが、わざわざ阿見の町の中や霞ヶ浦に足を延ばすとは考えられませんでした。

ところが、つくばエクスプレス開業時につくばのまちづくりに絡んだ友人は、そう思っている人のところには確かにお客さんは来ないだろうと言うんです。彼によると、つくばエクスプレス開業前、つくばではストロー効果ということが言われて、つくばエクスプレスは地域の人やお金を吸い上げる一方で、地元への経済効果は期待できないなんていう声が多かったそうで

す。しかし、地道に土産物の開発や地域のセールスをしていた人も一方にいて、実際開業してみると、その努力は少なからず報われたというんです。

確かに入間のアウトレットは、1日10万人以上来たといいます。その1%で1,000人です。今の阿見町内で1,000人が動くということは実に大したものですよ。これは無視できません。開店まであと1年というなら、その地道な取り組みをもうそろそろ始めてもいいんじゃないか、始めておかなければならないんじゃないかと思った次第でして、本日の質問をするわけです。

そこで、先の阿見吉原地区まちづくり推進協議会で、町の説明を聞いていて思った第1点は、この開発計画、出店計画に町の発言権はキープされているのか。町としてどの範囲、どの程度のことを注文できるのかということです。

例えば、その協議会の中で商工観光課がまとめた資料には、アウトレット内に情報発信基地を設け、常時、町の観光情報等を提供することを検討とあります。庁内では、検討することは幾らでもできるでしょうが、それを先方に伝え、実現するためのチャンネルは開かれているかどうか、とても気になりました。

繰り返しますが、あと1年後にはオープンするわけで、少なくとも出店側とこうしたテーマで接触はあるんでしょうか。

次に2点目は、町内に向けてもっと積極的に情報を提供すべきではないかということです。あまり情報を持たない私自身がそうだったように、地域に大したメリットはないという雰囲気が大勢で、そのまま開店を迎えたとしたら、確かに十分なメリットを享受できないことになると思います。やっぱりここは、この1年を助走期間として、町民にもアウトレットモールについて情報を提供することで、何かかわりを持ってそうなプロジェクトを起こしてもらって、そんな取り組みが必要になるんじゃないかと思います。

協議会資料に載っている商工観光課の対応策にせよ、農業振興課の対応策にせよ、一生懸命知恵を絞ったなと思う反面、何か教科書どおりにまとめたメニューのような気がします。町民の中から起こってくるコミュニティービジネス的な視点に欠けているという印象です。逆に、アウトレットモール情報は、町民、特に女性層の関心も高いはずで、これから出てくるであろう求人情報等を含め、広報紙などに積極的に取り上げられるなら、ふだん広報紙を読まないような町民も目を通すのではないかなんて思ったりしました。

内に向けての情報提供と同時に、外に向けての情報発信も大事になります。これが3点目です。これは私流に言うなら、情報発信というよりセールスと言ったほうがいいかもしれません。

アウトレットモールは、来店者の9割以上マイカー客だと思います。しかし、例えば、はとバスのツアーなんかを組み込まれてくるお客さんがいるはずですよ。実際つくばなんかでは、農家を改造したレストランが、はとバスのコースに組み込まれ、結構繁盛しているようです。ア

ウトレットモール内での食事はできますが、ちょっと足を延ばせば地域色にあふれた食の提供というのは、有力な手段だと思います。

内に向けた情報提供で、こうした事業を町民の間で起こしていくと同時に、はとバスに代表される外部の観光事業者に阿見を売り込んでいく、このセールスこそは行政の仕事になるのではないかと、そのように考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

質問の第2は、アウトレットモール対応の地域振興にも絡むもので、「米粉のパンのまち・阿見」の提唱についてであります。

いささか唐突ではありますが、これにはわけがあります。これも最近知ったのですが、阿見町に所在する協和発酵には、協和フーズという子会社があり、パン種とか生産していて、日本のパン流通に大きなウエートを占めているというんです。つまり、パンはイースト菌を使った発酵食品なわけで、協和フーズはお米パンという米粉パンもつくっています。そう聞いてやはりつくば市が「パンのまちつくば」というまちづくりを進めているのを思い出しました。

土浦は「カレーのまち」、龍ヶ崎は「コロッケのまち」だそうです。ならば阿見町は「米粉パンのまち」というのはどうだろうと。阿見町には、協和発酵ばかりではなく、茨城大学農学部もあり、県立医療大学も巻き込めば、健康食とか医療食とかにも使えるのではないかとアイデアです。

この1日、食料サミット出席のため欧州歴訪に向かった福田首相は、出発前のインタビューで記者団に向かって「減反をしないで済むように、皆さん若いんだからたくさん食べて、お米を」と言ったそうです。

日本の食糧自給率は平成18年で39%、米の純食糧消費量は780万トンで、国内生産量855万6,000トンを下回っています。食生活の欧米化の影響で1人当たりのお米の消費量は、40年前に比べ半減してしまいました。だから米価は下落し、生産農家は生産調整に苦しめられています。

そんな中で、学校給食のメニューに米粉でつくったパンが登場し、これが結構人気で一般市場にも次第に出回り始めています。米の消費拡大は、日本の食糧自給率を上げる手だてであり、食料の安全保障の観点からも、何が何でも実現していかなければなりません。これは早い者勝ちだと思います。

今の減反政策では、加工用途の米でも生産調整の対象になりますが、こうした米粉のパンのまちと宣言すると同時に、国の特区制度を利用して町が米粉パン用に限って生産調整から除外するような制度面での裏づけもきちっと行っていけば、他に先駆けた取り組みになるはずですよ。

私自身米生産農家ですので、こういう事業ならば、率先して地道に取り組むことができます。町民相互が製造や生産、流通に連携し、企業や大学を巻き込んで、まさにコミュニティービジ

ネスのモデルとなり得るんじゃないかと思います。産・学・官・民連携の官の部分、行政の対応はいかがでしょうか。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 柴原議員の質問にお答えいたします。

まず、来年初夏のあみプレミアム・アウトレットの開業は、広範な地域からの多くの集客や雇用の創出などのさまざまな効果をもたらしますことから、町はこれを好機ととらえまして、観光振興や商工業、農業の活性化につなげていくことが必要であると考えております。

まず、質問の1点目の出店計画の進展に際し、町の発言権はどの程度の範囲で確保されているのかについてであります。

アウトレットへの出店店舗については、御殿場や佐野などの他のアウトレットにも見られますように、著名ブランド店等が中心であり、地元商工業者の参入を含め、出店店舗に関する町からの発言は難しいものがあります。しかしながら、議員から御指摘いただいた、アウトレット内において、町の観光施設や特産品などの観光情報等を展示紹介する情報発信コーナーについては、既に設置に関し事業者であるチェルシージャパン側と協議を進めているとともに、あわせて、既に情報発信コーナーを設けている佐野市の状況について調査を行うなど、現在その検討を進めているところであります。

また、一定の制限はありますが、アウトレット施設内において町が主催する物産販売等のイベントを定期的で開催することが可能であるとの確認を得ているところであります。

次に、2点目の町民レベルでの情報提供と事業化への取り組み支援をどう進めるかという点についてであります。

アウトレットに関する情報を、町民に対し常時提供することは必要であると考えております。そのため、当施設は大規模小売店舗立地法による手続が必要になりますことから、立地に際して地域住民の意向確認や、周辺的生活環境の調和を図るため、今年の秋には、アウトレットの事業概要について、地元説明会を行うことを予定しているところであります。

また、昨日10日には、事業者から町商工会へ概要の説明を行い、地元商業者に対しましても一定の情報提供がなされているところであります。加えて県、町、議会、商工会、JA、住民の代表等で組織する阿見吉原地区まちづくり推進協議会においては、アウトレットの集客効果を生かした産業振興や、周辺整備を含め検討を行っているところであり、今後とも協議会を通じ、町民に対し必要な情報を適切に提供してまいりたいと考えております。

アウトレットの立地をきっかけとした町民レベルの事業化については、例えば、たけのこ堀

など農業体験や農家レストランの運営など、今後一層地域資源を生かした振興策が考えられますことから、専門家等によるアドバイスや低利融資などが受けられる国の中小企業地域資源活用プログラムなどの活用を図るなど、その取り組みに対し支援していきたいと考えます。

次に、3点目の町から外への情報発信とセールスプロモーションをどう進めるかという点についてであります。

町ではアウトレットを生かし、町の観光資源等を町内外に対し、強力に情報発信をしていくことが重要であると考えております。そのため、観光マップや町ホームページ等の各種広報媒体を活用したPRはもとより、県や県観光物産協会などと連携し、都内の駅や百貨店、常磐道の友部・守谷サービスエリアにおいて、全県規模の観光キャンペーンを行い、アウトレットと組み合わせた町の観光資源等をPRしていきたいと考えます。

また鉄道、バス等の交通事業者や旅行者等に対し、町の観光資源等紹介するとともに、これら資源等を生かした旅行の商品化について働きかけてまいりたいと考えております。

次に「米粉パンのまち・阿見」の提唱についてであります。

初めに、1点目の米粉パンのまちづくりについてであります。議員御質問の食を生かしたまちづくりにつきましては、地域の活性化を図る観点から、議員も言われてましたように、つくばのパンや龍ヶ崎のコロッケ、小美玉のプリンなどに見られるよう、県内各地においても各種の取り組みがなされているところであります。こうした中で、町商工会では、食を生かした阿見町の名産品づくりとして、阿見町特産のヤーコンやレンコンを素材としたサブレの製作及び商品化を今年度行うこととしております。

町ではこれらの取り組みに対し、新たに「がんばる商店街支援事業」を活用し、事業費に対する助成を行うなど、商工会とともに食を生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。

御提案の米粉パンにつきましては、文字どおり小麦粉のかわりに米の粉でつくったパンのことで、しっとりでもっちりとした食感があり、腹持ちがよく、低カロリーで良質のたんぱく質を含み、保存がきくなどのすぐれた点があるようです。これをまちづくりに生かしてはということではありますが、現在商工会による阿見町名産品づくりの取り組みが始められたところから、その実現性につきましては、これからJAや商工会のほか、大学や企業も巻き込みながら当町と米粉の関連性を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のパン用の加工米栽培について、生産調整の対象から外す特区申請が可能になるのではないかという点についてであります。

平成19年産米の価格については、全国の作況指数が99でありながら、大幅な過剰作付及び消費量の減少などの要因により、前年産をも下回る大幅下落となりました。阿見町におきまして

は、作付目標面積579.5ヘクタールに対する作付面積が574ヘクタールで、作付率99%となり、生産調整が達成された結果にはなりましたが、全国的に過剰米が発生したことから、平成20年産米については、さらに厳しい生産調整を行わなければなりません。過剰米が発生した原因として、主食である米の消費量が人口の減少や食生活の変化等により、毎年9万トン程度減少していることが挙げられております。

それに対し小麦は、国内で1年間に約623万トン、国民1人当たり年間約31.8キログラムが消費されており、世界でも有数の消費国であります。しかしながら、最近では小麦価格が高騰し、一方で米の消費拡大に力を注いだ結果、米粉の活用が最近急速に注目されております。

米粉は従来からあるせんべい、だんご、大福もち、桜もちなどの和菓子製品のほかに、用途開発が進められており、小麦粉グルテンを添加してパンや麺などを製造することなど、米粉を利用する技術、米粉製品を学校給食に取り入れる自治体もあらわれるなど、安心な地元産米の販路拡大に期待が寄せられております。実際に、県内では全農において米粉パンの販売に取り組んでいるところであります。

ところで、議員が提案された米の生産調整の対象として、米粉用米に取り組む場合は、米穀の生産調整実施要領の規定によりますと、特区や加工米の扱いではなく、飼料用、米粉用、輸出用、バイオエタノール用など、主食用米の需給に影響を及ぼさないと認められる新規需要米として取り扱われます。

手続としては、売り先である米粉の加工業者と生産に関する契約を締結し、計画書・誓約書を地方農政事務所に提出して審査を受け、認定となれば転作対象作物となります。したがって、議員が提案されておる国の特区制度には該当しませんが、米粉用米を今後転作対象作物として町が推進していくかを検討していくこととなります。

米粉の推進は、生産調整に貢献できる可能性があり、また米の消費拡大にもつながりますので、関係機関と連携を図りながら調査・研究し、取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、いろいろな提言をいただきましたけれども、あみプレミアム・アウトレットのオープンは来年の夏ということでもあります。それまでにすべての条件をいろいろね、満たすというのは非常に難しいことでもありますけれども、今から基本的な考え方に基づいて、余り拙速ではない地道な取り組みをきちんと始めることが必要だと思っておりますので、町民を挙げてそういう取り組みができるような形をつくっていきたいと思っております。

○議長（諏訪原実君） 6番柴原成一君。

○6番（柴原成一君） どうもありがとうございました。

まず22日の阿見吉原地区まちづくり推進協議会において、地元の方から出た意見の中で、今のアウトレットモール以外の消費者ですね、何をしたらいいんだっていう、どうしたらいいん

だろうっていう意見が出てます。不動産屋さんとか建築さんが頻繁に訪れる。けど、地元の人としては一体何をしたいのかわからないというのが一つあります。

このプレミアム・アウトレットの進出というのは阿見町にとって、ある意味千載一遇のチャンス、黙っていてもお金が落ちる。すばらしいことだと思います。これについてももう一步踏み込んでもっと活用するという中で、町長の答えでも頑張っけて検討するということですので、あと1年後、一体何ができるか皆さんで検討していきたいと思ひますんで、私どももいろいろ知恵を絞ってみたいと思ひますんで、よろしくお願ひします。

それと、米粉パンですね。なぜ米粉のパンということて言ったかということ、生産調整、この前の福田首相が言った「米を食べて消費を増やして、生産調整はしないほうがいい」っていう話ですね。それと町村官房長官が口を滑らして「生産調整やめる」って言ってしまった。

大体農家に米をつくるな、物をつくるなっていうのは間違っていますね。国の政策がまず間違いだと思ひます。だったらいかに消費するかを、まず国中が考へて、生産調整を達成した農家に補助金を出すのではなく、消費するという形のところにお金を出すという、これは町レベルでの話ではありませんけど、少なからず稲作農家が安心して米をつくれるように、町独自としても考へていただければと思ひます。

それと、遊休農地解消というテーマがあります。片や生産調整、つくるな、遊休農地を解消しよう、このギャップというのがね、何か、矛盾点がどうも国の政策としてちぐはぐだなというふうに思ひます。ですから、阿見町独自の政策というか、振興策をさらに考へてきていただきたいと思ひます。それをお願ひして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これて6番柴原成一君の質問を終わります。

次に、8番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願ひします。

〔8番藤井孝幸君登壇〕

○8番（藤井孝幸君） 通告に従ひ、質問をいたします。

私の今回の質問は、町の危機管理意識とその体制はどうあるべきかということについて質問をいたします。大きくは3つの部門についてでございます。

その1つは、町の防災意識と体制についてでございます。2つ目は、町内または近隣に大きな殺傷事件等が発生した場合の、町がとるべき体制について。町として何をなすべきか。これが2つ目です。3つ目は、日々阿見町で最も緊張感を持って勤務している、また緊張感を持って勤務すべき消防署の体制についてお尋ねをいたします。

まず第一の防災体制でございますが、つまり風水害、地震災害についての対応について質問をいたします。



私は過去、町の危機管理体制について、2回質問をしています。今回で3回目であります。まず1回目は、平成16年の12月に、この定例会で防災計画について質問をいたしました。その1年後の17年の12月に危機管理体制、やはり同じ防災計画について質問をいたしました。そして前回、つまり平成17年の12月の質問から2年6カ月、私にとっては、大変むなしい日々でございました。と申しますのは、3度も同じ質問をしなければならない状況であるからであります。質問をして、検討する、実施すると答弁をしているのに、一向に前にも進まないし、改善されないという状況です。

平成8年に、この阿見町の防災計画は策定をされました。はや12年を迎えようとしております。町の地域防災計画の冒頭に、この目的が書かれております。そこには、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するというふうに、この地域防災計画の目的を書いております。災害は待ってくれませんし、12年前の計画では、いいはずがありません。

そのため、この計画の中にも計画の修正という項目に、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、これ毎年検討を加えですよ、必要があると認めるときは、これを防災会議において修正するというふうに記されておりますし、さらにですね、毎年防災会議が指定する期日までに、緊急を要する場合はその都度ですけども、関係機関、関係機関というのは町内で言えば部とか室とかちゅうところでしょうね。部課。その関係機関は、計画修正案を防災会議の事務局、今はちょっと変わっておりますけども、防災計画の中に書いてるのは、修正案を総務部総務課に提出しなければならないというふうに明記を、明確に書かれております。

このように、防災計画でやらなければならないことを明記しているにもかかわらず、平成8年8月以来策定の見直しもなければ検討もなし。防災会議の開催も1回もない。これ防災計画をですね、だれが真剣に読んでいるのかということなんですね。町執行部に町民の生命、財産、身体を守る意識、そして責任感があるというふうに言えるかどうか、甚だ私は疑わしいというふうに思うものであります。

町長を初め、町執行部はですね、私の過去の2回の質問に対して、次のように回答をいただいております。まずその1つの回答はですね、計画は、美浦村との合併を考慮し見直すと。これ16年の12月の回答です。合併は図らずもならなかったんですけども、合併がなかったら計画は見直さなくてよかったのでしょうか。そうではないというふうに私は思います。

2番目の回答はですね、17年の12月には、「防災会議については重要な組織です。しかし、幸い当町におきましては、これまで大きな災害もなく、地域防災計画の修正も行っていないため、防災会議も現在まで開催していません。しかし、これからは地域防災計画の見直しの検討とあわせて、会議の開催を考えていきたい」というふうに回答をいただいております。この答弁は、16年の12月と2回連続同じ答えをいただいております。

3番目の回答は、「18年度に策定を予定をしている国民保護計画の策定後に地域防災計画の整合性を考慮し、見直しを検討したい。18年度内に国民保護計画を策定できるよう現在作業を進めています」と。策定後に防災計画を見直すというふうに明言をされておるわけです。

国民保護法というのはですね、どこの国から来るか知りませんが、ミサイルやら爆撃機が飛んできてですね、攻撃するわけですよ、日本領土を。それと、この防災計画と何の結びつきがあるのか。そして、今の情勢でどちらが優先するのか。国民保護計画ができないと防災計画はできないのか。こういう疑問が私には残るわけです。

さらに4番目の回答、「緊急5カ年計画についての検討は、実際やっておりますが、これも国民保護計画作成後に見直す」と。国民保護計画、18年度中に作成するということでありましたけども、これができているかどうか私はまだ確認はしてませんが、この緊急5カ年計画というのは、緊急なんですよ。緊急に必要な資材を集めたりとかですね、備蓄したりというような計画なんですけども、これも国民保護計画と一体となって計画をするという、修正をするという、そういう考え方が町の執行部にあるわけですね。

だから、そういうところはですね、ちょっと頭を切りかえていただいて、ということでございます。

その5つ目の回答。「災害の救援体制について、県外との交流は実施していません」、これは相互に援助協約ですね、実施していませんという回答でございます。

6番目に、防災ボランティアの調査、対応については、社協との話し合いの中で共通理解に至っていないと、こういうことですが、共通理解どころか、話し合いもしてないというのが現状でございます。

このようにですね、以上のように、策定します、検討します、合併を考慮して、また国民保護計画を策定した後に作成しますと、修正しますというふうに、議会で答弁しているにもかかわらず、先送りの理由を並べて全く実行に移していないということでございます。

今、動いているのかどうか私は確認はしてませんが、執行部として町民の生命、身体、財産を守る責任はどうなっているのかというふうに、私は、危機管理意識があるのかないのかということをおもっております。

私は17年の12月の質問の最後にですね、次のような3つの要望をいたしております。しております。まず、この担当部署がしっかりやってくださいよと。町民の生命、財産にかかわる問題ですからしっかりやってくださいよというふうに1つ要望しております。

もう1つはですね、町長に対して、町長はですね、私は阿見町にこんな災害が起こると思ってもいけませんでと言わないように、職員を叱咤激励して計画を策定してほしいというふうをお願いをしております。これ新潟の地震やらですね、その前の福岡の地震、それから阪神

淡路大震災，市町村長がみんなですね，口をそろえて，まさか私の町にこんな災害が起こるとは思ってませんというようなコメントを出してるわけですね。あれだけの教訓があるのにというふうに私は思います。天災でなく人災となることもあります。救えるものが救えないんですからね。ということです。

で，3番目の要望ですね，お願いに，役場職員の皆様も，防災担当者だけじゃなくて，守るべき家族，親族，妻，子供がいるでしょうと，やるべきところはちゃんとやってほしい，先送りしないでほしいということを要望して，私は質問を終わりました。

これは，議事録を私が確認をして，今言っているわけです。それから何が変わったのかということなんですね。議会での答弁もその場しのぎで，議会での答弁を執行部の皆さんはどのような位置づけをして，どのような責任を持っているのでしょうかということでございます。

この議会の答弁と，その責任性については，私はまた別の機会に質問をいたします。言いっ放しではですね，困りますので。こんなことがまかり通るのはですね，議会軽視も甚だしいというふうに，私は思っておるわけでございます。

そこで，原理原則的な質問をいたします。

阿見町に災害が起こると認識しているのか，災害はないと認識しているのか。こういう質問はですね，ばかばかしい，受けるほうもばかばかしいですよ。だけど，この認識を確認しておかないとですね，災害があったときにですね，どうするかという対策に至らないわけですよ。災害があると，そして町民の生命，財産を守る責任があるというふうに認識しておればですね，おのずとその対応が決まってくるはずなんです。

2番目の質問です。防災計画の見直し，検討は，なぜこの12年間行われなかったのか。再三答弁で見直しは，必要性は認めておるわけですが，見直されてないということです。

3番目の質問です。防災会議を開催する必要はなかったのか。

4番目。各機関は，毎年防災会議に指定する期日までに計画修正案を提出したのか。もし提出したのであれば，主な内容を列挙してほしい。

5番目。防災会議の指定する期日，修正を各部，室がですね，機関が出すという期日を決められているはずなんです。その防災会議の指定する期日とは，いつのことなのか。役場各機関には，どのように承知，周知させているのかということをお尋ねします。

防災計画については以上ですが，次に大きな2番目の質問です。

町内または近隣市町村に発生した事件の対応は，町としてどうすればいいのか。これからどうすべきかについてお尋ねをいたします。近年，全国で，児童への学校進入による殺傷事件，それから登下校途中の車の突っ込み事故等が多発をしています。幸い，阿見町では生死に至るような事件，事故は発生していませんが，ただし一步間違えれば事件になる事案は現実に起こ

っています。町内小学校への不審者の侵入とか中学生への刃物ざたとかですね、が、起こっております、現実には。

そこで質問いたします。

1 番目。町内またはその近傍で発生した児童生徒の心身に危険を及ぼす事件等には、どのような対応をしているのか。また、発生時に児童生徒、保護者、地域、防犯関係者への連絡体制はどのようにしているのか。連絡体制に欠落しているところはないのかどうかということをお尋ねします。

2 番目に、侵入者に対し、児童生徒の校内での安全はどのように守られているのか。この質問は、校内への侵入事件発生時にですね、その対応を教育長からお伺いをいたしておりますが、今一度御質問をさせていただきます。

3 番目です。児童生徒の安全を守るために、これから実施しようとする具体的施策はあるのか。その施策の実施時期と、どの予算科目でやるのか。それから必要経費はどれぐらいを見積もっているのかというようなことを、今考えていることをお答えいただきたいと思います。

それから4 番目です。荒川沖構内とその周辺で発生した殺傷事件、また6月の6日か、に起きた秋葉原の電気街での悲惨な事件、これは記憶に新しいものがありますが、荒川沖駅構内その周辺での事件当時、町としてはどのように対応したのか。また、対応する必要はなかったのか1つの質問です。

そして、2 番目は今後あのような事件が町内または近隣で発生した場合は、どう対応すべきと考えているのか。

3 番目は、このような事案に対して、まず対応する部署はどこなのかをお尋ねします。

大きな項目の3 番目の質問です。

阿見町消防署の危機管理体制について、お伺いいたします。阿見町職員の中でも、最も日々緊張した時間を過ごしているのは、消防署に勤務する皆さんではないかというふうに思います。この消防署職員の方々の持つ危機管理意識の大小が、火災や救命救急の成否を決めるわけでございます。消防署勤務の職員は、懸命に緊張した日々を送っていることは、私も十分承知をしています。

私の家族も3 週間ぐらい前になりますか、救急隊員のお世話になりました。救急車を呼んでですね、到着するまで、到着して病院を探して、救急車がその家から出発するまでの時間、私としては非常に長く感じました。目の前に倒れている家族がおるわけですからね、本当に焦ってしまいました。時間をはかれば、さほどの時間ではなかったかもしれませんが、時間をはかる余裕も私にはありません。お世話になりました。

御礼はさておいてですね、多くの職員が懸命に勤務していることは、私も先に申したとおり

であります。しかし、同じ職場に何十年も勤務すると、時には惰性に流れ、自分に甘え、緊張感を忘れる職員があっても不思議ではありません。人間は弱いものです。苦しいとき、つらいとき、その場面を避けて通りですね、やすきに走る、これが人の常です。しかし、勤務中にやすきに走り、自分に甘えてはならないのが消防署の職員だというふうに私は思います。

日々緊張感を持ち、日々訓練に励むことが、町民を安全、安心させることのできる唯一最大の武器でございます。阿見の消防署の職員は、優秀だと評価される皆さんであってほしいと思うものであります。

ここです、平成19年の7月18日の茨城の記事をちょっと紹介します。台風が過ぎ去った後に、大きな地震、被災された方のことを思うと本当に胸が痛むと話すのは、阿見町消防本部の木鉛章消防長。これは16日にですね、7月の16日に、昨年ですね、大規模な被害をもたらした新潟県の中越沖地震の、これの被災者を思いやっの消防長の弁です。

そのときにですね、町は大きな台風や大地震に見舞われることは少ないが、天災はいつでも起こるかかわからない、常に士気を高めておく必要があります。こういうふうに消防長みずからが言っているわけで、そのとおり、全くそのとおりなんです。いざというときにいち早く駆けつけ活動するだけでございます。町民の安心安全を第一に置くというふうに消防長は述べられております。私もこれは非常に大切な決意だというふうに思います。

消防署職員が性急であるためには、平素の訓練あるのみなんです。もちろん救急隊の出場も、これは日々の訓練とは言いませんけども、日々活動する中で技量を上げる1つの事項ですけれどもね。ま、訓練あるのみです。

そこで私は質問いたします。消防署は3部制になっておりまして、当直というか、勤務時間があるわけですが、その勤務時間には待機時間があります。その待機時間の活用方法についてですが、待機時の訓練計画とその訓練内容はどのようにしているのか。

2番目はですね、各係、つまり警防係、救急係、総務係、危険物係、通信指令係等の人事異動は、どのような考え方で、どのように行われているのか。

また、3番目。同じ職場に配置されて、15年以上人事異動がない職員は何人ぐらいいるのか。

4番目。長期同一職場在籍者、つまり入庁以来消防署しか勤務経験がない職員のマンネリ化はないのか。マンネリ化は、どこの職場でもあるとは思いますが、ファイヤーマンやレスキュー隊員はですね、マンネリ化があってはならないわけでありまして。先ほど述べましたが、人間は弱いもので、やすきに走りがちです。待機時間はですね、ゆっくりしたいでしょう。やすきに走ったり、その弱い人の心を強く引っ張っていく、つまりマンネリ化の防止をどのようにしているのか、またどのような方策が考えられるのか、お尋ねをいたします。

以上、大きくは3点の、町の危機管理意識と体制について質問をいたしました。これは、今

すぐできることと、経費がかかって、時間がかかることもあると思います。しかし、やらなければならないことは早急にやっていただくように、前向きな御回答をお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 藤井議員の質問にお答えします。が、町内またはその近隣に発生した事件のうち、小中学校の対策については教育長から答弁させます。

まず、私のほうから防災対策についてお答えをいたします。

1点目の町に災害があるかという、認識しているか、ないかという点についてであります。

町では、地震や風水害等災害に対処するため、防災計画を策定し防災訓練を実施する等、町民の生命財産を守るということから、啓蒙啓発、災害対策を進めているところであります。

次に、防災計画の見直し検討が、12年間なぜ行われなかったかであります。平成16年第4回定例会にもお答えしておりますが、当時は美浦村との町村合併を検討した時期であり、合併後の見直しを予定しておりました。また、平成17年第4回定例会にもお答えしておりますが、国民保護計画の策定後に、整合性を考慮しながら見直しを検討する予定でありました。したがって、現在まで修正がおくれていましたが、今年度見直しの作業を進めております。

こういう点で、実際の見直しはやっておりませんが、防災計画については、これは基本的には恒久的な基本計画であり、災害対策基本法42条の規定により、検討を加えて必要があると認めるときは、防災会議において修正すると、こういうことになっております。したがって、16年の美浦との合併ということで修正することを検討したのは、合併することによって基本的な条件が変わるわけですね。で、そういう条件が変わるから当然防災計画も見直ししてやると。

で、それまではそれぞれ、それぞれの検討をしながら進めて、特に重要な条件変化とか、状況変化もなかったの、見直しはしなかった。で、美浦村の場合は、合併ということがあって、合併すれば当然条件が変わるんで、見直しすると。ところが、ああいう結果で合併できなかったということで、条件は変わらず、従来のままだったと。

で、そこでまた国民保護計画という新しい要素が出てきて、それとの整合性ということが問題になって、そこでこれとの整合性を。関係ないとはいえ、何で関係あるんだという話がありましたが、当然これは防災計画の中に織り込んで対応するという話になってくるはずであります。そういうことです。

したがって、これまで12年もたったということで、従来から見直しをするという考え方はあ

ったんだけど、12年間の状況変化を踏まえた形で、今度は見直しをします。ということで。それで、特に防災会議というのは、計画をつくり、計画を修正する場合に、防災会議において修正するという形ですから、計画の修正がなかったから防災会議も開催しなかったと、こういうことであります。

いずれにしても、本来であれば町の地域防災計画を見直す際に開催するところでありましたけれども、幸い当町においては、これまで大きな災害もなく、地域防災計画の見直しも行っていないため、現在まで開催しなかったということでもあります。

町防災会議は、主に阿見町地域防災計画の実施を着実に推進すること、また災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集することを主な目的とした重要な組織であります。したがって、今年度は地域防災計画の見直しを行いますので、それに合わせて開催をする予定であります。

次に、各機関は毎年防災会議に指定する期日までに、計画修正案を町防災会議に提出したかと、防災会議の指定する期日とはいつか、役場の各機関には、どのように周知させていたかという点についてであります。

これにつきましては、防災計画の見直しを行うための、一連の作業となります。したがって、防災計画の見直しを実施していませんでしたので、計画修正案の提出や役場各機関の周知等は行っていませんでした。

今後、防災計画の見直しを行っていく中で、修正案を提示し、計画に対する御意見をいただく予定です。

いずれにしても、この各関係のところから、毎年修正が出るなんてのは、計画そのものがおかしいわけですから、そういう形はなかったということですね。

それで、当面の防災の対応としては、特に問題になったのが、弱者をどういう形で救うかという話。こういう点については、民生委員とか区長会とか、そういうところに諮って重点的にやってきたというようなことがあります。だから、実質的な形で、本当に必要な対応について考えようというような対応をやってきたということでもあります。

次に、町内またはその近隣に発生した事件の対応についての、4点目の、荒川沖駅とその周辺に発生した事件についてであります。

お答えします前に、今回の事件では町民の方が被害に遭われ、お亡くなりになりました。お亡くなりになられた方とその御遺族に謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

当時の町の対応であります。経過からお話しますと、3月19日土浦市内において殺人事件が発生し、その後同一犯の犯行により3月23日午前11時5分ごろ殺人及び殺人未遂事件が発生し

ました。同日午前11時16分に被疑者が逮捕されております。この一連の事件に関しましては、警察からの情報は特になく、また、マスコミ等を通じて広く一般に周知されていたため、特に改めて住民への広報等はしておりませんでした。

この事件を受けて、4月に牛久警察署で情報提供に関する打ち合わせ会議が開催され、今後は緊急性の高い事件が発生した場合は、町に連絡が入ることになっています。

事件が発生したところが土浦署の管内だということで、警察からこの阿見町区域には連絡が入らなかったというような状況があったわけです。

今後の対応であります。安全・安心のまちづくりを促進するため、警察署との連携を図りながら、必要に応じて防犯団体や区長会等にその情報を提供してまいりたいと思います。また、その周辺地域を重点的に防犯パトロールを実施する等、見せる防犯活動をしてまいりたいと考えます。

次に、このような事態に対応する部署であります。今年4月に機構改革によりまして新設した町民活動推進課になります。

次に、消防署に関する一連の質問であります。

1点目の、各当直時における待機時間の活用方法、待機時の訓練計画とその訓練内容についてであります。

まず、現在の当町消防の組織から申し上げます。組織については1本部・1消防署で構成され、本部職員13名、署職員50名が配置されております。消防署では、署長・副署長を除く48名が当直勤務職員として配置され、現在4名が10月まで茨城県立消防学校入校中であり、研修・休暇人員等を除き毎日12名から14名で当直勤務に当たっており、町民の安全・安心を守るために、現場到着時間の1分1秒の短縮を目指し日夜努力しているところであります。

議員御質問の、待機時の訓練計画とその訓練内容についてであります。各種訓練につきましては、前月作成する月間予定表に基づき、各活動の合間を利用し実施しているところであります。しかし、消防署の活動は、火災、救急、救助だけではなく、消防水利の維持管理、町民への消防訓練指導及び応急手当の普及活動、防火対象物の立入検査、ハチの巣駆除等非常に多岐にわたっております。

また、近年、救急指定病院の医師不足により、直近医療機関への搬送が減少しており、救急活動時間の増加に伴い救急車の同時出動が増加し、予定どおりの訓練実施が難しくなっているのが現状であります。

しかしながら、昨今問題となっております硫化水素など新たな災害に対応する訓練も不十分であり、今後は定期訓練の導入を検討していかなければならないと考えております。

ちなみに、通常時は消防・救助・救急の機器取り扱い訓練が主となっております。今年度



の訓練については、6月19日に行われます茨城県救助技術大会に向けた訓練となっております。

次に、各係の人事異動はどのような考え方で、どのように行っているのかについてであります。

消防職員の職能につきましては、救急救命士、クレーン、玉かけ、ガス溶断、大型自動車運転、小型船舶等の資格及び消防学校等での研修が必要であり、随時資格取得及び研修派遣を行い、職員の育成にも努めております。異動につきましては、資格・研修の有無及び個人の適正にかんがみ、住民に最良のサービスを提供するため適材適所の配置を行っております。

次に、同じ職責に配置され、15年以上の人事異動がないものはいるのかという点についてであります。

消防本部と消防署間の異動及び消防署内での異動を行っておりまして、15年以上人事異動がない職員は、平成20年4月1日現在では一人もおりません。

ちなみに、同一職責が一番長い職員は5年目で、1名となっております。

次に、長期同職場在籍者のマンネリ化はないか、その防止策はという点についてであります。

マンネリ化はないかと改めて言われますと、小規模の組織であるために、多少のマンネリ化はありまして、全くないとは言い切れない点があると思います。しかし、年々複雑多様化する消防活動に対応するため、常に新しい装備、技術の導入を図るべく、予算、人員の許す範囲内での積極的な研修派遣等を行っておりますので、これがマンネリ化防止対策の一助になっているものと考えております。

また、幹部職員の管理監督の強化及びより一層のコミュニケーションを図ることにより、マンネリ化の防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） それでは、ここで暫時休憩といたしたいと思っております。教育長、やりますか。

じゃあ、訂正いたします。教育長の答弁を終わり下さい。じゃあ教育長が、答弁やる気十分なので、ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 今、議長からお許しをいただきましたので、答弁させていただきます。

2点目の、町内またはその近隣に発生した事件の対応について、お答えいたします。

なお、質問の（1）から（3）につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

最初に、緊急時の対応について申し上げます。各学校では、児童生徒の安全を最優先に考え

て、不審者対応の研修や防犯訓練を毎年実施しております。

不審者が学校に侵入した場合には、教職員が防犯ベルや笛等で不審者の侵入を知らせ、すぐに児童生徒を避難させております。また、茨城県警に直通に通じる非常通報装置、こういうものがございまして、警察に通報すると同時に、先生方は防犯スプレーとかさすまた、またはネットランチャー等の防犯用具で、不審者を拘束またはけん制しながら警察官の到着を待つと、そういうことになっております。

町内・近隣市町村で危険性・緊急性の高い事件が発生した場合には、牛久警察署から教育委員会に直ちに連絡が入ります。連絡を受けた教育委員会では、すぐさま学校や私立幼稚園等に情報を伝達する一方、町部局を通しまして、保育所等にも通報することになっております。

その通報を受けて各学校では、昨年度整備いたしました携帯電話等を利用した連絡メールシステム、キュート連絡網、キュートってのは名称ですけど、キュート連絡網で児童生徒の保護者への一斉緊急連絡を行っております。さらに、児童生徒の一斉下校・保護者への引き渡し・教職員による付き添い等を行い、安全確保の措置を実施することになっております。

次に、防犯対策の施設整備につきまして申し上げますと、昨年度は先ほど申し上げましたキュート連絡網の導入と学校外周のフェンス整備を行っております。今年度もこのキュート連絡網をより一層充実させると。また、以前不審者が侵入したこともありました阿見小学校の東側の門扉、二ところをより高さのあるものに交換するとともに、防犯カメラの整備に向けた調査を実施してまいります。

このうち、学校・PTA・牛久警察署から要望のある防犯カメラにつきましては、録画機能つきのものを各学校に設置する予定です。現在、平成21年度の整備に向けて、設置場所や監視体制などを検討しており、概算としましては1校当たり100万、合計1,100万円を、そのくらいになるかなというふうに考えられております。なお、防犯カメラの設置は、学校施設整備事業として予算化する方針です。

今後も防犯対策につきましては、児童生徒の安全を守るために、学校・家庭・地域と連携しながら取り組んでまいりたいと、かように思っております。

なお、6月号の「広報あみ」、これに子供の安全という記事で、学校と地域ぐるみでみんなで守ろうというようなキャンペーンがございまして。藤井議員もお読みになっているとは思いますが、広く阿見の町民の方もこれを読んでくださっておりますので、絶大なる御協力がいただけると、かように思っておりますので、今後ともよろしく御支援のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。よろしく申し上げます。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（諏訪原実君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） まず、ちょっと順序が逆になりますけれども、教育委員会のほうです。教育長のお答えになった、久々に歯切れのいい、私にとってですよ、私にとって、御回答だというふうに、また時期も、安全対策の時期もですね、具体的で。

できれば、子供の安全のことなんでね、予算もあるでしょうけども、前倒しができるのであれば、前倒しに実行していただきたいと、こういうふうに思います。

久々に気分爽快になりました。

で、あと消防関係ですけども、何回も言うようですけども、消防はですね、やっぱり緊張した毎日を過ごしていると思うんですよ。けども、それが、緊張が長くなると惰性になって、マンネリ化してという嫌いもあるのでですね、管理者として消防長、しっかりと部下を管理してですね、緊張感を失わせないように訓練、訓練をやっていただきたいというふうに思います。

さて、防災計画の件ですが、ちょっとがっかりしましたね。いいですか。防災計画で、この防災……。じゃないで、私の質問で、これ読みましたか、16年と17年。何ち書いてありますか。何と書いてありますか。この計画の見直しとか、回答してるじゃないですか、ちゃんと。見直します、検討します、緊急5カ年計画も作成しますと。それで、今日になったら何ですか。見直す必要性がなかったから、見直さない。合併はしなかったから、条件がそろわないから見直さなかった。そして防災会議も見直さないという、こんな……。

見直すといって16年と17年に答えてるじゃないですか。それで、今日は見直さないという。その理由を聞かせてくださいよ、この回答をもう一度よく読んで。

それで町長は、見直す条件がないから見直さないという。条件があるのにないことないじゃないですか。備蓄量にしても、そうでしょう。近隣の市町村との協約提携にしても、見直す条項っていっぱいあるじゃないですか。それで、見直す必要性がなかったから見直さなかったと言うんですから、とんでもないですよ。それが、なぜこういう16年、17年の回答と……。16年、17年の回答が見直します、検討しますと言ってるのにもかかわらず、今日はその必要性はないと言ったのか。まず、それが1つ。

それと、答えてないのがあるんですね。防災会議に指定する期日とはいつかという。これね、防災会議に指定をする期日とは、これ私も探したけどないんですよ。これちゃんと書いてんですよ、これ。計画の修正。各機関はですね、関係のある事項について検討し、毎年防災会議が

指定する期日までに計画修正案を防災会議に提出しなければならないと書いてるんですよ。提出しなければならないと。するものとするんじゃないんですよ。しなければならないといって明記してんですよ。それをその期日を答えてないじゃないですか。どこに期日書いてるんですか。毎年防災会議が指定する期日。これ教えてくださいよ。

この期日を指定していないから、各機関は意見も出せないわけですよ。関心もねえのかもしれないんですけども。そうでしょう。じゃあ、この期日、これをどう読むか教えてください。防災会議の4ページ、計画の修正。それが2つ目。

それと、美浦村との合併ですね。あれで、当然それは、合併はしなかったんだから、防災会議の見直しは、合併の条件が整わなかったからないというんだけど、もともと防災会議というのは、ここに書いているように毎年修正するようになっているのに、しない。だから、私に言わせればね、国民保護計画、これは18年度中に作成する、準備を進めてる、いうふうに書いてるけど、それができたのかどうか、国民保護計画が。

それと、国民保護計画ができたとしても、それができないと町の防災計画、これができないのか。効率性とかあるでしょうけれども、ミサイルが飛んでくるというのは先のことなんですよ。だからそういう、先延ばしの、私にとってはですね、先延ばしにしてる言いわけにすぎないんですよ。国民保護計画、合併してからとか。見直す、見直す、検討しますって言うんですよ、今になって国民保護計画できてからという……。

ミサイルと風水害とは、どこを結びつけるんですか。この保護条例が阿見町にできてましたよね。保護条例が出ましたよ。18年の4月1日。それから、保護条例が出てきたその施行規則もできてますよ。どこにも防災計画と連携するなんて書いてないじゃないですか。これに基づいて、国民保護計画はできるんですよ。

じゃあ、その防災計画と保護計画の……。防災計画をつくるには、保護計画ができないとやれないという理由、教えてください。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） お答えをいたします。まず、見直しの必要性がないということだけれどもというお尋ねなんですけども、申し上げましたのは、計画の修正の中にも書いてあるんですけど、必要があると認めるときは防災会議において修正するというようなことで、必要があれば防災会議を開いて修正を加えるというようなことで町長のほうから御説明したかと思えます。

で、過去今まで、その修正の必要があったかどうかということに関しましては、私もすべて把握しているわけではございませんけども、ただ今年も、平成8年につくってから大分たちますので、見直しの必要性はあると認識しておりますので、既に見直しの作業を進めているとこ

ろでございます。

それと、指定する期日ですけども、本年度のいつまでに修正箇所を、修正計画案を事務局のほうに、担当のほうに、各部署から提出をして、それで計画の修正に至るという段取りかと思えますけども、今まではいつまで、例えば4月とか3月とか12月とかいろいろあるかと思えますけど、そういった期日を決めて計画の必要なものを出さしてなかったということになるかと思えます。

ですので、過去のことはこういった経緯だと思いますんで、これからは見直し、防災計画の見直しをしまして、少なくともですね、年に1回、期日をいつというのはまだ決めておりませんが、決まった期日に、修正が必要なのかどうかというのを各課、部署に問い合わせをしまして、そのデータを集めて、必要ならば修正をして、防災会議に諮る必要があれば防災会議に諮って、見直しをしていきたいというふうに思っております。

あと、国民保護計画が、もうこれは17年の答弁ということなんですけども、そのとき国民保護計画を策定しなければいけないというようなことで、多分このときに作業に入っていたのかなというふうに思います。で、国民保護計画は18年に策定されております。

〔「できてる」と呼ぶ者あり〕

○生活産業部長（坪田匡弘君） ええ、つくられております。で、そのときの答弁で、防災計画と整合性を図ったとか、関連する部分があるので、まず当面取りかからなければいけない国民保護計画をつくって、その後防災計画を見直ししますというふにお答えしてあったということでございます。

で、国民保護計画は既に町のやつができておりますので、次の段取りとすれば防災計画を見直すということで、今まではただ18年に保護計画ができて、その後やっておりませんが、今年度見直しをしますということでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） 町長が答弁したのはね、だれが文章つくったのか知りませんが、町長が文章をつくるわけじゃないんで、だれが文章をつくったか知りませんが、この修正の条件が整ってないから修正する必要はないって町長は答えたんですよ。だから、防災会議も開きませんと。

だけど、今あなたは修正する必要があるち言ってるじゃないですか。そこがおかしいちゅうのよ。行政というのは継続性ですからね。継続性。たとえ担当が変わったとしても、こういう質問が来たら、前のやつを全部調べて、どういう関連でどういう回答をしたんだと。それを調べていただいて、町長に回答文章読んでもらわないと、町長の言う答えとあなたが言うことと

矛盾したらおかしいでしょうもん。

それと、防災国民保護計画はできているんですか。保護計画ですよ。条例じゃないですよ。国民保護条例はできてますよ。保護計画はありますか。私インターネット調べたけども、保護計画は見たことないな、これは。あるんですか。あ、ちょっと待ってください。あるんならちょっと見せてください。

いつできたのか。それと防災計画との、どこに防災計画との整合性を図っているのか。その保護計画をつくってから防災計画を修正するという回答でしたのでね。保護計画と防災計画がどこで連動しているのか。

その2点です。

これで議長ね、質問2回目なんですよ。だけどこの回答ではね。

〔「質問3回ですよ」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） この回答ではなかなかね、ちょっと私も下がるわけにはいかないんで。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に答弁を求めます。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 防災計画の修正の必要性、この点については、防災計画の改正をすると言ったのは、藤井議員が議員になられて、17年だったですか。17年のときに防災計画の見直しの話が出て、で、ちょうどその時点では、もう美浦との合併とか、合併議論が出ていた時点で、そういう基本的な条件変化が出るんで、防災計画はと。

だから、その辺の修正の必要性の説明というのは、その時点で十分でなかったという点があると思います。防災計画そのもの、修正っていうのは、じゃあどういう場合に修正するのか。それについてね、合併という方向性を検討している中で、当然検討するについては、合併は実現するという前提で協議を進めたわけですから、合併した場合には、基本的な条件が変わる。そういうことで、防災計画の見直しを当然やらなきゃならない。そういうことで。

その前の段階で、一般論として防災計画は、どうしてもすぐ見直さなければならないと、そういう議論がちゃんとあったわけじゃないんでね。そういう形で問題提起されて、ちょうどその時期にそういう形になっていたんで、防災計画は修正しましょう。で、合併についてからある期間があって、その中でああいう状況だったから、その結果でいろんな影響を受けたということがあって、その点、合併絡みの修正というのは、言ってみれば立ち消えになったという形で。

で、今度それに追っかけ、また、さっき議論になっている別の計画があるちゅうかな。だから、その中で防災計画とリンクして云々というきちとした規定があるかどうかは、私も確認してませんけれども、いずれにしても当然保護計画ってのは、かなりいろんな難しい要素で、ほかから攻めてくるとか、いろんな突発事故が起きた場合とか、そういうことを想定してる。

当然それは、広い範囲で、防災対策という範疇の中で検討しなきゃならない。そういうこともあるんで、せつかく防災計画を修正するのであれば、それとの整合性をとったほうが当然いいであろうと。そういうことで考えていると、こういうことですね。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） 国民保護計画のこと、ちょっと補足させていただきます。

18年って申し上げましたけれど、18年度、19年の2月に作成済みで、もう議員さんにもお配りしてございますので、よろしくをお願いします。

で、防災計画との整合性ということなんですけども、私が申したことではなくて、その当時の答弁での関連性ということで、申し上げたかと思えますけども、ちなみに例を申し上げますと、国民保護計画の中で、組織体制を整備というところで、町防災計画に定める計画配備体制職員が参集とか、それから研修及び訓練も、町における訓練の実施は防災訓練のノウハウを活用参考にするとか、それから物資及び資材も、防災計画の中で盛り込んである資材を有効に使うんだとか、そういった関連性があるということでございます。

○議長（諏訪原実君） 8番藤井孝幸君。

○8番（藤井孝幸君） まず、1つ、この計画の修正でね、毎年見直しますよ、だから防災会議の示す期日に修正案を出しなさい、各部、機関にという、この期日がないから各部署が出せないわけですよ。何でこの期日がないんですか。それが1つと、ないのはないと言やあそれまででしょうけども、それが1つと、今町長は盛んに合併の話をしてましたけども、合併以前に、平成8年の8月にこの防災計画はできて、合併が16年、17年と8年間もあるんですよ、毎年見直すということが書いてあって。

その8年間をどうしたんだちゅうことも言えるんですよ。で、16年に見直します。私が質問したとき、17年にも見直しますと言って、見直してないから、私が再度3回目の質問になったわけですよ。

だから、過去のことを言うな、今からやってんだからと言うんじゃないで、やはりやれない原因を、やらなかった原因を、まずどういうところに問題があったのかを、やらなかった理由をですよ、聞いて、その原因を今度は対処してやるんならいいんですけども、やれない理由を先に並べて、やらなかった原因が全然さっぱり見えないんですよ。それが美浦の合併とか何とかに結びついて。合併に結びつくわけがないんですよ。8年から美浦の合併までたら相当時間があるんですから。

そういうことなんで、要はその……。それと今のさっき言いましたように、何ですか。防災計画と国民保護。今の文章でいけば、国民保護のほうが後だから、防災計画を先につくってついても、国民保護ができなくても、その防災計画はできるんですよ。今の文章は。防災計画がな

いとできないことないじゃないですか。防災計画の組織を利用するとか、そういう話でしょう。防災計画をつくって、国民保護計画が後になっても組織を利用するというような形であれば、1つの防災計画を先につくっても全く問題ないじゃないですか。

何か国民保護計画ができないと防災計画はできなかったのか、その理由が私はわかりませんよ。

〔「えー、これで……」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） ちょっと待って、まだまだ。まだ、私はまだ質問をしてないからね。

だから、そういうことで、防災計画は……。まあいいや。済んだことだからね、これも質問しづらいんだけど、もう一度私は原因をぴしゃっと聞きますよ。やらなかった理由、本当に条件が整わなかったのか。だって条件は、やらなければならない理由はいっぱいあるじゃないですか。

先ほども言ったように備蓄の量ね。それから近隣の市町村との協定の関係、それからヘリコプターの離発着の場所、それとかボランティアセンターとの関係。ボランティアセンターなんての阿見町にないじゃないですか、今。この防災計画で言うですよ。そういうところを整備するということを言っているのに、してないという、そこが私はわからないんですよ。

まあ、町長どう……。もういい、わかった。もういいや。

○議長（諏訪原実君） ここで最後の答弁になります。川田弘二君答弁願います。

○町長（川田弘二君） 今の藤井議員の理解だと、修正案が各パートから出ればね、毎年それを、防災計画を変える、そういう理解をされてるようだけでも、そうじゃないんですか。そうじゃないの。いや、私はそういう、毎年変えるという。変えるというのは何を変えるんですか。

○8番（藤井孝幸君） 毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を町防災会議に提出しなければならないというふうに書いてあるわけですよ。だから、それを言ってるわけですよ。私は。

〔「しなければならないということを……」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） ね。だから私は別にね、別に修正案が来たからといって、ちゃんと判断をして、いやこれは必要はないと、防災会議にかける必要はないという判断ができればいいんですよ。だから、今の段階では修正案も出てないわけですよ。だから、いつまで出せという期日も書いてないわけですよ。だから何でそれを……。だから、真剣にこれを読んでいる人はだれなんだっち聞いているわけよ、私は。期日も書いてなけりゃ、各部署は出せないじゃないですか。修正案もへったくれも、意見があったとしても。

〔「修正案は、毎回全部、毎年聞いて意見まとめて……」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤井孝幸君） そう。聞いて、まとめてそして諮って、皆さんで、担当部署で諮って、



ああこれはもう必要ないと。防災会議にかける必要はない、修正の必要はないという結論ならいいんですよ。

修正案も出てない、まして、修正出さないという期日も出てなかったら、できるわけないでしょう。それを言ってるんですよ。ね。はい。

○議長（諏訪原実君） それではね、8番の藤井孝幸君の質問は、ここで終了いたします。

また、次の機会に質問をよろしくお願いします。

〔「答弁があるなら答弁させたらいい」と呼ぶ者あり〕

〔「ここで話ができないことじゃないんだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） はい。じゃあ特別答弁よろしく。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） ちょっと前のことですので、多分計画の修正が必要だった部分もあるかもしれませんが、そういった作業をしてなかったということ、先ほども申し上げたつもりなんですけども。ですので、私のほうも4月から担当、町民活動推進課で防災の担当になりましたので、これからはということで、今年もう修正の作業、始まりましたので、それで修正して、今年以降は定期的に計画の修正があるかどうかを各課に聞きまして、それで進めていきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） はい。それでは、これで8番藤井孝幸君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、事前に通告いたしました放課後児童クラブの充実について、お伺いいたします。執行部の前向きなる御答弁を御期待申し上げます。

放課後児童クラブについては、毎回多くの保護者から充実及び改善の要望が寄せられますので、昨年に引き続き再度御質問させていただきます。

近年、子供たちが育つ環境が大きく変化し、かつては当たり前のようにあった空き地や路地など、子供たちが集まって自由に駆け回る空間も少なくなり、町中で子供たちが遊んでいる姿を見かけることが随分と少なくなったような気がします。下校後は塾や習い事のほか、家の中でゲーム機やパソコンなどで遊びながら、孤立した状態で過ごすことが多くなっているとも聞いております。

本来、遊びは子供の成長にとって欠くことのできない大切な経験を与えてくれます。昔はいろんな年齢の子供たちが群れになって遊び、それを通してさまざまなことを学んでまいりました。遊びのルールも自分たちで考え、失敗したり困ったりしながら自分たちで問題を解決することで、体も心も成長してきたのではないかと思います。

そこで、子供たちに人と人とのつながりや、経験の中で成長することのできる集団遊びの場

や機会を提供し、よりよい保育環境と放課後の居場所の充実をさせることが、喫緊の課題であると考えます。

その放課後対策の1つである放課後児童クラブは、御承知のとおり保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、共働きや一人親の仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成対策として重要な役割を担っており、保護者からは大変に喜ばれる事業であります。

特に、凶悪犯罪の増加により、子供の健やかな成長と安全に対する不安感が、社会全体に広がっている昨今、当町でも利用者は年々増え続け、全国的にも子供の数が減少する中、児童クラブの利用人数は増加しているという現状を見ても、放課後児童クラブへ求める内容は、子供の安全と保護者の安心を確保するというものへと、大きく変化しているのがわかります。

そこで、以下の5点についてお伺いいたします。

1. 全小学校の実施について。現在8小学校のうち吉原小学校と君原小学校では実施されておりません。昨年、吉原小学校の保護者が利用したいと町に申請したところ、学校区児童館まで送っていかねばいけないとのことで、職場にそれを願い出ると、仕事を抜けては困ると言われ途方にくれていました。このように学区外まで行くことのないよう、要望があれば人数にかかわらず、全小学校で平等に設置できないものか。

2. 利用時間の拡大について。職場が遠方の場合等、送り迎えが間に合わず、特に母子・父子家庭は切実な問題である。時間の拡大ができないものか。

3. 夏季休暇等、長期の休みについて。本年度の実施計画はどのようになっているか。

4. 学校及び学校敷地内での実施について。少子化が懸念される中、舟島小学校のように生徒数が増えている学校もあり、うれしいことである半面、空き教室がないとのことで、学校で利用できなくなりました。また第一小学校では、入学者数の増加により本年度一クラスがまほろばに移され、子供たちが離れ離れになり残念がっている様子を伺いました。

第一小学校は、署名運動をしようかとの考えがあるくらい、特に学校で行ってほしいとの声が多く出ております。何とか工夫して学校内で実施することができないものか。学校と教育委員会が本腰を入れ、強力なバックアップを望みたいが、いかがなものか。

5. 放課後児童クラブ運営協議会及び審議会等の設置について。クラブの充実を図るため、毎年毎年出てくるであろう課題に対し、皆で協議し、連携をとる場があれば、よりよい方向性や計画が図れるのではないか。

例えば、有識者、子供に関係する児童福祉課、教育委員会、学校長、保護者代表、子供を守る母の会、交通安全母の会、地域の代表者などで構成する。以前所管である児童福祉課と保護者の話し合いが持たれたことがあります。学校も教育委員会も地域の人もない中ではらち

が明かず、話は全く前進しないという経緯を保護者から聞いております。「町長あのね」等のお手紙にも投書が行っていると思いますが、いかがなものか。

以上、5点についてお伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 紙井議員の質問にお答えします。

まず、放課後児童クラブの充実についての4点目の御質問につきましては、教育長から答弁させますので、私のほうからは、1点目の全小学校区への放課後児童クラブの設置検討について、2点目のクラブ開設時間の延長について、3点目の夏季等の学校の長期休暇時におけるクラブの実施計画について、さらに、5点目の放課後児童クラブの充実を図るために審議会等の設置検討について、お答えいたします。

まず1点目の、全小学校区への放課後児童クラブの設置検討についてであります。

現在8小学校のうち6小学校の児童を対象に放課後児童クラブを設置して、利用していただいております。開設に当たっては、事前のニーズ調査等を踏まえて関係部署との協議検討を重ねた上で決定してきたところであります。

吉原小学校区と君原小学校区におきましては、他の地域に比べ3世代家庭が比較的多いなどの地域の特性などから、以前の保護者アンケートでは、放課後児童クラブの利用希望者が極めて限られていたことから、まだ設置はしておりません。

しかしながら、家庭における女性の積極的な社会進出が急速に進んで、吉原、君原小学校区においても、母親等の就労率が高まっているようであります。これらの状況を踏まえまして、平成19年5月に、両小学校に通う児童の保護者に対して、放課後の家庭状況や放課後児童クラブへの利用希望者等のアンケート調査を実施しました。さらに平成20年2月には、4月入学予定児童の保護者に対しても、同様のアンケート調査を実施いたしました。

この結果、放課後児童クラブへのニーズが高まってきていることから、現在、両小学校区における放課後児童クラブの設置に向けて、関係部署と協議検討に入っております。

次に、2点目のクラブ開設時間の延長についてであります。放課後児童クラブは、当初各クラブとも平日は午後1時30分から午後5時30分までとし、学校休校日においては、午前8時30分から午後5時30分までとしてスタートいたしました。その後、利用状況や利用者の声などを参考にして、関係部署との調整を図りながら、必要に応じて開設時間の見直しをしてきたところであります。

これまでの見直し経過を申し上げますと、平日並びに学校休校日の終了時刻を30分延長して

午後6時までにし、その後、さらに30分延長して午後6時30分までとする見直しを行い、学校休校日の開始時刻も30分繰り上げて、午前8時からとして現在に至っております。開設当初と比較しますと、平日におきましては1時間の延長となり、学校休校日においては1時間30分の延長となっております。

さらに、時間延長について御相談される方も少しはおりますことから、放課後児童クラブの入会説明会等において、子育て支援対策事業の一つでもあるファミリーサポートセンターの御利用を紹介しております。これは、町が社会福祉協議会に委託し、実施している子育て支援事業でありまして、小学生までの児童を持つ保護者で、育児支援を受けたい方が利用できる有料福祉サービス事業であります。利用時間は午前7時から午後9時までで、さらなる延長も可能となっております。

既に、放課後児童クラブとファミリーサポートセンターのサービス、あわせて利用されている保護者も複数いると聞いております。放課後児童クラブの開設時間だけでは十分でないという方には、ファミリーサポートセンターのサービスを御利用いただきたいと考えておりますことから、保護者の皆さん方に対しても、ファミリーサポートセンターの一層のPR活動に努めてまいります。

次に、3点目の夏季等の学校の長期休暇時におけるクラブの実施計画についてであります。放課後児童クラブは、小学校低学年児童への対応を基本としておりますが、夏季等の学校の長期休暇時の対応としては、全学年児童を対象にお預かりしております。

このために、夏季休暇時におきましては、クラブ利用児童数が増加し、クラブによってはスペース的に現在の開設場所での対応が困難になってきている箇所も見受けられるようになってきました。

特に、対応が必要となっておりました本郷小学校区と舟島小学校区の放課後児童クラブにつきましては、現在、二区児童館内と舟島ふれあいセンター内に開設していますが、今年度から夏季休暇時におきましては、各小学校の特別教室を借用して、利用者増加に対応できることとなりました。今後とも、必要に応じた対応をとっていきたいと考えております。

最後に、5点目の放課後児童クラブの充実を図るために審議会等の設置検討についてであります。

放課後児童クラブの円滑な運営をしていくために、平成19年度から各クラブに保護者会を設置していただき、利用者と児童福祉課の意見交換の場を設けて、御意見御要望等お伺いしているところであります。また、教育次長を含めた教育委員会職員と民生部長、児童福祉課職員からなる事業連絡協議会を設置し、保護者との意見交換会等で出た御意見御要望について協議検討しながら、現在運営に当たっております。

さらなる、放課後児童クラブの充実を図っていくためにも、紙井議員から意見が出たような関係者が、関係者の絞り方もなかなか難しいかと思えますけれども、関係者が一堂に会して協議する場を持って、この問題についての正確な共通認識を得ること、また問題点を整理して方向づけをすること、そういうことは非常に有意義だと考えますので、これから各関係者等と十分協議検討していきたいと考えております。

○議長（諏訪原実君） 教育長大崎治美君，登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） 続きまして，4点目の放課後児童クラブの校舎の利用についてお答えいたします。

放課後児童クラブに関しましては，教育委員会としましても，これまで何度か一般質問等でお答え申し上げてきました。

実施場所につきましては，これまで児童福祉課・教育委員会・学校とで検討を重ねたことにより，児童館で最初実施されていた放課後児童クラブの運営も，福祉センターまほろばを利用して実施すること，またその後は，学校の空き教室等での実施，舟島のコミュニティーセンターのようなところでの実施と，拡大してきた経緯がございます。

本来，教育活動に使用している学校施設を，放課後児童クラブとして使用することは教育上の支障があると。また，施設の管理方法等についても条件整備を行う必要があると。そういうことで，これまでも検討してまいりました。

その上に立ちまして，教育委員会としましても，学校での放課後児童クラブの実施を拡大してきた点については御理解いただければと，かように思っております。

いずれにしましても，学校から他の場所に移して実施している放課後児童クラブ，特に課題となっております第一小学校区の件につきましては，教育委員会としましても提案のありましたように，特別教室等の実施を含めて，学校内で実施できる方法はないものかと，児童福祉課及び学校と十分に連携のもと，今後も多角的に検討していきたいと，かように考えておりますので，どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 前向きなる御答弁，ありがとうございます。何点か質問させていただきます。

最初の吉原小学校と君原小学校，実施の方向で今検討中ということですがけれども，大体いつごろから実施ができる見込みなのか，大まかわかっていれば教えていただきたいということと，先ほど時間延長の部分で，ファミリーサポートセンターを紹介しているというお話をお聞きしましたけれども，7時から9時までということで，これは私も移動している方，ちょっと存じ

上げないのでわからなかったんですけども、どのように移動しているのか、また利用回数等、学校とファミリーサポート両方を使っているのか。そのことが2点目。

3点目は、先ほど、平成19年にクラブに保護者会を設置したと。昨年度設置したというお話がありました。そこで担当部署である児童福祉課との話し合いをしたという経緯をお聞きいたしましたけれども、その内容を教育委員会に報告しているということでしたが、教育委員会関係、学校職員の方、校長先生の方と保護者の方がお話できる場はないのかどうか。これに関しては、先ほど町長の答弁でも、委員会等話し合いの場を設けることは、前向きに考えていくというふうなお話がありましたけれども、できればなるべく早く、保護者と学校関係者、地域の方々とお話ができるような形がとればなというふうに考えております。

その3点についてお伺いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、ただいまの御質問の1点目と2点目の点について、お答えさせていただきます。まず、1点目のいつから実施できるかということでございますが、吉原小学校につきましては、来年度、21年の4月から実施する予定でございます。また、君原小学校につきましては、今年度の2学期から、9月から実施する予定でございます。

あとは、ファミリーサポートの利用の状況かと思いますが、こちらは有料の、先ほども町長から答弁ありましたように、有料の福祉サービスでございまして、1時間当たり800円というような利用料金でございます。これは、社協のほうに子供さんを預かって見ていただける会員の方を登録していただいて、そのお宅で見ていただくと。それでそのお宅に保護者が迎えに行っていたかというようなことでやっているわけでございます。

それで、放課後児童クラブは6時半までということでございますので、7時、8時というふうに勤務時間が遅くなってしまった方には、このサービスを利用していただいている方が、正確にはちょっと今つかんでいないんですが、四、五名ほどいるというようなことです。

その中でも、具体的に言いますと、養護学校等に通われている子供さんもおりまして、その方はスクールバスでおりにするというようなこともありまして、そのバス停までファミリーサポートの方が迎えに行って、それで児童館のほうに連れて行っていただいて、そこで見ていただくというような、2つのサービスを利用されている方が2名ぐらいいらっしゃるというようなことでございます。

以上で。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 先ほど、君原と吉原小の実施について、君原は今年度の9月と、2学期と。吉原は来年度の、新年度からというようなことで、実施すると申しましたが、その

方向に向けて今協議を進めているということで、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今実施に向けて、そういう方向で協議しているということです。

あと、3点目について、済みません失礼します。3点目について、学校側と保護者側との協議の場が設けられるのかというようなことですが、今までも保護者会の意見を教育委員会と民生部の関係のほうで、意見を聞いたものを調整しながら検討してきたわけですが、先ほども、そういう関係する団体が一堂に会して協議する場を設けたいということで、検討しておりますので、そういう場に保護者の方も入っていただいて検討していくというようなことで、協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。それでは、第一小学校も前向きに教室を空ける方向で考えてくださるということで、大変にありがたく思っております。

学校でやるということが、一番やはり親にとっても子供にとっても負担がかからないということでもありますので、どうか教育委員会と児童福祉課と、国のほうでも厚労省と文科省が一緒になって、子供の放課後対策、安全対策に力を入れていこうということがありますので、そういったことでしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほども、アンケートを調査したということで、これはどんどん、やっぱり皆さんの意見を把握していただきたいために、こういうことは事あるごとにやっていただくとありがたいかなというふうに思っております。

それで、最後になりますが、先ほど教育委員会の強力なバックアップというふうに申し上げましたけれども、基本的に放課後児童クラブというのは、先ほど申し上げましたように、厚生労働省の所管で児童福祉課が担当部署になっております。他の市町村では教育委員会が担当部署になっているところが、少しずつ増えているんですね。

で、そういったことから、近隣では牛久とか土浦とか石岡とか、もろもろありますけれども、こういったことで、教育委員会で十分に中で審議ができるということと、保護者との話し合いも、よく話し合いができるということのメリットがあるというふうに、その市町村からもお聞きしました。

牛久のほうでは、教育委員会指導課児童クラブ室っていうふうな名称ですけども、教育委員会生涯学習部放課後子供支援課とか、子供政策課とかです。子供に関してのことを教育委員会で考えている。これは福祉のほうでも力も一緒に入れていただきたいということもあります。

そういったことから今後、今すぐにとというのは難しいかもしれないですが、今後こういうことも視野に入れながら、学校で放課後の子供も、授業中見ている子供も、全部うちの子供だと

ということのとらえ方で、やっていただきたいというふうに願っております。

そういったことで、今後とも児童の安心と安全な対策、健全な心の育成ということで、しっかりと育んでいきたいと思っておりますので、どうかこれからも深く検討していただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、1点、霞ヶ浦湖岸を観光資源として早急に整備すべきではないかという点について質問をいたします。

今までに、何回も霞ヶ浦の湖岸整備について一般質問で取り上げてきましたが、今までに何ら具体化されておられません。阿見町の観光名所として、現在外部に紹介されているのは、役場を中心とした桜の名所として、茨大、医療大の周回コースです。

今年の3月末に事もあろうに、その中心の役場の桜を切ってしまったのですから、あきれた話だと思います。桜は町の木でもあるわけですから、町民から文句が来るのも当たり前の話だなというふうにも思っております。

今回、圏央道阿見東インターに大規模アウトレット、チェルシージャパンが進出し、年間350万人が来場するというふうに言われております。当然交通問題が発生すると予想されます。阿見町にとって、交通渋滞だけで何ら益することがないのではどうしようもありません。350万人の10%の人を、阿見町内に足を向けさせることができれば、35万人の人が新たに阿見町内で観光をしたり、食事をしたり、予科練平和記念館を見学したりできるのではないのでしょうか。

そのためには、阿見町の有力な自然資源である、霞ヶ浦湖岸を観光資源として有効活用することが一番大切になると思います。この霞ヶ浦湖岸については、もう10年近く前から霞ヶ浦湖岸公園として整備するという計画にはなっているわけでございます。

私は、今までに湖岸のサイクリングロード、湖岸に砂浜をつくる、また植栽をする。それから大室ストックヤードの整備など、具体的に提案をしてまいりました。菜の花、コスモスを観光資源化するために、駐車場の整備、展望台の設置など、できるところから早急に整備していく必要があるのではないかというふうに思います。

また湖岸のサイクリングロードについては、昨年、阿見町内の湖岸の堤防が、全部国交省の予算で舗装をされております。これは、案内のパンフレットや、またレンタルのサイクリングの場所をつくれれば、立派なサイクリングコースになるのではないかというふうに思います。

アウトレットのオープンは来年秋ですので、それに間に合うように具体的に整備したらどう



かというふうにも思います。

今回、一般質問でアウトレットに関しては2件の質問があり、答弁で町長は町への波及効果が考えられる、まちづくり協議会でアウトレットの調査を行っている、あと内部のインフォメーションセンターですか、それについても協議をしていると。それからアウトレットに関しては、町は好機ととらえて観光、農業の振興に取り組むというふうに答えておりますが、これに関しては1つ1つ町が具体化して、そのための方策を実行しなければ、アウトレットへ来るお客を阿見町内に足を向けさせることはできないのではないかというふうに思います。

これらのことを考えて、1つ1つの具体的な答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 細田議員の質問にお答えいたします。

霞ヶ浦は、豊かな自然を有し眺望にもすぐれているなど、ほかにはない魅力ある地域でありますことから、町の重要な観光資源として有効に活用していくことが必要であると考えております。

こうした中、議員御質問の、霞ヶ浦湖岸の整備につきましては、昨年度国土交通省に働きかけ、霞ヶ浦湖岸堤防の町内全線舗装を実現し、現在サイクリングやウォーキング等の利用促進に努めているところであります。また、湖岸沿いは、首都圏自然歩道「関東ふれあいの道」のコースの一部として指定されておりますことから、県へ働きかけ、案内看板等の標識類の整備が順次行われる予定となっております。

さて、今回も議員から霞ヶ浦湖岸整備について、さまざまな御提案をいただいたところでありますが、町では、財政厳しい状況でもありますことから、まずは平成10年に策定した霞ヶ浦湖岸公園構想にも位置づけられた、予科練平和記念館を含めた、霞ヶ浦平和記念公園の完成に向け、整備を進めていくことがまず肝要であると考えております。

なお、それ以外の箇所等の整備につきましては、長期的な計画の中で、町の財源も限られておりますことから、その財源に国のまちづくり交付金を充てるなどの、さまざまな手段を講ずるべく、町内関係部局が連携を図り、実現に向け段階的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、来年初夏にあみプレミアム・アウトレットがオープンし、町への多くの来訪者が見込まれますことから、湖岸の整備について、引き続き国や県に対し、強力に働きかけを行ってまいります。加えて、今年度実施する「阿見町観光プロデュース事業」の中でも、湖岸の整備

を含めた霞ヶ浦の活用策について十分検討を進め、町の観光振興につなげてまいりたいと思います。

いずれにしましても、来年夏ごろオープンするんだから、それまでにいろいろきちんと全部整備しろと、これは無理な話で。これは、細田議員も十分御理解いただいていると思いますが、基本的な湖岸公園構想に沿って、きちんと着実に進めていく。それとあわせて町の、まあ霞ヶ浦というだけでは仕方がないんで、霞ヶ浦と関連したいろんな形での産物をPRするとか、そういう農業者、あるいは漁業者、それから商工会等々連携して、まず当面やるべきこと、中長期的にやるべきこと。そういうことをきちんと整理して、それに基づいて着実に事業を進め、アウトレット効果の出てくる、そういうことを受けとめながら、着実にやっていくということが必要だろうと思いますので、特にこれまでこの問題については、十分いろいろと検討はしてきているところではありますので、さらに皆さん方のいろいろな形での御提言、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 霞ヶ浦湖岸の整備については、考えてはいるっていうことを言ってますけども、私は具体的に事業進行していることについては、それは認識の上で質問しているわけですね。

予科練平和記念公園については、22年の2月オープンというふうに予定されております。考えればあと1年、2年弱でオープンするわけですね。その半年前に、来年の夏ですからチェルシージャパンはオープンすると。当然、今から実際に霞ヶ浦へ目を向けさせると。そのために、前段の質問で追原の工業団地ですか、あそこまでの道路は、今年度中になるべく完成できるようにするとか、そういう努力をするわけですね。

その先はまた、次の年度で考えると。その先に何があるかっつたら、今町長が言った阿見町で有力な観光資源となる霞ヶ浦へ真っすぐぶつかるわけですね。当然チェルシージャパンの東インターの道路と、それはもう真っすぐ通じるわけですから。じゃ、今のままでは霞ヶ浦へいらっしゃいと言っても何も無いわけですね。

で、私が言ってるのは、やる気があれば、例えば植栽なんかは、そんなにお金がかからなくてもできるわけですね。あと大室のストックヤードについては7.5ヘクタール、今年は菜の花、その前はコスモス栽培して、それなりにきれいに咲いているわけですから、それは今くいで回りを囲ってありますけども、きちっと駐車場を整備して、例えば丸太組みでもいいと思うんですよね。上からああいう菜の花とかコスモスが見られれば、もっと霞ヶ浦もよく見えるし、景観としていいわけですよ。それなんかも、やる気があればお金がかからなくてできると。

あと、それから湖岸のサイクリングロードは、町が要請して舗装してもらったって言ってま

すけども、実際は逆だと思うんですよ。霞ヶ浦湖岸、200キロ以上ありますけど、舗装してなかったのは阿見町だけです。で、向こう、国交省からどうですかって働きかけて、じゃ舗装しますと。管理は阿見町がやるっつって、阿見町が一番おくれるわけですよ。

そういう点では、サイクリングロードについても、湖岸の反対側では既に自転車をレンタルするというのは、町村もあるわけですから、せっかく新しく舗装になったとこ、案内のパンフレット、それからレンタルの自転車の場所をつくれれば、向けさせることできるわけですよ。

あと、その砂浜についても、具体的に国交省とどうなんだっつうことを考えれば、町が出さなくたって国交省がお金出すわけですから、町長が言っているようにお金がないからなかなかできないんだっつうのは、私は理由にはならないと。それよりも阿見町としては、計画としては10年前に湖岸公園構想つくったけども、具体的にそれを進める部署がないっていうふうに私思うんですよ。

今後、町長は順次やっていくということを考えておりますけれども、その湖岸の開発、湖岸の観光資源化については、今現在どこが担当して、どこの課で進めていくんですか。まず、それをお聞きしたい。

それから、国交省との要請するとか、話し合いをやっているっつうこと言ってますけども、実際にそういうことやっているのかどうなのかも、あわせて具体的にお教え願いたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） 商工観光課が担当の部署で、観光のほうを推進しておりますので、そちらのほうから、私のほうでお答えしたいと思います。

観光の推進の中で、今年観光プロデュース事業、町の地域資産を活用した観光を、今から開発していこうということで、観光プロデュース事業を進めるわけですけども、その中でも霞ヶ浦を生かした観光ということ、今後この事業の中で検討していくというような、今予定になっております。

それと、今の時点で、霞ヶ浦を生かした観光にかかわる事業、具体的な事業なんですけども、これは観光プロデュース事業とはまた別に、すぐにでも進められる事業ということで考えているものなんですけども、例えば町内の軍事遺産をめぐる近代化遺産観光の整備、町内周遊観光ルートというのをつくりまして、武器学校とかそういった遺産があるわけですけども、そういったものをめぐる周遊観光。

それから、「広報あみ」に阿見町紀行というのを連載しまして、そこで霞ヶ浦湖岸を特集した記事の掲載とか。それからホームページにも霞ヶ浦を紹介する観光ページをつくるとか。そういうことは、今年度もすぐにでも取りかかれるということで始めたいと考えております。

さらに、その具体的なところは、今年度観光プロデュース事業で進めていくと言うことでございます。

あと、ハード事業の整備の話ですけれども、先ほど町長のほうからもお答えしましたとおり、湖岸公園構想の中で、まずは予科練平和記念館と霞ヶ浦平和記念公園を進めるんだということで、進めてきたわけです。

湖岸公園構想の中には、あの霞ヶ浦平和記念公園は1つのゾーンですので、構想としては、さらに幾つかいろんなことしようというゾーンがございますので、それを今後どういうふうに進めていくかということ、検討を、今からする時期になってきているのかなと言うふうに思います。

それがもし具体化しましたらば、整備に関しましては、例えば国の補助とかいったものも、必要ならば要望していくというようなことになろうかと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町のほうで、チェルシージャパン効果は、好機ととらえているということを町長は言っているけれども、じゃあ現実的にどうなのかと。例えばチェルシージャパンは民間ですから、今年の2月に決定したら、来年の夏つつうことは、恐らく夏休みの集客を当てにしてオープンするんだと思うんですね。うんと具体的なわけですよ。

じゃあ、それが阿見町にできる影響が、例えば大いに波及効果があるって考えている阿見町はどうかあったら、今の話だとのんびりムードですよ。これから考えますと。

私は、それではまずいというふうに思うんですね。今まで例えば大室ストックヤードは、今だって花をやっているわけですから。金をかけなくたって、私が言ったようなことは、すぐできるわけですよ。あと、砂浜だって、砂浜にすれば霞ヶ浦へ来た人が水辺へおりられるわけですから。それだって国交省と交渉すれば、例えば土浦は砂浜を断られたけど、じゃあ阿見ではできるといふことになれば、私はできるっていうふうに思うんですね。

それから植栽についても、霞ヶ浦堤防、美浦まで何回か現地視察しましたが、美浦には小さい公園が2カ所あるんですね。その近くは、堤防の周り、あんまり木が育ってないんですけども、ちゃんとそれなりに並木になるように植栽してありますよ。

で、阿見町はどうかって言ったら、今言ったように何もやってない。考えますでしょう。それから前に具体的に島津の、いわゆるミニ公園になるところ。これは木2回植えたけど、今桜の木も枯れているわけです。そのままなんですよ。それも、植え返しも何にもしないと。

その結果を見れば、口ではやるやるつつつけども、具体的には何も考えてないと。で、サイクリングロードで、町が要請して国交省が舗装したんだって言ってますけれども、じゃあ舗

装してサイクリングとか散歩道に使っていると。それならば、町民がどんなふうにしたら、あそこの道路をサイクリングロードっちゅて使えるのかっていうのが、そういう案内をしなければだめなわけでしょうけども、何にも案内もしてないわけですよ。

そういう点では、町の対応が、何つつかな、のんびりつつうか、阿見町を本当に売り出そうっていう、考える人がいないのかなと、私は思わざるを得ないわけですよ。

サイクリングロードにしたって、例えばトイレとかね、そういう案内がなければ、ほかから来た人なんか利用できないでしょうよ。すぐ調べれば、例えば阿見町から美浦のほうへ行けば、15キロぐらいのところ、何ですか、貝塚があるわけですよ。貝塚の上にはトイレがあるわけですから、そこへ往復のサイクリングコースの案内もできると。遺跡ですよ。それから、土浦のほうへ行けば、土浦の霞ヶ浦公園があるわけですから、あそこにはトイレもあるわけですから。その先には白鳥の来る砂浜があるわけですから、そこにもサイクリングコースの案内ができると思うんですよ。

そういうのを、私は具体的にやったらどうかと。それは金かかんないわけですよ。だから、そういう点では町の対応は生ぬるいつつうか、おくれてるといふふうに言わざるを得ないんですけども、今後はそうじゃなくて、商工観光課が今年4月できたわけですから、そこで考えていく。具体化するということなんですか。霞ヶ浦湖岸公園の整備についても、商工観光課でやっていくということなんですか。

もう一度、答弁をお願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長渡辺清一君。

○総務部長（渡辺清一君） お答えします。当面はですね、この霞ヶ浦を中心とした部分の観光、資源をどうするか。細田議員が言われてますように、大室ストックヤードの花の公園だとか、あそこに展望台をつくって、また駐車場を整備してとか、これにも、農地なものですから、現在転作事業として取り組んでいる部分もあります。その辺の関係もありますんでね、いっしょくたんにはいきませんが、先々にはそういうことも当然考えていかざるを得ないでしょうと。

で、サイクリングロードを使うということになれば、そこには当然駐車場もさらに必要になってくるとか、いろんなことも考えていく必要があります。そういうものを含めてですね、商工観光課でやるのが観光プロデュース事業。この中で、ある程度のものは明確になっていくと思います。その先は、事業の内容によっては、都市計画課であり、建設課であったりとか、そういうことで分かれていくとは思いますが、当面は商工観光課でその辺の行方を探るといいますか、一応今年度ある程度ははっきりしてくると思いますけども、そういう方向でこれから進めていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） あと1つ、これは具体的にできると思うんですが、昨年も一般質問で指摘しましたが、島津の堤防のとこの、あれは何て言うんですか、今植栽してあるミニ公園ですよ。ベンチなんか丸太置いてありますけども、せっかく植栽しても2回植栽したのが枯れちゃったということは、土壌の改良をして植栽しないとだめだっつうことは、わかっていると思うんですけども、既に土地はあるわけですから、実際に植栽もしたわけですから、具体的にきちんと木が、今桜は植えてありますけども、桜の木が大きくなるように、手入れっつうかね、植栽の計画をやってもらいたいなっつうふう思うんですけども。1年前に指摘してもそのまま。

恐らく今日指摘してもやるかどうかは詰めないで、また来年も同じというふうに思うんですけども、その点の改善はどうなんですか。具体的にちょっとお話を聞きたいというふうに思います。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） 前回12月のときにですね、細田議員から指摘受けました、その島津のところと植栽の件ですけども、そのときちょっと具体的にわからなかったので、あのおときお答えできなかったんですけども、調べました。

経緯から御説明いたしますと、平成11年なんですけども、常陽新聞社が「霞ヶ浦みどりのキャンペーン事業」という事業を進めまして、緑の基金ということで、お金をこう、基金を集めまして、そのお金で各市町村ですか、に植樹、木を、いろんな木を植えてくださいというようなことで、お金を配っていたということです。

それで、阿見町のほうにもそういうお話がありまして、町のほうで検討した結果、その島津のほうの土地、この土地は国交省の霞ヶ浦工事事務所の管轄でして、当時11年から5年間借用したということです。土地の盛土等は、その杭のほう、霞ヶ浦工事事務所のほうで施工してくれたということです。

最初は、お金をもらいまして、クスの木を植樹をしたんですけども、すぐ枯れてしまいました、その後桜を植栽したということです。で、近くにですね、水をやる施設等がなかったものですから、当時担当が定期的に水を運んで、散水をしていたんですけども、結果的に枯れてしまったということです。それで、そのままの状態になりまして、借地の期間も5年間ということで、切れてしまって現在に至っているということです。

今後の、この考え方なんですけども、一たんこういった形で借地の期間も切れてしまいましたので、霞ヶ浦湖岸公園構想の中で、霞ヶ浦平和記念公園はできましたけども、次のゾーンの

中で桜のプロムナードとかですね、桜の堤というような構想もありますので、もしその構想がですね、具体的にになった場合に、そういった桜の堤と一緒に、こちらのほうも検討できるのではないかというふうに考えております。

○議長（諏訪原実君） 細田正幸君に申し上げます。次は3問なので、要望にてお願いします。

○18番（細田正幸君） 今の部長の島津のやつは、5年間で切れたからそのままだと。でも桜の木が育ってれば、5年間で切れたって桜の木は大きくなるわけですから、返す必要もないし、景観になるわけですね。

今の答弁では、桜のプロムナードのところで考えるつつたら、またやらないつつう話になると思うんですね。私は、既に桜の木植えたんですから、それは国交省と交渉して、ちゃんと今、もとの、30センチか1メートルぐらいのごようは出てますよ。ちゃんとした桜を植えるってことにすれば、また5年間延長でも何でもできると思うんですね。せっかく植えたんですから、植えたところぐらいは町できちんと復元してやったらどうかというふうに思いますので、先の話じゃなくて、来年に向けて、きちんと桜の木を植えてもらいたいというふうに思います。要望をします。

○議長（諏訪原実君） これで18番細田正幸君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでございました。

午後 2時21分散会

第 3 号

[ 6 月 12 日 ]



## 平成20年第2回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成20年6月12日（第3日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
14番	倉持	松雄	君
16番	櫛田	豊	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

15番	大野	孝志	君
-----	----	----	---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	渡辺	清一	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	坪田匡弘君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	川村忠男君
消防長	瀬尾房雄君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
国民年金課長	吉田衛君
健康づくり課長	朝日良一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	岡田稔君
環境課長	大野利明君
町民活動推進課長	飯野利明君
秘書課長	佐藤吉一君
都市計画課長	菊池彰君
建設課長	浅野耕一君
学校教育課長	黒井寛君
指導室長	石井直人君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成20年第2回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成20年6月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成20年第2回定例会

一般質問2日目（平成20年6月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 町民の健康づくりと医療費抑制について	町 長
2. 浅野 栄子	1. ストップ！地球温暖化in阿見町の実現に向けて 2. 天災支援について	町 長 教 育 長 町 長
2. 佐藤 幸明	1. 圏央道二車線化について 2. アクセス道路の進捗状況について 3. 霞ヶ浦二橋について	町 長

## 午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） それでは皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

### 一般質問

○議長（諏訪原実君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間、再質問の回数を2回といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

#### 〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） おはようございます。通告に従いまして、町民の健康づくりと医療費抑制について質問いたします。

疾病の予防、早期発見、早期治療に向け、基本健診審査を初め、各種がん検診が実施されており、当然のことながら町民の健康への意識が高まってきております。健康はすべての人の最高の願いであります。今や平均寿命男性79歳、女性85.81歳の我が国は、世界に誇り得る世界一の健康・長寿国であります。阿見町第5次総合計画の中でも、健やかで明るく優しいまちづくりということで成人の健康づくりの推進が挙げられており、少子・高齢者社会がますます進展する中で、最重要課題である子育て支援とあわせて、障害者、高齢化支援の充実等々、当町においてもともに支え合う福祉社会の実現を目指してさまざまな施策が講じられているところであります。

しかし、町の財政を圧迫する要因に、医療費の伸びでは、平成20年度一般会計及び特別会計予算総額259億5,900万円のうち、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療で74億4,600万円となり、総予算額の約3分の1を占めております。医療費を押し上げている大きな要因は、高齢人口の増加と1人当たりの医療費の伸びであるのではと思います。町民の健康を願う施策と増大する医療負担の削減効果と、そしてまた自己責任における健康管理の中で、時代に即した的確な福祉行政の対応が求められます。

そこでまず、特定健診についてお伺いをいたします。医療費の3割を占める内臓脂肪症候群、

メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病対策として、本年4月から特定健診が始まりました。糖尿病等の対策を講じるとともに、予備軍とされた健康保険者に特定健診、特定保健指導を義務づけるものであり、中年男性の2分の1、女性の5分の1が該当されると試算されておりますが、対象者、診療項目、健診方法、周知方法はどのように変わり、また受診率の目標が設定されており、達成できない場合は、後期高齢者支援金にペナルティーがあると聞いておりますが、どのような影響があるのかもあわせてお伺いをいたします。また、過去5年間の当町の基本健診率の推移から、受診率を高めていくためにはどのような方法を考えておられますか。また、対象者の保健指導はどのように実施されていかれるのかもあわせてお伺いをいたします。

次に、高齢者の生きがいについてお伺いをいたします。単なる長寿社会ではなく、生涯にわたり元気で生き生きとした生活を送れる地域社会を目指すため、健康維持と介護予防に取り組むことが重要であります。また、核家族の進展が進む中、もう1つの取り組みといたしまして、地域における多世代交流の拠点をいかに多く創出していくのが高齢者の閉じこもり防止などにつながると考えます。当町の60歳以上は、平成20年4月現在、1万2,486人、26.7%、毎年0.5%強の伸び率であります。阿見町66行政区中、26行政区でおおむね60歳以上で構成する老人クラブは、ゆうあい訪問活動事業、健康増進事業、教養講座事業の3本柱で活動を展開しておりますが、近年減少傾向にあると聞き及んでおります。今年より、これまでの補助金交付基準を会員数30名から20名以上に見直し、対応しているところではありますが、今後、活性化への取り組みとして、どのような対策で対応することを考えておられますか。お伺いをいたします。

また、シルバーリハビリ体操指導士養成事業でございますが、平成16年9月議会でも質問いたしました。健康いばらき21に盛り込まれております事業で、生き生きヘルス体操などの普及を通じ、地域の介護予防を推進するボランティア指導士として、県独自の体操指導士を養成しているもので、現在、県全体でおおむね60歳以上で2級体操指導士が258名、3級体操指導士が685名登録されております。当町の自助と公助のまちづくりを進める上からも、育成の啓発と活用、拡充の取り組みはどのようになっているのですか、お伺いをいたします。また、外出頻度の低い人ほど認知症の発生リスクが高まるというデータから、そのほか高齢者の生きがいづくりについてどのような活動があるのかお示してください。

次に、健康維持増進のための当町独自の体操についてお伺いをいたします。大人から子供まで全町民の健康維持の増進を図り、町の医療費削減のため、新阿見音頭花のまち、夢のまちマーチ編で、筑波大の田中ミキ先生監修、阿見町運動普及推進員が振り付けました健康体操「あみマーチ」をテーマソングとして、ラジオ体操にかわるものとして、町独自の体操として、また健康づくりの町民運動として盛り上がる、を図る上からも、普及啓発を図ったらよろしいので

はないか。例えば、健康維持増進や地域のコミュニティの場ともなっている各中学校単位で開催される町民体育祭や、子供にも楽しめる元気なマーチとして、各小中学校運動会等で普及は  
いかなものかお伺いたします。

○議長（諏訪原実君） ただいま、14番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、た  
だいまの出席議員は17名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君、登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 難波議員の町民の健康づくりと医療費抑制についての御質問にお答え  
いたします。

まず、1点目の特定健診についてであります。特定健診とは、高齢者の医療の確保に関する  
法律の改正により、新たに平成20年度から社会保険や国民健康保険などの各医療保険者が実施  
することとなった健診であります。この特定健診では、内臓への脂肪蓄積による内臓脂肪症候  
群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を早期に発見し、発見された該当  
者などに対し特定保健指導を行うことにより、生活習慣病の発症と重度化の抑制を図って、医  
療費の削減に結びつけることを目的とするものであります。町では、平成19年度まで、老人保  
健法に基づき40歳以上の町民を対象に実施してきました基本健診に変わり、平成20年度からは  
町国民健康保険が、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に対し特定健診を実施するも  
のであります。

次に、特定健診の検査項目についてであります。この検査項目は、国が定めておりまして、  
基本項目としては、問診、身長、体重、BMI——肥満度ですね、腹囲の測定、血圧測定、脂  
質、肝機能、血糖の血液検査及び尿検査があります。また、詳細項目としては、医師が必要と  
認めたとときに行う心電図検査、眼底検査、貧血検査がありますが、当町では、基本項目に加え  
て詳細項目についても受信者全員に実施いたします。

次に、健診の周知方法についてであります。冒頭に御説明しましたとおり、特定健診は各医  
療保険者が実施することになりましたので、町健康保険の被保険者以外の町民の方は町国民健  
康保険が行う特定健診について受診できなくなりますが、このような方の場合、加入している  
社会保険などが、健診機関との契約により町が行う集団検診会場において受診可能であるとし  
ている場合がありますので、加入されている社会保険などにお問い合わせいただき確認をし  
ていただきたいと思っております。なお、各種がん検診などについては、町国民健康保険や社会保険な  
どの加入している医療保険にかかわらず、40歳以上の町民は引き続き受診できるものでありま  
す。このように、複雑になった制度改正の内容や、受診方法などの周知については、広報あみ  
などで、例年より紙面を増やして、受診フロー図やQ&A——質問と回答ですね、などを用い、

わかりやすい内容となるように努めたりするほか、40歳以上町民の全世帯を対象に健診申込書を郵送したところであります。健診申込書は、健診のお知らせに加え、個人名との方が受診できる健診名を表示した申込用紙にするなど、申込者の負担の軽減が図れるものにしたところであります。

次に、受診率についてであります。町では、特定健診を実施するに当たり、平成20年度から平成24年度までの期間における特定健康診査等実施計画書を作成し、受診率については、平成20年度の38%から毎年およそ7%ずつアップして、平成24年度の最終目標値は国の定める参酌基準の65%を目標としております。このほか、特定保健指導の実施率の最終目標値は45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は平成20年度と比較して10%を目標としております。この3項目において、平成24年度の達成状況により、町国民健康保険が後期高齢者医療制度を支援するために拠出する後期高齢者支援金がプラスマイナス10%の範囲で加算減算が行われる予定であります。支援金が加算されれば、町国民健康保険の財源に影響を及ぼすことが考えられます。

次に、過去5年間の基本健診の受診率についてであります。受診率は毎年60%前後で受診者も毎年4,600人前後で横ばいの状態となっております。この中で特定健診の対象者である町国民健康保険加入者だけで算出した受診率については、平成17年度は2,533人で27.4%、平成18年度は2,660人で28.6%となっております。受診率の向上については、これまでも広報での周知や申込書の送付により受診勧奨を行っておりますが、今年度から国民健康保険の各種通知の際に、健診の受診勧奨の案内を同封するなど、それぞれの機会をとらえて周知していく予定であります。

また、これまでの健診の方法は、日程の限定された集団健診が主でありましたが、日程の制限されない医療機関による個別健診についても体制を整備し、さらなる受診者の増加を図っていきたいと考えております。また、対象者への特定保健指導については、国の定める基準により、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群を抽出し、支援方法としては1クラス30人の集団指導と個別指導を組み合わせ、6カ月間にわたり実施する予定であります。内容につきましては、これまでの減量教室など生活習慣病に関する予防教室を実施しておりますので、効果的な実習方法により取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の高齢者の生きがいがづくりについてであります。まず、第1点目の老人クラブの活性化への取り組みについてであります。老人クラブは、行政区を単位として組織され、健康増進事業、社会奉仕事業、教養講座事業の3つの柱を中心としながら、地域における高齢者の健康、生きがいがづくり、社会参加の促進を目的として活動している団体であります。各事業の具体的な活動としまして、1つ目の健康増進事業は、グラウンドゴルフ、輪投げ等のさまざま



まなスポーツ大会への参加や、各種健康教室等の実施があり、2つ目の教養講座事業では交通安全教室の開催、町消費生活センターによる高齢者をねらった悪質商法対策講座の受講、単位老人クラブ相互の交流会等を行っており、3つ目の社会奉仕事業では、地域のひとり暮らし高齢者宅への訪問活動、公園の草刈り、花壇の整備、公会堂ごみ集積場の清掃活動等を行っており、それぞれの事業について会員が積極的に取り組んでおります。

町としましても、このような単位老人クラブの活動は、今後急速に進む高齢社会の中で互いに助け合い支え合う地域社会において非常に重要な措置であると考えておりますが、昭和60年代前半には、単位老人クラブが全行政区に組織されておりましたが、現在では27クラブとなっております。

こうしたことから、あみ健康づくりプラン21、「さわやか阿見健康長寿のまちづくり」の基本理念に基づきまして、高齢者の介護予防及び健康づくり、生きがいを推進することにより、ひいては医療費が抑制され、閉じこもり防止等の地域福祉の向上が図られるという観点から、町老人クラブ連合会と連携しながら単位老人クラブの活性化に積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、議員も触れられておりましたが、これまで1クラブの会員数が30名以上については年間一律5万7,000円の補助交付がありましたが、平成20年度から、新たに単位老人クラブ補助金交付要綱を制定し、地域の状況に合わせて、会員数20名以上29名以下のクラブに対しては年額3万円、会員数30名以上49名以下のクラブに対しては年額4万8,000円、会員50名以上のクラブに対しては年額6万円を交付するよう補助基準を改正したところであります。平成20年度4月の補助交付決定を行ったクラブ数は、会員数30名以上49名以下で20クラブ、会員数50名以上で7クラブであり、会員数は全体で1,198名となっております。また、補助交付要綱の制定に伴い、補助基準見直しの周知と老人クラブ未設立行政区へのクラブ設立支援等につきまして、区長会を通じて各行政区にお願いをしているところであります。既に幾つかの行政区におきましては、新たな単位クラブ設立に向けた活動が行われていますが、引き続き単位老人クラブ設立と会員増加への積極的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、シルバーリハビリ体操指導士の育成と、活用、拡充の取り組みはどのようになっているかという点についてであります。シルバーリハビリ体操とは、茨城県立健康プラザ管理者であり、前県立医療大学付属病院長であった大田仁史先生が考案した体操であります。この事業につきましては、県の「シルバーリハビリ体操普及事業推進要綱」により実施されております。この体操は原則として65歳以上の人を対象として、関節の運動範囲を維持拡大するとともに、筋肉を伸ばすことを主眼とする体操であり、立つ、座る、歩くなど日常の生活を営むための動作の訓練にもなるいきいきヘルス体操や、いきいきヘルスいっぱい体操で構成されている体操

であります。

現在、シルバーリハビリ体操指導士は、県内では、1級指導士が15名、2級指導士が470名、3級指導士が1,275名となっております。このうち、阿見町では、2級指導士が3名、3級指導士が16名となっております。今の段階で必ずしも多い数字じゃないということでもあります。

シルバーリハビリ体操指導士の育成については、県が指導士の業務内容、養成講習会の実施、認定、認定後の取り組み内容等を定めるなど養成事業を行っておりますので、町では養成講習会の公募周知という方面での協力を引き続き行っていきたいと考えております。

次に、シルバーリハビリ体操指導士の活用、拡充については、阿見町シルバーリハビリ体操指導士会が平成19年3月16日に創立されておりますので、この会を対象者が多く集まる機会等を利用し紹介するなどして、活用の拡充を支援していきたいと考えております。事例で申し上げますと、5月19日に老人クラブ連合会総会において、高齢者向け事業のお知らせというリーフレットを作成して、パワーアップ教室、ミニデイサービスと並んで、シルバーリハビリ体操の紹介と出前指導のお問い合わせ先として、代表者の連絡先のお知らせを行っております。

その他の高齢者の生きがいくりについてであります。第1点目として、高齢者と子供のふれあい事業があります。この事業は、2つ以上の単位老人クラブが、地域の子供会や育成会と合同で世代間交流事業を実施する場合に、2つのクラブに合わせて年間15万円の補助金を交付するものであります。この事業の目的は、高齢者の生きがいと地域における高齢者の役割を高めること、児童の高齢者に対する敬愛の念を培うとともに、児童の健全育成に資することにあります。具体的な補助対象としましては、地域の花壇の整備、共同芸能の伝承、郷土玩具製作と遊び方の普及、民話の伝承、ふれあいスポーツ大会等であります。平成19年度事業実績は4クラブとなっております。

第2点目としましては、町の施設である福祉センターまほろばがあります。まほろばは、高齢者の福祉増進のために昭和60年4月1日に開設されました。施設内にはおふろ、カラオケ、将棋、囲碁などの娯楽室等もあり、施設利用者は年間延べ約5万人の方々に利用されております。まほろばでは、月2回健康体操教室を実施し、年間延べ351人の方が参加しております。そのほかにも、民謡や踊り、編み物や絵手紙など、16の趣味同好会が自主的に活動しており、その趣味同好会の連絡協議会が、年1回まほろばにおいて演芸大会を開催し、たくさんの高齢者の方々が歌や踊り等でいきいきと参加されております。

第3点目としましては、退職後の高齢者の社会参加と生きがいくりの場として平成3年4月1日に設立された社団法人阿見町シルバー人材センターがあります。シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的で軽易な就業を提供することにより、さまざまな社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の

実現、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献しております。平成20年3月31日現在で335名の方が会員登録を行っております。

本格的な高齢社会を明るく活力に満ちたものにするためには、健康ではつらつとした高齢者が、地域社会を支える重要な一員として、みずからの経験と知識を生かしながら、生きがいを持って積極的な役割を果たしていくことが重要であります。町としましては、引き続き地域の高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、3点目の健康維持増進のための当町独自の体操についてという提案についてであります。議員提案の健康体操あみマーチをテーマソングとした町の体操の普及啓発を図ったらよろしいのではないかとありますが、あみマーチは、新阿見運動の花のまち夢のまちのマーチ編に合わせて行うリズム体操で、町運動普及推進協議会で作成した体操であります。明るくリズムのよい体操であるので、広く普及させるという考え方は非常に有意義な試みだと思っております。

しかしながら、あみマーチを全町民に対して当町独自の体操として普及活動を行うからには、それは、一時的なブームで終わるものではなく、年齢を問わず何世代にもわたり長期的に伝承していける町の体操でなければならないと考えます。まずは、あみマーチを作成した町運動普及推進協議会において、さまざまな活動の場で町民に対して実践していただきながら普及していきたいと考えております。

なお、町としましては、町民の健康維持増進のために、阿見健康づくりプラン21に基づき、町民全体に運動習慣づくりを引き続き推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変詳しい御説明、大変にありがとうございました。何点か御質問いたしたいと思っております。まず特定健診でございますけれども、大変御苦労されまして、今回は町民のために負担軽減に当たったということで健診申込書も添えて今回はということでしたけれども、町民の方から何人かお電話をいただきまして、かなり複雑でどれが自分のものかわからなかったという、そういう御意見もありましたので、改善策として今後考える余地があるのではないかなと思うんですけれども、その辺のことを1点と、また保健指導の件ですけれども、6カ月にわたり集団と個別でやっていかれるという御答弁でありましたけれども、これに当たりまして減量教室等も以前にありましたので、それと同じような形というような答弁かなとは思いましたが、今回かなり減らしていく、ペナルティー、ハードルがかなり高いのではないかなと思うわけでございます。それに関して今何人の保健師さんで指導に当たられている

のか、この先人員確保はこれでよいのかどうか、その辺もお聞きいたしたいと思います。

また、あと、今回後期高齢者に対してでございますけれども、以前にはありました心電図、眼底検査、赤血球検査というものが今回はなくなって、それはたしか独自でというような形になったのかなとは思いますが、その辺のことを今後検討できる余地があるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。また、ペナルティーとして、御説明いろいろありましたけれども、もし達成できない場合は保険料が値上げされてしまうのかどうか、そういった懸念もあるわけですが、その辺をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それではお答えいたします。

まず、1点目の今回の特定健診についての申込書等が複雑でわかりづらかったかというような内容かと思いますが、今回、できる限り受けられる方の検査項目がわかるように、その人ごとに年齢とお名前を入れて、対象となる健診項目を記載して通知を出したところでございますが、今回その申込書が6枚つづりということで、家庭が1名、2名、3名のところでも6枚つづりという形で送付されたということもあろうかと思えます。そういう点につきましては、こちらでも経費の削減ということで、その対象ごとに1枚、2枚というふうに分けて送るほうがかえって経費の増加につながるということで、一律6枚つづりというふうなことで送付された経緯がございます。この点については、今後さらにわかりやすい形で案内できるような方法を検討してまいりたいというふう考えております。

それと、2点目の保険指導の体制ということで、保健師が何名で当たられるかということでございますが、今年度より保健師を1名増員いたしまして、10名体制で指導に当たるというようなことでございます。

それと、3点目の後期高齢者の方が今まで受けられていた検査項目がなくなったということでございます。これにつきましては、今まではこちらの心電図、貧血検査、眼底検査等については、今までも有料で、500円で検査をしていたということでございますが、今回は、75歳以上の対象者につきましては、介護認定を受けてない方については、生活機能評価を受けるということになりまして、そこで該当者になった場合は、そういう検査は、無料で検査するというようなことになってございますが、それで該当しない方には有料で検査をするということで変更になっておりますので、御理解をお願いいたしたいと思えます。

また、4点目のペナルティーの問題でございますが、先ほど、町長の答弁の中でも、目標値が達成できなかった場合には、支援金のほうに10%の加算減算があるということでございますが、こちらは、今年度当初予算の支援金の予算額5億5,300万円に換算しますと、10%で申しますと5,530万円、こちらが支援金で、これは平成25年度で5年後ということになりますが、

その時点で達成できないとそういう形でのペナルティーが課されるというようなことでございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい。ありがとうございます。御説明いただきましてよくわかりました。どうあれ、長寿の方が、今後高齢化社会に向かうわけですけれども、健康で長生きしていただける、そういう支援体制、また個々の問題もあるかと思えますけれども、これを全力で、個人でできること、また地域でできること、また行政でできることをタイアップしてやっていくことが、地道にやっていくことが大切かなと思います。

また、あと1点、大変要望が多かったことでありますけれども、先ほども高齢単位老人クラブで大変御活躍していただいているわけでありまして、その中で、ゆうあい訪問ボランティアをされている方から、大変苦慮されてる、訪問してもドアをあけてくれない、そういう方が今増えている、そういうことも今後はかなり課題になってくるのではないかなと思いますので、あわせて今後の福祉活動をしっかり力を合わせてやっていかなければいけないなと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 済みません。先ほど保健師の指導体制について10名ということですが、こちら今まで10名で今年度1名増加で11名ということですが、それと、先ほど介護支援金と申しましたが、後期高齢者の支援金ということですので、訂正いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） いいですか。はい。

○4番（難波千香子君） 後期高齢者支援金ということは、我々、済みません、戻っちゃいますけど、我々の保険料としまして町民に対しての、ちょっとよくわかんないんですけど、加算が増えるというふうにとらえてよろしいんでしょうか。済みません、その辺、再度御説明願って、私のは終わりにいたします。

○議長（諏訪原実君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） そのとおりでございます。4割、後期高齢者の今度始まりました保険制度で、5割、4割、1割の負担というこの4割の部分が後期高齢者支援金というような形でございます。そこがペナルティーという部分で加算されますと、40から64歳までの、その部分で支える保険料が増えるというような形でございます。74歳までの部分で支える部分ですね、その保険料が増えるというようなことでございます。

○議長（諏訪原実君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

次に、7番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔7番浅野栄子君登壇〕

○7番（浅野栄子君） おはようございます。通告に従いまして、1つ、ストップ地球温暖化in阿見町の実現に向けて、2つ目、天災支援についての2点について質問させていただきます。

まず、1点目の阿見町におけるストップ地球温暖化の実現に向けてであります。地球温暖化という言葉は、毎日ニュースや新聞で頻繁に目にします。地球温暖化問題、気候変動問題が大きな課題となる洞爺湖サミットまで1カ月となり、メディアがこぞって書き立てているからでしょうか。世界各国が注目を集め、温暖化に対して、92年からアメリカを含む世界のほぼすべての国が温暖化防止に向けて動き出しました。97年には、京都で会議が開かれ、温暖化を語る時必ず話題になる京都議定書がつけられました。そもそも温暖化とはどのような現象なのでしょう。自分には余り関係なく影響も感じないと、無関心の方が多いようですが、日本で、世界の首脳が集まり、京都以来北海道でも開かれる会議となれば、やはり無関心ではられません。そこで、新聞掲載記事や冊子などから重大な問題であることが見えてきました。気象システムの温暖化は、人間がかかわって生ずる温室効果ガスの増加による可能性が非常に高いという結論が出たからです。

温室効果ガスとは、CO<sub>2</sub>——二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など6種類のガスのことで、CO<sub>2</sub>が温暖化への影響の60%と一番大きい数値なので、CO<sub>2</sub>削減問題が話題となっているのです。この温暖化を放置し、進んでいくと、グリーンランドの氷がとけ4メートルから6メートルの海面上昇を引き起こし、このために南の島では水没する国が生じたり、暴風雨、洪水、干ばつ、鳥インフルエンザウイルスなどの感染症の拡大、水、食糧不足、紫外線の日差しが強くなり、幼児、子供の皮膚への影響を及ぼすなどなど、温暖化は自然災害を引き起こし、私たちの健康にも直接影響を与えるのです。元世界銀行副総裁が早期に効果的な対策をとらなければ、世界大戦や20世紀前半の世界恐慌に匹敵する大混乱を引き起こす危険があると警告を發しました。まさに、温暖化への対応は、人類全体の問題であると言っても過言ではありません。

県でも、関東知事会議では、温暖化対策の推進について国へ要望書を5月29日に提出しました。また、福田総理も温暖化対策について、2050年までにCO<sub>2</sub>削減目標を60%から80%と提示しました。阿見町ではいかがでしょうか。3月定例会においての答弁では、温暖化対策は平成13年度に計画し、平成14年から18年の5カ年に温室効果ガスを7%削減目標とし、公の機関を対象に調査をしたが、減少したのは16年度のみだけであったということでした。平成20年から24年度まで、5カ年計画を立て取り組むとも発表がありましたが、役場、公の出先機関のみ

での削減では効果はないでしょう。やはり、町全体で取り組まなければならないと考えます。それには町民に向けて温暖化が進むと、何が変化し、どんな危機が迫ってくるのかきちんと説明し、それを防止するために個人でできることがあるということを知らせることが必要であります。

先日、カスミストア入り口にて県の温暖化防止活動推進委員の方が、町の環境課と一緒に意識を高めるアンケートを行っていました。そこでも、一般の買い物客は無関心が多く、アンケートを受ける人は少なかったようです。町民の方の関心を高め、CO<sub>2</sub>削減の自分でできることを実行していただき、阿見町はストップ温暖化を宣言していただきたいと思います。そのためには、次の項目の実現を図ることが先決です。

1つ、温暖化によって自然や人に及ぼすいろいろな影響をわかりやすく町民に知らせること。2つ、だれでもできるCO<sub>2</sub>削減のチャレンジカードを全家庭に配布すること。3つ、6月20日、土浦生涯学習センターで環境フォーラムを開催するようですが、当阿見町でも開くこと。4つ、小中学生へ環境教育を徹底すること、そのための時間を確保すること。以上、4点の実現。それと町環境課の温暖化対策について、これまでの取り組みとこれからの計画についてお伺いします。

2点目、天災支援について。大規模な災害として記憶に残る新潟・中越沖地震、そして、ミャンマーのサイクロン、今回の中国四川省の大地震。多くのとうとい命が一瞬にして失われました。天災の恐ろしさと大自然への畏敬の念を改めて強く感じました。被災者の悲しみははかり知れません。

幸い、当阿見町は、気候、地形に恵まれ、大きな災害をこうむる率は低いと思われませんが、ないとは言いきれません。発生したとき、だれからもどこからも支援がないというのは悲しい限りでございます。一人で生きていけないように、町単位、国単位でも同じでしょう。すべてを対象に支援することは無理ですが、国内の場合は支援するのが当然です。

外国の場合は、事情をかんがみて実行を見きわめる必要があると思いますが、友好関係を結んでいる国とあれば、支援は妥当であり、支援も早急に対処するのが感情的にも効果をもたらすものと思われます。1カ月を経て行うのは誠意が半減であります。そこで、災害が発生した際にすぐ対処する部署を設置しておき、災害発生時速やかに行動できるようにしてはどうでしょう。

広域行政の消防関係、警察、病院、保健所などへの対応は、手際よく敏速に行わなければなりません。人的、金銭的、設備的な支援のどれを選んでいいのか。やはり、情報を早くキャッチし、対処するには、専門部署の存在が必要なのではないでしょうか。阿見町災害対策会議を、阿見町防災会議の次の欄に、附属機関の設置条例が定められているこの機会に追加し、機能が

すぐ発揮できる体制をつくることを求めますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 浅野議員の質問にお答えいたします。幾つかありますけれども、4点目の質問については、教育長から答弁ということにしますんで、私のほうからは、1点目の温暖化によって地球上が起こす諸変化をわかりやすく町民に知らせることについて、2点目のだれでもできるCO<sub>2</sub>削減、3点目の環境フォーラムを実施するについて、さらに天災支援についてお答えいたします。

まず、1点目の温暖化によって地球に及ぼす諸変化をわかりやすく町民に知らせることについてであります。

御指摘のように、現在地球温暖化問題は、世界規模で大変深刻な問題となっております。この問題解決のために、世界が協力体制を構築し、各国において削減目的を定めた京都議定書が平成17年2月16日発効され、日本における削減目標は、平成24年度までに平成2年比で6%の温室効果ガスを削減することを伝えてあります。しかしながら、平成17年における我が国の温室効果ガスの排出量は、平成2年比で7.8%上回っており、温暖化対策をより一層強化する必要があります。いろいろ具体的な数字を見ると、この対策というのはほんとにいろんな要因があつて非常に難しいということが浮き彫りにされてくるわけであります。

阿見町におきましても、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、平成13年に阿見町地球温暖化実行計画を策定し、平成12年の温室効果ガス総排出量を基準として、平成14年度から18年度の5カ年間に温室効果ガスの7%を削減することを目標に、役場庁舎及び各出先機関を対象に調査を行ってきました。結果につきましては、基準年に対して削減が図れたのは、平成16年度の6%のみで、平成14、15、17、18年度に関しては2%から9%にかけての増加を示す結果となってしまいました。この要素としては、この間にいろいろ新しい施設ができたとかいろんな、12年を基準と言いながら状況が大分変わっている状況もある。その辺で数字の整理が非常に難しい、こういう要素もあるわけであります。このような結果を受け、今後の町の取り組みとしましては、京都議定書に基づき第1期調査での反省を踏まえ、実行可能で具体的な取り組み内容を示した阿見町地球温暖化対策第2期実行計画を作成した上で、平成20年度から24年度の5カ年にかけて、再度役場庁舎及び各出先機関を対象に温室効果ガス排出量の調査を行うことで地域の模範となるような状況をつくり出すように努めていきたいと考えます。

しかしながら、地球温暖化対策は、経済的活動、町民生活全般に深くかかわることから、町、



事業者、町民といったすべての主体が参加・連携して取り組むことが重要であります。このため、町としましては、地球温暖化対策にかかわるさまざまな情報について、町広報紙やホームページ等で積極的に情報を提供するとともに、各種イベントや街頭キャンペーン等についても、積極的に取り組むことにより、町民の皆さん方への啓発を行ってまいります。

次に、2点目の「誰でもできるCO<sub>2</sub>削減」と題して、だれでも取り組める項目が記入されたチャレンジカードを全家庭に配布したらどうかという点についてであります。現在、町としましては、本年度中の完成を目指して環境家計簿を作成しております。環境家計簿とは通常の家計簿を環境版にしたものであります。調査項目としましては、毎月各家庭に郵送されてきますガス、電気、水道使用明細書、さらにはガソリン、軽油等のレシートに記載されている使用料をパソコンに入力することで、それぞれの二酸化炭素排出量が自動計算されるというものであり、年間を通して取り組むことにより各家庭の月ごとの二酸化炭素排出量の比較が簡単に行え、削減効果が図れるという利点があります。また、環境家計簿については、平成18年度にモデル事業として、消費者団体に協力を依頼した経緯もありまして、現在協力者の意見や要望をもとに環境家計簿の改良版を作成しているところであります。このようなことから、町としましては、町民へ向けた温暖化対策として、環境家計簿が長期的な取り組みとして推進が図れる上、取り組み意欲のある町民及び各団体等がいつでも参加でき、かつ情報の共有が図れる等の理由から最も有効な施策と判断し、本年度から町ホームページに掲載するとともに回覧等による情報提供もあわせて行うことにより積極的な取り組みを呼びかけてあります。こうは言いますが、実際にこれを各家庭でほとんどの家庭でやるということを普及するというのは大変なことだと思います。自分自身でやってみてもなかなか大変なことであります。しかし、こういうことをきちんと各人がそれぞれの生活の場で継続してやって、地球温暖化に対する認識を深めて、自分もそのために実践してるんだと、こういう体験を共有するということが非常に大事なことだろうと思います。そういう点で、この環境家計簿というのは、ぜひ改良版が出たら、できるだけ多くの人たちに実践してもらいたい、こう思っております。

一方で、御質問のありました茨城県で作成されているエコ・チェックシート及び私のチャレンジ宣言については、地球温暖化対策の取り組みとして、県が推奨しておりますが、環境家計簿と比較しますと記載内容が簡単であり、関心を持ってもらうという点では非常によい手法だと思いますが、継続して家庭で取り組める内容にはなっていないという、この辺の問題点があります。具体的に継続して自分がやって、その結果どうなるんだという形での継続的な実践につながらない。今後、町としては、環境家計簿の普及を図りつつ、エコ・チェックシート及び私のチャレンジ宣言についても県や町等でのさまざまなイベント等に合わせて普及させたいと考えています。

次に、3点目の県の環境政策課が、6月20日、土浦県南生涯学習センターで環境フォーラムを実施するそうですが、阿見町でも実施したらどうかという点であります。これは、京都議定書の第1約束期間がスタートし、7月には洞爺湖G8サミットが控えていることを受け、茨城県が実地主体となり、県民、事業者、行政を対象に地球温暖化に対する理解と協力を呼びかける目的で、「ストップ地球温暖化」県民総決起集会と称して、6月20日に茨城県南生涯学習センターで開催されます。町としましても、地球温暖化に取り組む1団体として参加し、幅広い意見の集約と情報交換を図っていきたくと考えております。

御質問のこのような規模でのフォーラムの開催についてであります。これまでも、町としては阿見町地球温暖化防止推進員の方々の率先的な取り組みを支援する立場で、地球温暖化に関する講座の開催や講演会を支援する一方、各イベントでの啓発活動や、街頭キャンペーン等も推進員の方々と協力しながら行っております。特に、昨年開催した講演会では、町から全町民に対して回覧による開催案内を行ったところ、125名の方の参加が得られ、町民に対する啓発活動が友好的に行えたものと判断しております。今後も、町の立場で阿見町地球温暖化防止推進員の方々と連携を図り、引き続き協力体制を築きながら、さまざまな形で情報提供、啓発活動を行ってまいります。

5点目の、町環境課が温暖化対策として取り組んでいることはどのようなことか、これまでの考察と今後の方向についてであります。先ほどの1点目の答弁と重複いたしますが、現在町は、京都議定書の発効に基づき、平成20年度から24年度の5カ年間にかけて、役場及び各出先機関の温室効果排出量の削減計画等を定める阿見町地球温暖化対策第2期実行計画の策定を進めております。今後は、策定する実行計画に基づき、各年度の温室効果ガス排出量の調査を行い、結果についての考察を行って、確実に削減が図れるよう努めてまいります。また、地球温暖化対策の手段として有効であると思われる環境家計簿については、本年度中に改良版を作成し、ホームページに掲載した上で広報紙等へも情報提供を行いながら、積極的な取り組みを呼びかけてまいります。さらに、家庭から排出されるごみの分別及びごみ減量化に関しても、地球温暖化の防止に寄与することから、引き続きごみカレンダー等により周知の徹底を図ってまいります。

最後に、これまでの町の取り組み等を通して考察できることは、何よりも地球温暖化に関する情報を全町民に対して幅広く提供し、問題意識の徹底を図っていくことが大変重要であると考えます。そのためには、町は、広報紙やホームページを有効的に活用し、温暖化に関する情報を常に提供する一方で、町地球温暖化防止推進員の方々と連携を図り、エコドライブ運動やマイバック推進運動等を中心としたさまざまな形で啓発活動を行いながら、温暖化防止への取り組み協力をなお一層呼びかけて、温室効果ガスの削減が図れるよう努めていきたくと考え

ます。

続きまして、天災支援についてであります。

まず、この機会をおかりしまして、ミャンマー・サイクロン並びに中国四川省大地震により亡くなられた方々とその御遺族に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

当町としましても、中国柳州市と友好都市として交流してるところでありますので、去る6月3日に柳州市友好代表団が来町された際に、私と諏訪原議長で町職員及び議員の皆様や国際交流協会の方々からの義援金を柳州市を通して被災地へ届けていただくようお願いしたところでございます。被災者の方々が、一日でも早く平穏な生活に戻るよう切に願うところであります。

また、これは、天災ということではありませんが、2001年アメリカ・ニューヨークで同時多発テロ事件があった際には、同様に町職員及び町議会その他多くの方々に呼びかけ、町国際交流協会から姉妹都市スーパーリア市を通して、ニューヨークの救済本部に義援金を送った経緯があります。

義援金は、日本赤十字社や共同募金会、その他民間組織等を通じて送るのが一般的ですが、柳州市とスーパーリア市は友好姉妹都市であるということがありますので、そこを通して支援することに大きな意味があると考えてそういう方法をとったわけであります。

さて、ここで、議員が申される他市町村等への対外的な行政の災害支援ということになります。支援方法等については、阿見町地域防災計画に明記されております。防災計画では、県内で暴風、豪雨、地震等による災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急措置ができないときに、市町村相互の応援を円滑に遂行するため、災害時等の相互応援に関する協定に基づき、被災市町村からの応援の要請により支援することになっております。具体的な応援の種類としましては、食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供、救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供などです。

また、他県の市町村等への支援については、県知事からの要請により協力することになっております。過去の事例としては、平成7年1月の阪神・淡路大震災支援に、救助工作車と消防隊員5名を県知事の要請により派遣しております。また、同様に、平成16年10月の新潟県中越地震では、県知事からの要請を受け、救助工作車と消防隊員7名を派遣するとともに、総務費災害対策費から義援金を出資しております。このように、行政の対外支援は原則その被災地からの応援要請に基づき、被災地が真に必要とする支援を行っております。また、それに対処す

る防災担当課も存在しておりますので、そのために新たな部署の設置ということは考えておりません。

いずれにしましても、災害時の支援というのは、被災地の実態をよく把握した上で、適切な形で適切な時期に支援を行うのが最も効果的でありますので、被災地の要請を受けて行うのがより適切な支援につながると考えます。これは、同じ国内でも遠隔地と近隣の場合では当然違ってきますし、近隣の場合は当然状況もわかりますから早急に対応すると、こういう形になるということは事実であります。

そういうことでもありますので、今までも特に県外遠隔地等の支援活動については、県のほうに要請が来て、それを整理した形で県からこちらへ来て支援を行うと、そういう形をとっているところでもあります。いずれにしても被害を受けた側の災害状況、受け入れ態勢等も正確に把握しないまま何でもすぐ対応すればいいという、そういう支援の考え方は余り適切でないと考えざるを得ないと思います。先ほどの質問の中では、ここまでは言わなかったと思うんですが、通告書では、浅野議員の通告書の中には、「阿見町の対応は遅過ぎる」、こういう表現がありましたけれども、それは、具体的にどういう場合を指して遅過ぎると言っているのか。

今いろいろなケースを挙げましたけれども、その辺について、ちゃんと説明してもらわないと何を問題にしているかよくわかりませんので、その辺についてははっきりさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 教育長大崎治美君、登壇願います。

〔教育長大崎治美君登壇〕

○教育長（大崎治美君） おはようございます。ストップ地球温暖化in阿見町の実現に向けてという質問の中で、4点目についてお答え申し上げます。

現在の社会情勢を考えますと、環境問題だけではなく、社会福祉、ボランティア活動、心の教育などは、学校だけで教育するのではないということで、広く地域社会や家庭でも同じような取り組みをしていくことが大切かなと、かように思っております。議員御質問のとおり、環境教育は、重要なものの1つとして各小中学校でも重点的に進めているものの1つでございます。当町の小中学校では、社会科、理科、家庭科などの教科で環境問題については、教育課程として位置づけ、単元の中で身の回りの生活、水質汚染、空気汚染、森林伐採、ごみ問題、エコ、地球温暖化問題など、低学年から学習しております。また、総合的な学習の時間、小学校3年生から学んでおりますが、この総合的な学習の時間においても環境についての学習指導計画を作成し、1つの単元としてさまざまな問題について児童生徒が主体的に学習しております。

環境教育につきましては、今後とも重要な問題の1つとして積極的に取り組んでいく所存で

ございます。今、ご存じのように、6月は環境月間であります。こういうのが皆様のところにも届いてごらんになってるかと思うんですけど、6月の環境月間ということで、今日の質問はまことに時を得た質問かと、かように思います。浅野議員におかれましても、いろいろな会合等で交友する機会が多いと思いますので、ぜひその場で、地域でできるところから環境問題は始めようと、そういう意識を高めるお骨折りを今後とも続けていただければなど、かように思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で答弁終わります。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） はい、御答弁ありがとうございました。

環境汚染、温暖化につきまして、大変いろいろお話がございましたけれども、今家庭でも町民一般の方にも知らしめるということで、環境家計簿ということが出ましたけれども、女性で家計簿をつけるのも大変なのに、環境家計簿をつけるのは余計大変ではないかと思えますけれども、この環境家計簿というのは、何を対象にして今まで、昨年ですね、何を対象にしてどのような結果が出たのでしょうか。また、温暖化について、広報紙で知らしめるというお話がありましたけれども、私、広報紙ですね、2006年からずっと本年6月までとじてありますけれども、その中に温暖化の記事はありませんでした。いつから温暖化を広報で皆さんに知らしめるのかということもお聞きしたいと思えます。

それから、今、町民に知らせるために環境家計簿とおっしゃいましたけれども、私先日、カスミストアでチャレンジ宣言というのでやってまいりました。今まで本当に気がつかなかったそれをですね、これを見てやっぱり、冷蔵庫の温度を1度高くすればいいんだな、それから、お風呂の水で洗濯をすれば少し違うんだなと、こんなふうなものを一目でわかる、これをすればCO<sub>2</sub>が削減できるのだと、そんなふうに着目できるという、こういうものを町民にお分けすれば、冷蔵庫のところに張っておけば1日1日それを見ながら、こうだった、そうだったと確認しながらできるのではないかと思われまますけれども、もう一度このチャレンジカードのことについてお願いいたします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） お答えいたします。まず、1点目の環境家計簿を今までモデルとして行って改良してきたということなんですけれども、何人を対象にしてどのような結果が得られたかということです。18年からモデルとして環境家計簿を使っていたいただきました。茨城県が設置しております地球温暖化防止活動推進員の方、全員市町村で参加していただいているんですけども、その中の阿見町で参加していただいている方がいらっしゃいますので、その方に使っていただいて、いろいろ御意見をいただいて改良していると。現在も改良している

ということで、今年度、正式な家計簿をつくる予定なんですけれども、御意見をいただいて改良しているということでございます。

それと2点目の広報紙、温暖化の記事ということなんですけれども、広報紙、今までは地球温暖化の対策と申し上げましても大変広い、いろんな対策があるかと思うんですけれども、例えば霞ヶ浦をきれいにしようとかですね、霞ヶ浦浄化の標語の募集とか湖上セミナーとかですね、それから、合併浄化槽についても広報紙のほうでいろいろ情報提供しておりますし、エコバック運動についても提供しております。そういった形で今までは広報をやってきたということです。これからは、具体的に、議員からお話がありましたように、地球温暖化はどんな影響があるのかといったことを具体的に町民の方にもわかってもらえるような広報の仕方ということで、これから、日程的にはまだ具体的には決まってませんが、こういった内容で広報、PR等を行っていききたいというふうに思います。

それと、チャレンジカードの件なんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、まず環境家計簿を町としては今年度推進していくんだというような計画を立てておりますので、それをまず第1に進めていききたいというふうに思います。チャレンジカードにつきましても、いろんな、先ほど町長の答弁にありましたとおり、いろんなイベントとかですね、こういった集まりの中でも茨城県のほうで推進しているということですので、一緒にあわせて進めていききたいというふうに思います。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） カスミのアンケートですね、その人数と、それからその結果の考察をお願いします。それから、環境教育で子供がどのような活動をしたのか、その活動例がありましたらお願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） 先月ですか、5月の30日にカスミで行ったPR活動というイベントの結果ということですね。ちょっと調査しておりますので、後でお答えいたします。

○議長（諏訪原実君） 教育次長川村忠男君。

○教育次長（川村忠男君） お答えいたします。

学校教育でどのようなことを実施してきたかということでもあります。先ほど、教育長答弁のほうにありましたとおり、各教科ごとにカリキュラムを位置づけしまして、実際に授業を実施しております。例えば、国語で言いますと、興味を持ったその自然環境に関する本や文章を読むことなど、また、社会科におきましては、地域の社会生活、あるいは地域の生活と水、電気ガス等のそういった学習をしております。また、理科につきましましては、身近な動植物とのかか

わりとか環境に対する見方考え方、それから人、動物の体のつくりの働き、そういったところも実際に実践しております。またそのほか、生活科においても自然とのかかわりというようなことで、身近な自然とのふれあい、あるいは季節の変化と生活のかかわり、そういったところも実践をしております。さらに、家庭科等におきましては、不用品やごみの適切な処理というようなことで、家庭でできるようなものは何かないかというようなところも実際に学習をしているところであります。その他、総合学習の時間ということで先ほどの答弁もありましたけれども、そこでは、いろいろなテーマを児童生徒がみずから課題を見つけながら、工夫して考える、実行する学習等も実施をしております。

そのほか教科としては、道徳あるいは特別活動などにおきましても、実際に環境の美化あるいは環境衛生に関する実践活動というようなことで、各教科にわたりまして環境活動については実施実践をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 生活産業部長坪田匡弘君。

○生活産業部長（坪田匡弘君） 5月30日に行われましたカスミストアでの温暖化のキャンペーンのアンケートの内容についてお答えいたします。あのとき阿見町でカスミで行ったときのアンケートは110人の方から御協力をいただきました。その結果の内容分析なんですけれども、このとき茨城県と茨城県の地球温暖化防止活動センター等が主催で実施しておりますので、そちらのほうに一度回収するというので全部お渡ししておりますので、そちらのほうで分析を今からするだろうと思います。できましたらまた結果を後でお知らせしたいと思います。ですので、町のほうでは分析はしてないということでございます。

○議長（諏訪原実君） 7番浅野栄子君。

○7番（浅野栄子君） 今、110人というお話がありましたけれども、町の町民4万7,000人、有権者数3万8,000人近くいて、110人というのは、ほんとに自覚が、またそれに関心が薄いということがわかったのではないかと思いますけれども、町長さんいかがでしょうか。やっぱり、一人ひとりが自覚を持ってするには、こういうチャレンジの1人1家庭に1枚があって、それを見ながら、「あ、これはここを削減した」と、そういう自覚が必要なのではないかと思います。その、チャレンジのカードですね、もう1回再考をお願いしたいと思います。

それから、先ほど町長さんがおっしゃいましたように、私遅いと書きましたけれども、先日の四川の支援金につきましても、もう1カ月以上もたってしまいました。それから、県からの要請があつてからと。何か教育とかそういうものはすぐ県からの要請、県の様子を見てと、そういうふうな状態があるものですから、やはり、阿見町としては、福祉の町として相手を思いやる気持ちがあれば「あ、やらなくては」というふうな考えを持てば、県の様子など見ないで

も早急にできるのではないかなと思いましたが、遅いというふうに書きました。失礼いたしました。

それから、支援につきましては、早急に、そして必要な支援を行っている就先ほどお答えがありました。でも、一般の方は、支援したのかどうなのかということがやはりわかりません。それはアピールが足りないのではないかと思います。広報などを利用して、こういう支援をしました、皆さんの協力ありがとうございます、というようなアピールも必要なのではないかと思います。町民一人ひとりが自覚を持って温暖化に向かってやらなければならないと思いますので、私も努力いたしますので、町としてもより町民の皆様の自覚をいただけるような対策を練りまして、温暖化対策、町を挙げて進んでいっていただきたいと思います。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長（諏訪原実君） これで7番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、17番佐藤幸明君の質問を許します。

〔17番佐藤幸明君登壇〕

○17番（佐藤幸明君） 一般質問の前に一言申し上げます。

国際宇宙ステーションに滞在中の星出彰彦さん、日本の実験棟「きぼう」の中、狭い空間でのアームの取り付け、その後の確認作業と、大成功でした。本当に御苦労さまでした。つくば市の母校、茗溪学園中学校の生徒と宇宙から交信し、夢を実現するために一番大切なことはと聞かれ、「あきらめないこと。私も宇宙飛行士の試験には3回目によく受かった。皆さんも夢に向かってくじけず頑張ってもらいたい」と優しく語られました。この内容がテレビ放映され、多くの少年少女が励まされ、元気づけられ、日本の実験棟の名のとおり、全国の子供たちは希望をさらに大きくしたに違いない、夢を膨らませたに違いありません。そういう意味もあり、星出さん、ありがとうございますとエールを送り、感謝を心より申し上げたい。

さて、改選後の初の定例議会、私も、6度目の当選をさせていただきましたが、今までに比べ喜びが少ないのです。決して当選の順位が下がったからではございません。ほんとです。投票日の3月23日午前11時ごろ、荒川沖駅近くでの通り魔殺人事件、少年1人が亡くなったのです。また、6月8日午後0時30分ごろ、秋葉原の歩行者天国での通り魔殺傷事件が発生、7名が死亡、10名が重軽傷を負いました。7名の葬儀が本日、雨の降る中とりに行われておるわけでございます。余りにも理不尽、悲惨な事件であり、亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈りいたします。

加害者は、生きる希望がなくなり、人を数人殺せば死刑になれると警察の取り調べに答えているそうです。若い人たちが希望を、夢を持てる社会、世の中を構築する必要性を痛感し、方策を考え、悩む日々でございます。大人の責任として、知恵を出し合い、すばらしい地域をつ



くり、希望を持てる、夢を持てるまちづくり、それを進めるときに次の3点は最重要課題と思います。前向きなる答弁を期待いたし、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1点目として、圏央道2車線化について伺います。町県の御努力に阿見吉原東土地区画整理事業が順調に進み、県有地がチェルシージャパンに売却され、アウトレットが計画、来年初夏にはオープンとの説明が全協でありました。300万から400万の人々が来場すると言われております。圏央道が昨年3月供用開始され、交通利便性の向上により誘致に成功したわけです。大型店舗がオープンし、多くの入場者があれば、次の大型店の出店計画も浮上すると確信します。また、東部工業団地の進出企業も増えます。そのように、この地域をさらにアピールするとき、圏央道片側2車線化が必要とされます。

一車線では、インターチェンジからアウトレットへ地下道で進入するにしましても、料金所では込みます。ETCのついた車でも料金所ではスピードを落とします。また、ついてない車もあります。圏央道上で混雑するようなことになりましては、大事故につながる心配があります。片側2車線整備するため橋脚もできておりますので、実現に向けて国交省に働きかけるべきと考えますが、御所見をお伺いします。

答弁は東関東自動車道までまずは1車線でつなげるという答えかもしれませんが、橋脚の上には鉄筋が丸出しのままです。塗装はしてありますが、今日のような雨の日、コンクリート製の橋脚も鉄筋も当然ぬれます。鉄筋はぬればさびます。そのさびる力がコンクリートに切れ目を入れ、割れ目が入るのです。こういう点から、工事費がかさまないようにするにも、早急に着工しなければならないと思います。用意した答弁にもう一度目を通され、考え直しながら、明確なる答弁を期待するところでございます。

2点目として、アクセス道路の進捗状況について伺います。2つの路線について通告いたしましたが、阿見東インターからの道路については、全協での県からの説明、また昨日の千葉議員の質問に対する答弁で、若干の相違点はありますが、ここでさらに取り上げることはいたしません。

牛久阿見インターから阿見中心市街に抜ける道路について伺います。小池内に筆界未定地、境界が不明な土地があります。県と町担当で筆界未定解除の作業を進められておりますが、進捗状況とこの路線の整備スケジュールをお聞かせいただきたいと思っております。

3点目として、霞ヶ浦二橋について伺います。2本のアクセス道路の延長上、2つの橋をかける計画があります。県南地方発展、阿見町発展のために大きな起爆剤になります。特に、牛久阿見インターからアクセスの延長上には、小美玉市の百里飛行場があります。そして、首都圏での3番目の空港となる茨城空港の開港まであと2年を切ったわけです。県開発公社が旅客ターミナルビルの建設に着工、6月9日から航空会社誘致を始めましたが、めどが立っており

ません。理由は、空港から各方面のアクセスが悪いと言われております。茨城空港の成功のためにも最重要路線と考えます。過日の全協で、議長から報告がありましたが、4月に就任した議長より長く協議会に参加しております町長に、進捗状況、その後の運動の展開の方法についてお伺いをいたす次第でございます。よろしくどうぞ答弁のほうお願いします。

○議長（諏訪原実君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長川田弘二君，登壇願います。

〔町長川田弘二君登壇〕

○町長（川田弘二君） 佐藤議員の質問にお答えします。大型商業施設「あみプレミアム・アウトレット」の進出に伴う圏央道の片側2車線化ということですが、阿見町内の圏央道につきましては、御承知のように平成19年3月に常磐道から牛久阿見インターチェンジ及び阿見東インターチェンジまで暫定2車線、つまり片側1車線にて開通しております。開通に前後し、東部工業団地においては、議員からもお話がありましたとおり、問い合わせや用地の契約に弾みがついている状況であります。現在国では、圏央道を目標宣言プロジェクトに位置づけて、開通目標や毎年度の事業進捗状況を公表しております。

今から言うことはもう十分わかっていることですが、念のために一通り説明いたします。これによりますと、阿見東インターチェンジから仮称江戸崎インターチェンジまでは、平成20年度内の開通を目標としております。現在の進捗状況から見れば間違いなく開通できるようであります。さらに、平成24年度内には、成田空港に直結する東関東自動車道の大栄ジャンクションまで開通目標となっております。圏央道の整備としましては、まずは地域間を早期に結ぶこと、全線開通させることを最優先として、暫定2車線での整備を進めております。いずれにしても、つながらなきゃしょうがないという、それが一番の優先順位ということであります。

しかし、今回のプレミアム・アウトレットの進出でも立証されましたように、圏央道の開通による交通利便性の向上は、民間企業にとっても非常に魅力的な要素であります。特に、近接する工業団地など産業分野、また、現在整備を進めてあります予科練平和記念館などを含めた観光分野でも、今後阿見町がますます発展するためには、圏央道の完全4車線化は必要不可欠と認識しておりますので、県とともに国に働きかけを行っていきたいと思います。

当然、特に来年夏にアウトレットがオープンすれば、300万、400万という人たちが集まるんですから、かなり交通状況が今とは一変するわけで、その状況の中で当然こういう要望はしていかなくちゃなんない。ただ、一方では、できるだけ早く全線をつないでいくという大目標があるわけですから、それとの兼ね合いで行くと、まず第一優先は、全線をつないでいくということにならざるを得ないであろう。しかし、そうは言っても、県が県の事業として誘致したアウトレットということですので、そのオープンによって交通渋滞が起きて、いろいろ問題

が起こるということでは困るので、その点は県と一緒にあって国にも働きかける、そういう形をぜひやっていきたいと思えます。おっしゃるように、橋脚はできているし、鉄筋が出てる部分もあるわけで、そういう点からすれば、当然施工者としても何とかできるものなら早くやりたいと意向は当然あるはずでして、そういう点で、正直言って、要望したからすぐ具体化するというのは非常に難しい、こういう状況でありますけれども、強く要望すると、こういう形はとっていききたいと思えます。

次に、アクセス道路の進捗状況であります。昨日アクセス道路については、千葉議員から質問があって大体答えているんですが、重複しても、非常に重要なことですから、一通り説明をしたいと思えます。

このアクセス道路の進捗状況であります、2路線のアクセス道路は、茨城県が事業を実施しております。進捗状況としましては、圏央道阿見東インターチェンジに接続するアクセス道路県道竜ヶ崎阿見線のバイパス、阿見町としては新都市計画道路追原久野線という位置づけをしております。これについては、昨日も説明しましたように、インターチェンジから阿見東部工業団地内の区間についてはもうオープンしている。それから、東部工業団地の北側から国道125号のバイパスまで距離にすれば2キロなんです、金さえつければ、用地買収も大体見通しがついてますんでね、金さえつければ比較的早くできるんですが、昨日も説明したように、埋蔵文化財の調査という1つそういう要素が入ってますんで、そういうこともクリアしながら、できるだけ早くやろうと、そういうことです。

また、圏央道牛久阿見インターチェンジに接続するアクセス道路では、県道土浦竜ヶ崎線のバイパス、阿見町では都市計画道路阿見小池線という位置づけをしております。インターチェンジの南側竜ヶ崎側については、平成21年の開通を目指しているということですから、幾らおくれても22年の3月までにはできるということで、あそこ大分見えてきてますからね。それからまた、インターチェンジに北側、阿見側の県道土浦稲敷線までの間については、順次用地買収に取り組んでいくと、こういう段階であります。

これまでの進め方でありまして、従来は、竜ヶ崎土木管内で重要な4路線というのを指定しまして、その4路線については重点的に事業促進を図るように重点的に県に対して要望していたわけです。今度はその中で、阿見町の関連のところは、今までの4路線分というのは、全部できたんですね。125号バイパス、それから、どこだったかな、あれが主体だったんだけど、一応あれが開通したということで、で、阿見もその組織に入ってるんだけど、該当する路線がないということもあるし、このインターチェンジのアクセス道路として非常に重要な位置を占めているということで、今言いました県道土浦竜ヶ崎線についても、この重要路線に指定してもらいまして、一緒に、周辺の市町村と一緒に強く要望すると、こういう形での活

動をやっております。

関係8市町村で組織しているわけですが、主要道路整備促進期成同盟会ということで、特にこの県道土浦竜ヶ崎線バイパスを促進路線として位置づけまして、県に対して重点的な整備要望活動に取り組んでいるわけです。そういう点では、今までの阿見町だけでやっている促進活動だけじゃなくて、そういう組織として要望活動をやってるということでもあります。これは、毎年要望活動をやってるわけですから、そういう中で、もちろん町としても要望しますけれども、こういう組織を通して強く要望していくということでもあります。

次に筆界未定地の整備状況であります。これは、今問題にしました土浦竜ヶ崎線と直接関係する部分であります。大分前から問題になっている東宝商事で買った住宅団地、あそこで筆界未定地があるということで、とにかく県として非常に厳しい財政状況にあるということで、やらなければならないところはいっぱいあるわけだから、何か問題があるところについては余り積極的にやらない、できればやらないで済みたいという、そういう形がどうしても出るんですね。

これまでは、東宝ランドというのは、その問題があるというのを1つの理由にして、なかなか積極的に取り組んでもらえなかった。しかし、十分協議する中で、町も積極的に問題解消に努めるから、ぜひやってくれという強い要望を何年前前からやって、それで形が出てきまして、阿見町が窓口となって、竜ヶ崎土木事務所と法務局で協議を行いまして、平成20年3月に2日間具体的な立会いで現地を確認しまして、その時点でかなり整理がついてきたわけですが、やはり、不在者とかいろいろ多少問題がある人があって、その追跡調査等を行いまして、現時点で筆界未定の解除まで残り数名のところまで行ったわけです。これについて最後の追い込みをやっておりますので、筆界未定地の解除は年度内にはできると考えております。これをもって用地買収を進めていく。

スケジュールとしては、この道路はほんとは非常に重要な意味を持つわけですね。従来の区画整理予定の荒川本郷地区、あそこの中を通過して125号まで行くわけですから。しかし、かなりこれからやる区間の延長が長いということがあって、まず当面は、ひたち野うしくから土浦江戸崎線のバイパス、あそこは大体阿見の境界ぐらまでしてますから、あれとこれができるだけ早く結ぶと、こういうことでまず事業を進めようと、こういうことになっているようです。当然町としてはさらにそれを早く進めてもらって、荒本地区、上郷地区ですか、あそこを通過して125号まで早くつなげてもらいたい、こういう考え方があるんですが、やっぱりこの辺については、まだ今の時点では具体的なスケジュールを示すという段階には行かないということですね。

次に、霞ヶ浦二橋についてお答えいたします。霞ヶ浦二橋というのは随分古くからやってい

る話なんで、大体の認識はお持ちかと思うんですが、念のため一通りお話しますと、民間共用化を進めております百里飛行場、あの辺から霞ヶ浦を横断して、首都圏中央連絡自動車道、それから、さらに利根川をまたぐ若草大橋を通過する。で、千葉と茨城を結ぶアクセス道路の一環として、橋そのものとしては、従来の玉里村、現在小美玉市ですが、小美玉市から石岡市間約1キロメートル、これを第1橋。それから、今かすみがうら市ですか、かすみがうら市を通過して阿見町方面に延びる竜ヶ崎阿見線バイパス（島津追原線）、あれは比較的早く旧国道までは、国道につながる分はできてますんで、あそこを延長して、あの延長線上に第2橋をかけると、こういうような。で、この間が約4キロあるわけで、これを第2橋と言っております。この2カ所に橋をかけるというものでありまして、経過をお話しますと、平成3年1月に、石岡市、出島村、玉里村、美浦村によって、建設促進準備会というのが発足したわけです。今からもう17年も前の話ですね。で、その平成5年に建設促進協議会が発足しまして、平成8年には、阿見町も加わって土浦市、石岡市、竜ヶ崎市、牛久市、稲敷市、これは合併しましたんで、かすみがうら市、小美玉市、阿見町、河内町、利根町、美浦村の11市町村によって霞ヶ浦建設促進期成同盟会が設立されて現在に至っているわけです。この間2年ごとにこの同盟会の会長というのを交代でやったんですが、私は既にもう2年2回ですから4年間会長をやって、そういう意味では随分古くから関係しているわけです。

この霞ヶ浦二橋の整備効果につきましては、2つの橋が整備され、これらをつなぐ道路整備が進展すれば、常陸那珂港や県都水戸から圏央道、さらには日本の玄関口であります成田空港、幕張新都心に通ずる主要道路として、阿見町はもとより茨城県全体の飛躍的な発展に大きく寄与するものと考えられるわけです。特に、今度茨城空港ができるというようなことになると、茨城空港にとっても非常に大きな要素になるだろうと考えます。

ところで、議員御質問の架橋活動であります。主な活動は、霞ヶ浦建設促進期成同盟において、県知事や茨城県議会議長を初め、関係機関への要望活動や広報活動を行うとともに、2橋建設に向けた調査研究や視察研修などを行っております。

これまでの建設促進活動により、茨城県におきましては、平成13年に策定された茨城県総合計画長期計画の改訂版、通称グランドデザイン構想に霞ヶ浦二橋建設ルートが位置づけられて、その後平成18年度に策定されました新茨城県総合計画、別名元気いばらき戦略プランであります。その将来構想に一応位置づけられているわけです。図面見ると、太い点線で入れられているんです。しかしながら、霞ヶ浦二橋建設が広域的な事業であるとともに、架橋建設という大規模工事となりまして、何としても概算事業費で約750億円という膨大な事業費が必要となることから、これまでの要望活動、随分一生懸命やってきたんですけども、やはりとても今すぐやるわけにはいかないよと非常に大変厳しい回答をもらいました。

したがいまして、当面は、霞ヶ浦二橋建設のルートでもある竜ヶ崎阿見線バイパスや、千葉茨城道路及び百里飛行場連絡道の整備促進について、引き続き霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟構成市町村で建設促進活動を粘り強く行っていくことが、霞ヶ浦二橋構想の実現につながると考えますので、その辺を重点に促進活動をせざるを得ないというのが現在の実態です。

そういう意味では、さっきの圏央道のアクセス道路の整備にもつながる話でありますけれども、現在の状況、この辺の状況について十分御理解いただきたい。茨城空港がオープンするという状況、これに合わせて始めるということは、まず無理だという現在の状況を御理解をいただきたいと思います。

○議長（諏訪原実君） それでは、17番佐藤幸明君。

○17番（佐藤幸明君） 御答弁ありがとうございます。1点目の圏央道の片側2車線化ですが、まずは成田までつなげるのが先だという話がありましたけれども、最後に強く要望しておくというような言葉をちょうだいいたしましたので、そのようにぜひとも進めていただきたいとお願いを申し上げます。

それと、2点目のアクセス道路の件でございますが、残り、筆界未定地ですか、の作業が残り数名だということで、大変な作業ではあったかと思いますが、予定どおり年度内にできるということで、職員の皆さん方の御労苦に感謝を申し上げるところでございます。

それと3点目ですか、霞ヶ浦二橋、大変お金のかかるという話でございます。750億円、阿見町の予算の7年分とかかるわけですが、県の予算がたしか1兆4,700億からですから、大変な財政事情の中でもありますけれども、ぜひ実現に向けて、これかも活動を続けていただきたいと。会長を4年も務められたということでありますし、町村会の会長も務められていらっしゃいますので、ますます町長の発言に重みが増そうかと思っておりますので、知事を初め、多くの人たちに力説していただいてほしいと思うところでございます。よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

3点質問いたしましたけれども、アウトレットができる、そういう大型商業施設ができる、そこへ遠くから多くの人が、300万、400万人もの人が来る。排気ガスとごみだけ置いていったんじゃしょうがないんですよ。こういう道路を整備していただいて、阿見町の中心の中へもその人たちが足を伸ばしてくれる。予科練平和記念館も見たいこうということにもなるでしょう。そういうことでもって、こういう道路の整備を強く強くお願いしたところでございます。よろしくどうぞお願い申し上げまして、昼も過ぎたもんですから、質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（諏訪原実君） これで、17番佐藤幸明君の質問を終わります。

## 休会の件

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、6月13日から6月19日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

## 散会の宣告

○議長（諏訪原実君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでございました。

午後 0時12分散会

第 4 号

[ 6 月 20 日 ]



## 平成20年第2回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成20年6月20日（第4日）

### ○出席議員

1番	諏訪原	実	君
2番	久保谷	充	君
3番	川畑	秀慈	君
4番	難波	千香子	君
5番	紙井	和美	君
6番	柴原	成一	君
7番	浅野	栄子	君
8番	藤井	孝幸	君
9番	千葉	繁	君
10番	久保谷	実	君
11番	吉田	憲市	君
12番	天田	富司男	君
13番	小松沢	秀幸	君
15番	大野	孝志	君
16番	櫛田	豊	君
17番	佐藤	幸明	君
18番	細田	正幸	君

### ○欠席議員

14番	倉持	松雄	君
-----	----	----	---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	川田	弘二	君		
副町	長	大崎	誠	君		
教	育	長	大崎	治美	君	
総	務	部	長	渡辺	清一	君
民	生	部	長	横田	健一	君

生活産業部長	坪田匡弘君
都市整備部長	桑田康司君
教育次長	川村忠男君
消防長	瀬尾房雄君
消防次長兼総務課長	大津力君
参事兼消防署長	田仲安夫君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	篠崎慎一君
建設課長	浅野耕一君
国保年金課長	吉田衛君
水道課長	横田充新君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	山崎貴之

平成20年第2回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成20年6月20日 午前10時開議

- 日程第1 議案第34号 阿見町附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第35号 阿見町監査委員事務局設置条例の制定について
- 日程第3 議案第36号 阿見町職員定数条例の一部改正について  
議案第37号 阿見町監査委員条例の一部改正について  
議案第38号 阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について  
議案第39号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について  
議案第40号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第41号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）  
議案第42号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第43号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第44号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第45号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第46号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第47号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第48号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 意見書案第1号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書（案）
- 日程第6 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（諏訪原実君） それでは皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

議案第34号 阿見町附属機関の設置に関する条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 日程第1，議案第34号，阿見町附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、会議規則第77条の規定により、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は6月13日午前10時に開会し、午前11時01分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め関係職員18名、議会事務局より2名の出席をいただきました。

初めに、議案第34号，阿見町附属機関の設置に関する条例の制定について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第34号，阿見町附属機関の設置に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会に付託されました議案、議員各位の御賛同をお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第34号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第35号 阿見町監査委員事務局設置条例の制定について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第2、議案第35号、阿見町監査委員事務局設置条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務教育常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） つきまして、議案第35号、阿見町監査委員事務局設置条例の制定についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、監査委員の事務局を設置するということですが、前に全員協議会において説明を受けました。そこで、この財務のやり方、またバランスシート方式に変えていくということですが、今現在の進捗状況はどうなっておるのかお尋ねいたします。

バランスシートにつきましては、総務省のほうからの通知によりまして、市の分につきましては21年度秋から、財務諸表といたしましてバランスシート、コスト計算書とか四表について公表することになっております。県のほうで、今年研修が11回ほどありますので、それに参加しながら研修をしていきたいと思っております。町では、20年度の決算からですので、21年度の秋の公表に向けて今研修を受けながら準備を進めております。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第35号、阿見町監査委員事務局設置条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第35号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第35号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第36号 阿見町職員定数条例の一部改正について

議案第37号 阿見町監査委員条例の一部改正について

議案第38号 阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について

議案第39号 阿見町営住宅管理条例の一部改正について

議案第40号 阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第3、議案第36号、阿見町職員定数条例の一部改正について、議案第37号、阿見町監査委員条例の一部改正について、議案第38号、阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について、議案第39号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について、議案第40号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 続きまして、議案第36号、阿見町職員定数の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。討論なし。

議案第36号、阿見町職員定数の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いた

しました。

次に、議案第37号、阿見町監査委員条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論なし。

議案第37号、阿見町監査委員条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第38号、阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、公共施設使用についての暴力団排除に関する条例であります。暴力団に対しての定義、また位置づけ、また排除の方法はどうなっておるかお尋ねを申し上げます。

暴力団等の排除に関する条例というのは、既に16年に条例化しております。今回改正ということなんですが、この本条例で対象にしておりますのは、役場、庁舎ですとか、学校、体育館とか、図書館とか、そういった施設になります。

暴力団の定義に関することなんですが、これまでの条例だと組織を対象に排除するような内容になっておりました。昨年の町田の立てこもり事件を契機に、全国的に公共施設から暴力団排除の取り組みがされているところでございます。今回の改正で変える要素として、組織及び構成員というふうに表記しております。構成員というのは、いわゆる暴力団員ということになります。

その判断なんですが、これに関しましては、県警のほうと連絡調整しながら、その照会に基づいて、県警が構成員であるかどうかを判断して、町のほうに連絡をくれる、そういう形で判断していくということになります。

排除の方法ということなんですが、こういった条例に基づきまして、今回改正案の第2条第2項のほうにも表記があるのですが、当該許可を取り消すと、使用を中止する、あるいは制限を加えるといった対応を、町が県警と協力しながら行っていく予定でございます。

次に、公共施設使用に対して制限するということですが、制限の解釈についてお尋ねいたします。ちょっと待ってください。

制限といった場合には、その直接の許可を申請した者であるとか、使用を取りまとめている者、申請者が暴力団ではないけれども、その参加者にですとか、その関係者に——関係者というのは、使用したり、何かする場合のグループの中に、そういう人がいるというようなことが判明した場合、その人個人の行為に対して制限を加えていく。及び使用の制限という言葉の中には、事前に申請があったものに対して承認しないということも、制限ということの解釈に含まれております。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論を終結し、採決に入り、議案第38号、阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） おはようございます。命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条により御報告申し上げます。

当委員会は去る6月13日午後2時に開会し、午後2時25分までの間審議を行いました。議長にも御出席をいただき、出席委員は全員で6名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め関係職員20名の出席があり、また議会事務局から局長以下2名の出席をいただきました。

初めに、議案第40号、阿見町健康保険税条例の一部改正についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、まずどのように改正されたのかという、つまり基礎課税額分が47万円、そして後期高齢者支援金課税額が12万円とすると、1世帯の中から47万円と12万円を足した59万円がその家に課せられる課税となるのでしょうかという問いに対しまして、基礎税額47万円、後期高齢者分といたしまして12万円が賦課限度額と設定されているわけでありましてけれども、今までであれば56万円が賦課限度額ということで、所得割、資産割関係の応能分で、計算上60万、70万になったとしても、最高限度額の56万円までが課税となるということでありました。

今回は、その基礎分を2つに分けた関係で、47万円と12万円の2つの賦課限度分が設定されたわけで、おのおの47万円までの課税と12万円までの課税と、1世帯で2つの限度額が適用になりました。よって最高59万円ということになりますという答弁でございました。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論あり。討論を終結し、採決に入り、議案第40号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） おはようございます。

それでは、命により、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過



と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は6月16日午前10時に開会し、午前11時23分まで慎重審議を行いました。出席委員は5名で、議案説明のため、執行部より川田町長初め関係職員18名、議会事務局3名の出席をいただきました。

初めに、議案第39号、阿見町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ、第4条中選定の形について。現在抽選ですべて行っているが、この方法を公募をして、なおかつ受付順、あるいは落選回数に伴って入居できるなどの方法はとれないものかとの問いに対し、現在町営住宅入居の申し込みについては、年3回から4回の抽選を行っており、その中から入居を確定しています。1回当たり大体2件から4件でございます。優先的なこと、落ちた回数などの特別な事由はありませんとの答弁でありました。

それに対し、民間住宅では生活が困難だという、本当に生活に困る人も、何回も何回も落ちる状況の中、ある意味福祉的な観点から、従来の抽選方法を改めて考えていただきたいとの要望がありました。

次に、第5条中の6号で、条例が改正された場合、現在町営住宅に住んでいる人に対する周知はどのように行っているのかとの問いに対し、今回の内容については、今入居されている方との同居という形も考えられますので、現入居者に対して説明を行っていきたいと思っております。条例の改正は、掲示板等で行っておりますが、現入居者に関しても、説明文を配布する等の措置を考えたいと思っておりますとの答弁でありました。

また、町営住宅の契約更新はどのようになっているのかとの問いに対し、特に入居者に対する契約の更新はありませんが、家賃については、年間所得の申告を受けて修正・変更を行います。収入は家族割で変わっていきますとの答弁でありました。

そうすると、第41条の7号の「町営住宅借り上げの期間が満了するとき」の、「満了」の意味とは何かとの問いに対し、この町営住宅は町で建てたものの住宅だけでなく、民間から借り上げ、町民に貸した場合、借り上げ期限が切れるというときに当たり、町が明け渡しを請求して、待機をお願いするということでもありますとの答弁でありました。

また、入居者が暴力団かどうかの見きわめはどのように行うのかとの問いに対し、これにつきましては、町営住宅における暴力団排除における協定書を県警と締結した後、入居が決まった段階で、警察で書面確認をしたいと考えていますとありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第39号、阿見町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、議案第40号、阿見町国民健康保険税条例の一部改正について、反対討論をいたします。この改正は、後期高齢者制度が生まれて新たに改正するものです。減額になればいいわけですが、減額ではなしに今まで国保税の最高限度額56万、これを後期高齢者支援金の課税12万——56万が47万に減額されますけれども、新たに後期高齢者支援金の限度額12万を足しますと、課税限度額が59万となり、3万円の増税になります。

後期高齢者に名をかりた一つの増税だと思えますけれども、私はこの増税案については、認めることはできないので反対をいたします。以上です。

○議長（諏訪原実君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号から議案第40号までの5件についての委員長報告は、原案どおり可決であります。本案5件は委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第36号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第36号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第36号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第37号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第37号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第37号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第38号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第38号は委員長報告どおり可決す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第38号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第39号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第39号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第39号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第40号は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（諏訪原実君） 起立多数であります。

よって議案第40号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第41号 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第43号 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第44号 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第45号 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第46号 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第4、議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、議案第42号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第43号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第44号、平成20

年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第45号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第46号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第47号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第48号、平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る6月10日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに総務常任委員会委員長天田富司男君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長天田富司男君登壇〕

○総務常任委員会委員長（天田富司男君） 先ほどに続きまして、議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、8ページの人事給与事務費、市町村派遣職員負担金1,090万1,000円の内容について。9ページの公共交通計画策定事業、当初の予算611万5,000円を減額し、同じ金額を補助及び交付負担金として処理した理由についてお尋ねいたします。

8ページの職員管理費のほうの補正で計上されております市町村派遣職員負担金について、お答え申し上げます。この対象になる職員は、県から町のほうに派遣になっている職員で、都市整備部の部長です。当初予算編成時におきまして、まだ未確定な状態にあったということで計上するに至らなかった関係上、補正させていただくという内容でございます。期間については2年を予定しております。

公共交通計画策定事業の件についてお答えいたします。現段階では、平成19年度策定の調査につきましては、茨城大学と契約をしまして、今入っております。法定協議会設置ということで、補助対象になるものですから、法定協議会の設置を8月を目安に、今その準備会を第1回開催いたしまして、今月末に2回目の開催を予定しているところでございます。それで、今年度中につきましては、その調査を実施しまして、来年度、平成21年度に策定いたしまして、22年度に試行運転ということ、今考えております。そういったスケジュールで進めているところでございます。

こちらの補正の内容でございますが、地域公共交通活性化法というのは、平成19年の10月に施行されました。この段階では、補助金を受ける見込みで予算化しておりましたが、予算編成の11月の時点では、補助要綱等がまだ確定していなかったもので、その事業主体を阿見町として予算編成をして、報償費ですとか旅費、役務費、委託料を20年度予算に計上したわけなんで

すが、その後、予算要綱がはっきりしまして、補助につきましては、協議会に対して補助するというようなことが決定したものですから、ただいま申し上げましたものを減額してゼロにしまして、8月に設定する予定の協議会に、負担金としてその額を繰り出しする。こういうことで、予算の組み替えを今回の補正で行ったものでございます。

次に、公共交通の協議会メンバーに対して、交通弱者が入っていないが、この点についてはどうなのか。

公共交通のメンバーについては、6月12日公共交通システムの研修会、秋山先生のお話にもありましたように、交通弱者——先生は移動制約層ですとか、交通貧困層というような、そういった言われ方をされましたが、子供ですとか、それから高齢者、障害者、こういった方々をやはり取り込まなければならないというようなことで、その協議会メンバーを再度検討いたしまして、こういった方々の意見を取り入れるべく、協議会のメンバー構成をしていきたいと考えております。

次に、この公共交通とも関連があるんですが、高速バスについてお尋ねしたいと思います。

先の全協においても説明を受けましたが、新聞紙上でも美浦、稲敷市が補助金を出すというような、この6月に予算計上しているような段階です。そこで、当町においては関東鉄道に対して、どういう形で、今現況、話し合いがなされているのか。そして、1カ月の乗りおり客は何人ぐらいいるのか。また、町の乗りおりのパーセンテージはどのくらいなのか。そして年間の赤字ですが、その金額をお知らせ願いたいと思います。

お答えいたします。ただいまの高速バスの件についてお答えいたします。稲敷市から東京まで行っています高速バスにつきましては、5月の末ぐらいに、JRのほうは町のほうにいらっしやいまして、運行を中止したいというような、そういったお話がありました。

稲敷市、美浦村、阿見町の3市町村にかかわるものですから、3市町と協議しまして何とか継続していただきたいということで、いろいろ交渉に入ったんですが、その中では、JRは撤退というようなことで決まりまして、関東鉄道さんのほうにつきましては、地元の企業ということで、何とか赤字補てんをいただければ継続してもいいような、そういった答えがあったものですから、その金額、3市町村の負担割合、そういったものについて、いろいろ協議してきたんですが、それで全員協議会のほうでも御説明しましたが、その段階では、まだその補てんの総額、それから3市町村の負担割合額が決まっておりませんでした。

ただ、3市町村としまして、継続してもらって、関東鉄道も継続はオーケーというような、そういうことでしたので、それだけの説明にとどまったわけなんです。その後、稲敷市、美浦村が予算を計上する段階で新聞に発表されましたように、総額としましては、今年度7月から3月まで1,620万、3等分しまして約540万というようなことで、それを助成し運行する。

ダイヤにつきましては、今までJRと関鉄で16便あったものが、半分ということで8本になります。それにつきましては、より営業努力、企業努力で、利用者にあったダイヤを改正していただいた中で走らせていただくような状況です。

9月の補正になるかと思いますが、この金額につきましては、補正を計上させていただきまして、契約それと支払い、支出というようなことでいかせていただきたいと思います。

1カ月の乗りおり客ですが、約7,200人。そのうち阿見町での停留所の乗りおりですが、約55.6%。上りが約50%強。下り——東京から阿見町に帰ってくるのが60%弱というような状況です。そして、金額的には2,300万の赤字を出しております。

次に、補助金が1,620万円。この金額であれば、営業ナンバーを持っている小さな会社でもできるのではないかと思います、この点についてはどうですか。

いずれにしても、稲敷市、美浦村、阿見町と3市町村で対応するわけで、やっぱりこの地域の状況を考えると、東京への高速バスが確保されている意味は非常に大きいと思います。ただ、稲敷、美浦、阿見、それぞれの地域におけるその重要度、利用の重さというのは大分状況が違ふと思います。まず、こういう路線を確保するという必要性は、非常にあるという判断のもと、今回緊急的に1年やろうということになったわけです。

これとあわせて、ちょうど同じ時期に、阿見町としては、交通体系の問題を基本的に検討するわけで、そういう点では実際は、阿見町の場合にはJR利用でという形があるわけで、公共交通体系の検討の中でも、その辺も含めて検討し、阿見町としてはどうあるべきか、阿見町だけの都合を考えるというのも、やはり地域全体のこともある程度考えなきゃならないと思います。

そういうことも含めて、総合的に判断して、例えば5年、10年とか、そういう長いことは別として、今回は1年という緊急避難的な形での対応なんで、少なくとも二、三年は続けるような形でやるとか、その中で実際の乗客状況、そういうものを検証しながら、場合によっては維持するため、できるだけ利用する人たちも拡大していくようなことも考えなくてはならない。こういうスタンスで行くしかないと思っております。

以上、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長藤井孝幸君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（藤井孝幸君） 議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予

算（第1号）のうち、民生教育常任委員会所管事項についての、審査の経過と結果について御報告いたします。

質疑を許しましたところ、教育費のうち、小学校の学校管理費で、学校施設整備事業ですが、この中の委託料1,676万7,000円の補正の理由、裏づけをお尋ねします。また、中学校管理費のうち、学校施設整備事業838万4,000円。どちらも高額ですので、その理由と内訳をお尋ねいたしますの問いに対し、当初予算計上の段階で、パソコンと保守、それからネットワークの物理的工事部分というふうに分けずに計上していました。今までの学校のコンピューターのシステム全部を一括して契約していましたが、ハードウェアとソフトウェア、それから保守の部分を分けまして、保守の部分は今までの継続であり、どうしても同一の業者に面倒を見てもらわなければならないのですけれども、ハードウェアに関しましては、調達段階で競争入札がかけられるということで、今回の予算で組み替えをしています。

保守の部分は委託料、ハードウェアと物の賃貸の分は使賃料、それから工事ネットワークの物理的部分は委託料と組み替えて行いまして、今回の補正となりました。さらに、システム自体は5年間の債務負担行為でやっていますので、5年間の支出総額は増減ないとの答えでございました。

次の問いで、パソコンは大体何台ぐらいか、この設置は委託なんだろうかの問いに対して、調達なんです、職員のノートパソコンを206台、レーザープリンターを各学校1台で、11台となります。さらに現在各学校にあるコンピューターが古くなっておりまして、メモリーの増設を行うことになりましてという答えでした。

次の質問で、コンピューターは個人のものを使って、先生方が家に持って行く、そうすれば当然パソコンが盗まれるなどして、阿見の学校では余り聞きませんが、個人の成績が外部に出ちゃったという話を聞くわけですが、今度は町が買って、先生が家に持って帰らなくてもいいようになるということでしょうか。何のために購入するかを先に説明をしてもらいたい。

こういう問いに対して、学校の中の情報セキュリティー、現在職員室には何台か校務用のパソコンが配置されていますが、先生一人ひとりに行き渡ってはいません。現在、成績処理など自分のコンピューターでやっております、情報はUSBメモリーに入れて、家に持ち帰らない体制でやっていますが、情報の漏出の懸念がありますので、一人ひとりにパソコンを配置して、ネットワークの中に入れて、必要な情報はサーバーの中に保管するというのが、今回の予算の変更ですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）のうち、民生教育常任委員会所管は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続いて、議案第42号、阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について報告いたします。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、議案第42号、平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第46号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）について審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、議案第46号、平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第47号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なく、議案第47号、平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 次に、産業建設常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち産業建設常任委員会所管事項につきまして、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、龍ヶ崎地方衛生組合負担金の減額の内容と龍ヶ崎地方衛生組合の汚職、施設談合問題について、質疑がありました。まず、負担金の441万4,000円の減額ですが、龍ヶ崎地方衛生組合は、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、利根町、河内町、稲敷市、美浦村、阿見町の8市町村からなる独立した地方一部組合ですが、実は平成19年度に負担金の割合で会議が紛糾し、負担金の額が決定せず、平成20年度にようやく決まったため、当初予算に間に合わず、減額になりました。内容は、主に起債償還が済んだこととありますとの答弁でありました。

2点目の、汚職・談合につきましては、新聞等でも御承知のとおり、昨年6月に管理者会議があり、損害賠償請求をするということまでは決まりましたが、契約約款の中で、損害賠償の率が1割、年に8.25%ということになっており、それらに関しても弁護士とよく相談しながら額を決定して、訴訟を起こすという運びになっております。金額や時期は、まだ決まっていないとの答弁でありました。



次に、17ページの浄化槽の設置事業について、実績の内容と、設置するにあたり、霞ヶ浦周辺とはどの部分までを指すのか、また43基は地域的にどのあたりが多いのかとの質疑に対し、平成19年10月1日に施行された茨城県霞ヶ浦水質保全条例が決まり、高度処理型浄化槽への転換が義務づけられております。この財源については、本年4月からスタートした森林湖沼環境税を財源として、5年間の補助がされるものであります。

阿見町の内容は、5人槽の補助が44万円から22万円増額の66万4,000円、7人槽が48万6,000円から70万2,000円となり、21万6,000円の増額で、すべて県の予算であります。それから、霞ヶ浦水系は、全部で21市町村で、下水道あるいは農業集落排水区域外が対象であります。阿見町の43基は、主に市街化区域近辺の利用が多いとの答弁でした。

次に、設置したいという人がどんどん増やせる、5年間でこのように多く負担していただけるのであればどんどんPRすべきだが、どのように周知しているのかとの問いに対し、現在阿見町ホームページへの掲載と、7月号の広報紙にも載せる予定ですとの答弁でありました。

次に、荒川本郷地区の公共下水道が供用開始になる予定についてはとの問いに対し、今幹線を埋設しているところであり、計画そのものもまだ立っておらず、一般家庭での利用は今のところできない状況ですとのことでした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第41号、平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号）、うち産業建設常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第43号、平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第44号、平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、保留地処分金15万4,000円の内容と、現在処分できている区画数と金額についての質疑があり、まず15万4,000円は職員3人分の人件費で、4月の人事異動の減額分を本郷第一保留地処分金で調整しました。

2点目の処分状況は、現在84区画売り出し、うち66区画が契約済みです。処分金額については、保留地の予定金額が34億183万4,000円で、そのうち16億6,107万5,000円が処分した金額ですとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第44号、平成20年

度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第45号、平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第48号、平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第48号、平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（諏訪原実君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第41号から議案第48号までの8件の委員長報告は、原案可決であります。本案8件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって議案第41号から議案第48号までの8件は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 意見書案第1号 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書（案）

○議長（諏訪原実君） 次に、日程第5、意見書案第1号、地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書（案）を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。5番紙井和美君、登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書を提案する

に当たり、経過について簡単に御説明申し上げます。

この意見書案につきましては、去る6月16日に開かれました産業建設常任委員会において審議した結果、全会一致で採択となり、本日ここに提案するものであります。

提出者、阿見町議会議員紙井和美、賛成者、阿見町議会議員柴原成一、同じく小松沢秀幸、同じく倉持松雄、同じく千葉繁、同じく久保谷充。

提案理由は、意見書の案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書（案）

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。20世紀の間に地球の平均気温は0.6度上昇し、我が国の平均気温も1度上昇した。最悪の場合、2100年には（18世紀の産業革命以前と比較して）6.4度気温が上がり、88センチ海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることは、だれの目にも明らかである。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催される。政府においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のため、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策に講じているところである。

加えて、「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論をまたない。

こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と定め、国民が地球温暖化防止のために、CO<sub>2</sub>の削減など、具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及、促進を図るよう、政府に対して以下の事項について強く要請するものである。

記

一、北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と宣言し、CO<sub>2</sub>削減に向けた実効性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、その普及、促進に努めること  
一、当日はCO<sub>2</sub>削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと

一、クールビズやウォームビズについては認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること

一、「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対

する協賛企業の拡大や、エコポイント制の普及促進に努めること

一、商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

茨城県稲敷郡阿見町議会

意見書の提出先は、内閣総理大臣、環境大臣であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、御説明とさせていただきます。

○議長（諏訪原実君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号について、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第1号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

---

議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（諏訪原実君） 次に、日程6、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管

事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（諏訪原実君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これで本定例会に予定されました日程はすべて終了しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。町長川田弘二君。

○町長（川田弘二君） 平成20年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今回は、議員改選後初の定例会でありましたが、議員各位には、本定例会に提案いたしました議案につきまして、慎重審議の上、全議案を議決いただき、また一般質問や各常任委員会の審議を通して、さまざまな御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げます。

さて、現在我が国の経済は、アメリカのサブプライムローン問題や原油高、食料品の値上げなどのさまざまな原因により、景気が踊り場に入り、戦後最長の景気拡大もいよいよ終局を迎えるのではないかとされておりまして。

また、暫定税率復活と原油高によるガソリンの値上げや、食料品の値上げなどに加え、年金問題や医療制度の見直しによる医療費負担など、私たちの生活に大きな影響を及ぼす問題が次から次へと取り上げられる今、日本じゅうがいろいろな形で混乱しているという状況があります。

そのため、個人の消費節約志向が一段と強まるに加え、企業の設備投資も振るわず、依然として厳しい状況にあり、また、地方では税収の伸びが多くは期待できず、引き続き厳しい行政運営を強いられることも予想されております。

こうした中、地方自治体には、地方分権の推進や制度改正などを踏まえまして、住民の多種多様なニーズに即応したサービスや、住民福祉の向上など、自主的、主体的な地域づくりを通して、各種政策課題を着実に進める大きな役割が期待されております。

議員の皆さん方ももう御存じのように、今当町では、圏央道の一部開通の波及効果もありまして、阿見東部工業団地へ優良企業の進出や、阿見東インターチェンジに隣接する吉原地区へは、あみプレミアム・アウトレットの出店計画の具体化、さらには予科練平和記念館の建設など、未来の町づくりに向けた話題が大変多くなっております。

このように、当町の持つ潜在力や地域特性をより一層生かしながら、さらなる阿見町の発展

のために、町民の皆さんとの対話を大切に、福祉や医療、教育や文化、生活環境などの施策を一層充実させ、活力のある明るく住みよいまちづくりに向けて、引き続き努力していきたいと考えております。議員各位には、町政に対しまして、これまで同様、また、これまで以上に、変わらぬ御指導、御協力をお願い申し上げる次第であります。

これから梅雨が明けると厳しい暑さを迎えますが、議員各位にはどうぞ御自愛の上、健康でますます御活躍されますよう御祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（諏訪原実君） それでは、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成20年第2回阿見町議会定例会を閉会といたします。どうも皆さん御苦労さまでございました。

午前11時09分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 諏訪原 実

署 名 員 柴 原 成 一

署 名 員 浅 野 栄 子

## 参 考 资 料



平成20年第2回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号 議案第38号  議案第41号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の制定について 阿見町監査委員事務局設置条例の制定について 阿見町職員定数条例の一部改正について 阿見町監査委員条例の一部改正について 阿見町公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正について  平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第40号 議案第41号  議案第42号  議案第46号 議案第47号</p>	<p>阿見町国民健康保険税条例の一部改正について 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成20年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成20年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第1号） 平成20年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第39号 議案第41号  議案第43号  議案第44号  議案第45号  議案第48号</p>	<p>阿見町営住宅管理条例の一部改正について 平成20年度阿見町一般会計補正予算（第1号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成20年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） 平成20年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） 平成20年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） 平成20年度阿見町水道事業会計補正予算（第1号）</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成20年3月～平成20年6月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	6月3日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回定例会会期日程について</li> <li>・その他</li> </ul>
議会だより 編集委員会	3月26日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第115号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	5月12日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第115号の校正について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	4月7日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初議会の日程について</li> <li>・仮議席，議席の指定方法について</li> <li>・会議録署名議員の指名について</li> <li>・議員選出の町監査委員の選出方法について</li> <li>・常任委員会委員の選出方法について</li> <li>・議会運営委員会委員の選出方法について</li> <li>・議会だより編集委員会委員の選出方法について</li> <li>・一部事務組合議会議員の選出方法について</li> <li>・全員協議会の議員席の指定方法について</li> <li>・阿見町議員会について</li> <li>・その他</li> </ul>

全 員 協 議 会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・あて職について</li> <li>・その他</li> </ul>
	5月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿見町監査委員事務局設置条例の制定について</li> <li>・阿見町附属機関設置条例の制定について</li> <li>・予科練平和記念館建設の進捗状況について</li> <li>・阿見町地域公共交通総合連携計画策定について</li> <li>・その他</li> </ul>

## 2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生 組合	6月4日	第1回臨時会 ・汚泥再生処理センター建設工 事の入札にかかる談合問題に ついて	当分の間裁 判の流れを 見守ってゆ き、その後 損害賠償額 を検討して いく	大野孝志 吉田憲市
牛久市・阿見町 斎場組合	5月15日	全員協議会 ・平成20年第1回組合議会臨時 会の議案説明について ・斎場運営状況報告について ・その他  第1回臨時会 ・議席の指定 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・副議長選挙  ・牛久市・阿見町斎場組合監査 委員の選任について	阿見町 小松沢秀幸氏 牛久市 幸田 晃氏	細田正幸 小松沢秀幸 久保谷実